

環境基本計画（素案）

2024（令和6）年1月
中央環境審議会総合政策部会

1	目次	
2	はじめに ※今後の中央環境審議会での審議を踏まえ記述	4
3	第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向	4
4	第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識	4
5	1 現下の危機と2030年の重要性	4
6	2 環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題	11
7	3 現在及び将来の国民が明日に希望を持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なる	
8	ステップ・高度化に向けて	15
9	4 環境面の主に30年の振り返りと課題認識	20
10	第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方	32
11	1 目指すべき持続可能な社会の姿	32
12	2 今後の環境政策が果たすべき役割：将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな	
13	成長」の実現	34
14	3 今後の環境政策の展開の基本的考え方	37
15	第3章 環境政策の原則・手法	44
16	1 環境政策における原則等	44
17	2 環境政策の実施の手法	46
18	第2部 環境政策の具体的な展開	48
19	第1章 重点分野ごとの環境政策の展開	48
20	1 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定と個別分野の重点的施策の展	
21	開	48
22	2 パートナーシップの充実・強化 ※今後内容を精査し、追記する予定	49
23	第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開	50
24	1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの	
25	構築	50
26	2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	61
27	3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり	70
28	4 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊	
29	かな暮らしの実現	76
30	5 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装	83
31	6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献	90
32	第3章 個別分野の重点的施策の展開 ※以下は現行計画の見出しを記載	96
33	1 気候変動対策	96
34	2 循環型社会の形成	96
35	3 生物多様性の確保・自然共生	96
36	4 環境リスクの管理	96
37	5 各種施策の基盤となる施策	96
38	6 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応	96
39	第3部 環境保全施策の体系	96

1	第4部 計画の効果的実施	96
2	1 計画の実施	96
3	2 計画の進捗状況の点検	96
4	3 計画の見直し	96

5
6

7 ※第2部第3章、第3部、第4部は2月に提示予定

8

1 はじめに ※今後の中央環境審議会での審議を踏まえ記述

2 3 第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

4 5 第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識

6 7 1 現下の危機と2030年の重要性

8 9 (1) 深刻化する環境危機

10
11 人類は深刻な環境危機に直面している。

12
13 G7広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）では「我々の地球は、気候変動、生物
14 多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられた。

15
16 特に「気候危機」とも言われる気候変動問題について、世界平均気温は上昇傾向に
17 あり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速している。世界
18 気象機関（WMO）の報告によると、既に温室効果ガスの排出をはじめとする人類の活動
19 が、産業革命以前の1850～1900年の平均と比較して2014～2023年に約1.20℃（±0.12）
20 の地球温暖化を引き起こしている。特に2023年においては、世界の年平均気温が観測
21 史上最も高く、地球の平均気温が1.45℃（±0.12）高くなったと報告した。こうした状
22 況の中、2020年には、衆・参両議院において、「私たちは「もはや地球温暖化問題は気
23 候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する」
24 旨の「気候非常事態宣言」を決議しており、2023年7月には、国連のグテーレス事務
25 総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明した。

26
27 COP28（国連気候変動枠組条約第28回締約国会議）における決定によれば、2015年に
28 採択されたパリ協定に基づく各国の取組が完全に実施された場合、地球の平均気温の
29 上昇は2.1～2.8℃の範囲になると予想されている。他方、パリ協定が努力を追求する
30 こととしている1.5℃の上昇に首尾良く抑えることができたとしても、広い意味では
31 2023年のような現状と比べて特異な状況²が常態化してしまうおそれがあることを念頭

¹ 今年特有の気圧パターン等を背景とした個々の気象事例が再現されるという意味ではない。

² 2023年は世界各地で異常高温が発生し、各国の月平均気温や季節平均気温の記録更新が報告された。また、海洋温暖化の進行や氷河・氷床の融解により平均海面も上昇し、1993年以降最高値が観測された。さらに、気象災害も多く発生し、大雨やサイクロン等によりアフリカを中心に多数の死者を伴う被害が報じられたほか、カナダ、ハワイ、ギリシャなどで、それぞれ史上最大規模の森林火災が発生した。我が国においても、年平均気温は全国的に高く（注：気象庁の最新データに基づき具体的数値を記述予定）、5月から9月の全国の熱中症による救急搬送者数は91,467人（前年比+20,438人、約1.3倍）となった。また、6月から7月中旬にかけての梅雨期には、各地で記録的な大雨が発生したが、この大雨に対してイベント・アトリビューションを実施した結果、地球温暖化により、この期間における日本全国の線状降水帯の総数が約1.5

1 に、強い危機感を持つ必要がある。

2
3 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第六次評価報告書統合報告書では、極端な高
4 温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などを含む気候システムの多くの変化は、地
5 球温暖化の進行に直接関係して拡大しており、その結果、何百万人もの人々が急性の
6 食料不安に曝されるとともに、世界の人口の約半分が現在までのいずれかの期間、深
7 刻な水不足に陥っているとしている。また、約 33～36 億人が生活している気候変動に
8 対する脆弱性が高い地域では、2010～2020年の洪水、干ばつ、暴風雨による人間の死亡
9 率は、脆弱性が非常に低い地域と比べて 15 倍高いと報告している。

10
11 我が国においても、2023年の年平均気温は1898年以降で最も高く、1898年から2023
12 年の間に100年当たり1.35(P)°Cの割合で上昇した。日本の年平均気温の上昇は世界平
13 均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが
14 指摘されているほか、日本国内の大雨や短時間強雨の発生頻度も増加しており、各地
15 で被害が発生している。加えて、高温による農作物の生育障害や品質低下が発生する
16 など、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生している。2010年以降、熱中
17 症による救急搬送者は年間4万人を超えているが、最も温暖化が進むシナリオ（RCP8.5
18 シナリオ）では、その人数は3.2～13.5倍程度増加する予測結果を示す研究事例³もあ
19 る。また、地球温暖化による異常気象の発生確率や強さの影響を定量的に評価するイ
20 ベント・アトリビューションの手法によって、国内の異常高温や大雨、頻発する災害
21 などの因果関係も明らかになりつつある。

22
23 さらに、こうした気候変動の影響は、被災地に留まらず、サプライチェーンや物流
24 の断絶等によって世界各地の民間企業の事業活動に大きな被害をもたらす⁴ことが懸念
25 されている。

26
27 これらの現象について長期的な改善傾向は確認されておらず、ますます悪化するこ
28 とが懸念されている。気候変動による人為起源の変化があるレベルを超え、いわゆる
29 ティッピングポイントに達したときには、気候システムにしばしば不可逆性を伴うよ
30 うな大規模な変化が生じる可能性があるとしてされており、最も温暖化が進むシナリオ
31 （RCP8.5シナリオ）では、西南極の一部の氷床の崩壊が突然発生し、何千年も元に戻

倍に増加していたと見積もられた。加えて、令和5年産の米については、例年になく高温の影響で、1等米の比率が低くなっている地域があり、特に新潟県においては、コシヒカリ5.0%（平年75.3%）、うるち全体15.8%（平年74.7%）（※11月31日現在、速報値【時点更新予定】）と白未熟粒が多い結果となった。

³ 2020年度日本地理学会秋季学術大会「将来気候下における日本全国市区町村別の熱中症リスクマップの作成」Development of heat stroke risk maps for each municipality in Japan under future climate（佐藤 亮吾・日下 博幸・佐藤 拓人）

⁴ 2011年に発生したタイの大洪水では、自動車やエレクトロニクス産業等において、タイ国内外の広範なサプライチェーンが大きな影響を受け、世界の工業生産を推計で約2.5%押し下げたとされている（通商白書2012第2章第3節 我が国をはじめとした周辺国・地域の通商環境等に大きな影響を与えたタイの洪水、経済産業省、2012 http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2012/2012honbun_p/2012_02-3.pdf）。

1 すことができない事象の発生が危惧されている。

2
3 また、生物多様性の観点からは、我々が生きる現代は「第6の大量絶滅時代」とも
4 言われる。生命が地球に誕生して以来、生物が大量に絶滅した「大絶滅」が過去に5
5 回発生したといわれるが、6回目たる今回の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて、種の
6 絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられている。生物多様性
7 及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）「生物多様性
8 と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、世界の陸地の75%は著しく改
9 変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以
10 上が消失した、と報告されている。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約
11 25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地
12 球全体の自然が変化していると報告されている。さらに、地球上の種の現在の絶滅速
13 度は、過去1,000万年間の平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍に達していて、適
14 切な対策を講じなければ、今後さらに加速するであろうと指摘されている。

15
16 海洋環境に関しては、過去150年間で生きたサンゴ礁の面積がほぼ半減し、ここ20
17 年から30年では、水温上昇と海洋酸性化がその他の減少要因と相互に作用して影響を
18 増幅し、減少が著しく加速している。サンゴ礁海域では、サンゴの致死率の高い大規
19 模な白化現象が生じ、1.5℃の気温上昇でサンゴ礁が今よりも70%~90%、2℃上昇で
20 99%減少すると予測されている。

21
22 鳥獣被害についても深刻化している。我が国において、クマ類による人身被害の発
23 生件数は、長期的に増加傾向にあり、2023年度は統計のある2006年度以降最も多く、
24 また地域的には北日本を中心に多くなっている。クマ類の分布域は拡大する傾向を示
25 しており、人間の生活圏にクマ類が侵入し、国民の安全・安心を脅かしている。この
26 背景には、自然環境の変化や社会環境の変化など様々な要因が考えられる中、近年の
27 少子高齢化・過疎化の進行により人による自然への働きかけが減少したこと等の土地
28 利用の変化の影響があると考えられ、鳥獣の生息域と人間の活動域、その間の緩衝域
29 のゾーニング等を考慮した土地利用や鳥獣管理の立て直しが急務となっている。

30
31 水環境を巡っては、世界の排水の80%以上が未処理のまま環境中に放出され、工業
32 施設から排出される年3~4億トンの重金属、溶媒、有害汚泥及びその他の廃棄物が
33 世界各地の水域に投棄されていると報告されている⁵。我が国においては、公共用水域
34 における生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)の達成率は、湖沼や閉鎖性海

⁵ IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（政策決定者向け要約）」

1 域で低い傾向にある⁶ほか、過去に幅広い用途で使用されてきた PFOS⁷、PFOA⁸は、難分解
2 性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では北極圏なども含め世
3 界中に広く残留し、国内でも主に都市部やその近郊の公共用水域、地下水において暫
4 定目標値の超過する事例が確認されている。

5
6 プラスチック汚染については、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は 2019 年
7 から 2060 年までにはほぼ 3 倍になり、環境への流出量は 2060 年には年間 4,400 万トンに
8 倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチックの量は 3 倍以上に増加する見込み
9 とされている⁹。マイクロプラスチック（一般的に 5mm 未満とされる）による影響を含
10 め、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されている。

11
12 こうした環境上のリスクに関しては、外交・安全保障上の危機によってもたらされ
13 る影響も大きい。とりわけ、ロシアによるウクライナ侵略については、環境も含めた
14 破滅的な影響だけでなく、前例のない世界的なエネルギー危機、人々の生活に現実に
15 経済的影響を与えるインフレ、食料不安や栄養不良を助長させる世界の穀物及び肥料
16 価格を巡る状況の悪化を引き起こしている。

17 18 **(2) 現代文明の地球的限界と文明の転換・社会変革 (Transformative Change) に向け** 19 **た 2030 年の重要性**

20
21 上記の危機的な状況を踏まえると、人類の活動は、地球の環境収容力、プラネタ
22 リー・バウンダリーを超えつつあり、自らの存続の基盤である限りある環境、自然資
23 本の安定性を脅かしつつあると言える。例えば、環境収容力の観点では、地球温暖化
24 を 1.5°C に抑える確率が 50% の場合、過去の累積の二酸化炭素排出量が既にカーボンバ
25 ジェット¹⁰（炭素予算）全体の 5 分の 4 に達しており¹¹、また、IPCC 第六次統合評価報告
26 書によれば、追加的な削減対策を講じていない既存の化石燃料インフラに由来する CO₂
27 排出量は 1.5°C（50%）の残余カーボンバジェットを超えると予測されている¹²。

⁶ 有機汚濁の代表的な水質指標である BOD 又は COD の環境基準の達成率は、2021 年度は 88.3%（2020 年度 88.8%）であり、水域別では、河川 93.1%（同 93.5%）、湖沼 53.6%（同 49.7%）、海域 78.6%（同 80.7%）となり、閉鎖性海域の海域別の COD の環境基準達成率は、2021 年度は、東京湾は 68.4%、伊勢湾は 56.3%、大阪湾は 66.7%、大阪湾を除く瀬戸内海は 69.6%となっている。

⁷ ペルフルオロオクタンスルホン酸

⁸ ペルフルオロオクタン酸

⁹ OECD「グローバル・プラスチック・アウトルック:2060年までの政策シナリオ」

¹⁰ 吸収源を踏まえた人為的な累積排出量に一定の上限があるとの考え方は、「カーボンバジェット」（炭素予算）と呼ばれている。

¹¹ COP28 における決定

¹² その他の例では、世界のエコロジカル・フットプリントは 2010 年代後半には既に地球 1.7 個分に達した。また、「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」の研究では、2015 年に既に判明していた種の絶滅の速度と窒素・リンの循環に加え、最新の 2022 年の結果では新たに気候変動と土地利用変化、新規化学物質が不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあるとされた。

1 本来、人類はあまたの生物とそれを取りまく環境により構成される生態系の中の一
2 生物種に過ぎない。2020 年から世界が直面している新型コロナウイルス感染症のパン
3 デミックは、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨
4 大なリスクを伴うこと等を改めて明らかにした¹³。

5
6 これまで人類は、化石燃料を始めとした地下資源を著しく多量に消費し、環境の大
7 きな改変を伴いながら文明を築き、その個体数（人口）を指数関数的に増大させた。
8 その結果、新たな地質年代である「アントロポセン（人新世）」¹⁴の提唱が象徴するよ
9 うに、生態系あるいは環境において特殊な存在となっている。

10
11 人類がこのような危機に直面することについては、今から 50 年以上前の 1972 年に、
12 ローマクラブによる「成長の限界」と題した研究報告書¹⁵や、国連人間環境会議（ス
13 トックホルム会議）で採択された「人間環境宣言」¹⁶において警鐘が鳴らされていた。
14 当時の我が国は、既に激甚な公害が発生し、各地において甚大な被害を経験しており、
15 同会議には、胎児性水俣病患者らが参加して水俣病の被害を世界に発信した。1970 年
16 のいわゆる「公害国会」における多数の公害関連法の制定、1971 年の環境庁の設置な
17 ど対策が急速に講じられつつあった一方で、水俣病を発生させた企業に長期間にわ
18 たって適切な対応をなすことができず、被害の拡大を防止できなかったという経験は、
19 時代的社会的な制約を踏まえるにしてもなお、初期対応の重要性や、科学的不確実性
20 のある問題に対して、予防的な取組方法の考え方に基づく対策も含めどのように対応
21 するべきかなど、現在に通じる課題を投げかけている。

22
23 1995（平成 7）年版の環境白書は、人類の文明がその文明を支える環境の収容力を突
24 破し、その結果、当時の文明が対応できない程度に環境が変化し、文明が減んでいっ
25 た過去の例を教訓としつつ、現代文明の地球的限界と持続可能な社会への転換の必要
26 性を説いていた。我が国における人口減少社会の本格化、世界人口の伸びの鈍化は、
27 環境収容力に向かって人口が収斂し、文明の転換点を迎えていくとの歴史的な経験と
28 整合的である¹⁷。

29
30 現代文明は持続可能ではなく転換は不可避であり、社会変革（Transformative Change）

¹³ 2020 年 10 月に公表された IPBES 「パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30%以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることを指摘している。

¹⁴ 人類が地球の生態系や気候に多大な影響を及ぼし、地質にも影響を与えていることから、人類の影響を受けた地質年代の区分として提唱されている。

¹⁵ 同報告では、再生する速度以上のペースで地球上の資源を人間が消費し続けると仮定したシナリオでは、世界経済の崩壊と急激な人口減少が 2030 年までに発生する可能性があるとして推定し、当時の世界各国に衝撃を与えた。

¹⁶ 「我々は歴史の転回点に到達した。（中略）無知、無関心であるならば、我々は、我々の生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。」と記されている。

¹⁷ 平成 7 年版環境白書

1 が急務である。

2
3 我が国では、江戸時代までは水力や森林といった地上資源を基調とした文明を築い
4 てきた。明治以降、化石燃料を始めとする地下資源を大量に利用することで産業革命
5 を実現し現代の繁栄をもたらした一方で、深刻な環境危機に直面している。再生可能
6 エネルギーやデジタルなどこの百数十年間で生まれた様々なイノベーションを土台に、
7 再び地上資源を基調とした新たな文明の創造が不可欠であり、経済社会システムの大
8 変革が求められる。

9
10 しかも、その大変革のために残された時間は少なく、特に気候変動においては、パ
11 リ協定が努力を追求することとしている 1.5°C 目標の達成に向け、今後、約 30 年の間に
12 新たな文明の創造、経済社会システムの大変革を成し遂げる必要があるとともに、2030
13 年頃までの 10 年間に行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能
14 性が高いとも指摘されている（「勝負の 10 年」）。2023 年の COP28 においては、パリ協定
15 の下での初めてのグローバル・ストックテイクが行われ、エネルギーシステムにおけ
16 る化石燃料からの移行、この重要な 10 年間における行動の加速、科学に沿った 2050 年
17 ネット・ゼロの達成などが合意された。

18
19 加えて、生物多様性の観点からは、2022 年 12 月に採択された「昆明・モンリオール
20 生物多様性枠組」において、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動
21 をとることが 2030 年ミッションとして定められ、2030 年までに達成すべき 23 のグロー
22 バルターゲットが盛り込まれている。2015 年 9 月の国連総会において採択された「持
23 続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（以下「2030 アジェンダ」という。）に記載
24 された「持続可能な開発目標（SDGs）」の 17 の目標の達成度も問われる。

25
26 第 4 部に記述しているとおり、本計画は、2050 年及びそれ以降の中長期的な環境・
27 経済・社会の目指すべき方向を踏まえ、その実現のための施策の実施についての期間
28 は概ね 2030 年まで（本計画策定後 5 年を目途で見直しのプロセスに入る。）を想定して
29 いる。2030 年までの本計画に基づく施策の到達点が今後の長きにわたり、現在及び将
30 来の国民や人類の福祉に大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえつつ、利用可
31 能な最良の科学的知見に基づき、国際社会の一員として、これらの目標の達成に向け
32 て全力で取り組むことが求められる。

33 34 (3) 環境先進国に向けた正念場

35
36 2006（平成 18）年に策定された第三次環境基本計画では、「環境先進国」¹⁸を目指す
37 ことを盛り込んだ。我が国は、これまで、激甚な公害の克服等の経験を踏まえ、海外

¹⁸ 第三次環境基本計画では「『健やかで美しく豊かな環境先進国“HERB”』が、我が国として目指すべき姿であると言えます。」としていた。

1 への技術やノウハウ等の移転、高い環境性能を有する財・サービスの輸出を進めると
2 ともに、諸外国から国内への視察等を数多く受け入れてきた。

3
4 しかし、例えば、第三次環境基本計画の策定当時、世界のトップを誇った太陽光パ
5 ネルやリチウムイオン電池等の生産量のシェアは、現在大きく低下しており、また、
6 近年急速に世界で普及している電気自動車については現時点で高い販売シェアを獲得
7 できていない¹⁹。環境関連産業の育成については、既存の経済社会システムの延長線上
8 ではなく、文明の転換、社会変革の実現に向け、官民連携により国際競争力を一層強
9 化し付加価値の創出につなげることが重要である。

10
11 さらに、炭素生産性、資源生産性については、世界各国が改善を続ける中で、我が
12 国は低迷している。先進国では、1990年代と比較して、炭素生産性、資源生産性と労
13 働生産性の相関が高まり、経済成長がエネルギーや資源の消費とデカップリングしつ
14 つある状況下において、我が国の、特に炭素生産性については、1990年代半ばまでは
15 世界最高水準であったが、現在は世界のトップレベルからは大きく乖離している²⁰。

16
17 他方、我が国の環境関連の特許出願件数は、依然として現在も世界でトップクラス
18 であり、知的財産に関する高い競争力を保有しているとみられる。世界全体の脱炭素
19 社会²¹への移行に伴い、こうした技術へのニーズは今後ますます高まると考えられ、我
20 が国の技術に対する国際的な期待は高い。

21
22 アジアで最初に近代化を成し遂げ、発展の過程で課題先進国でもあった我が国には、
23 アジア唯一のG7メンバー国である等、国際社会において特有の地位があり、地球規
24 模の課題解決に当たって果たすべき役割がある。特に、今後、エネルギーやモビリ
25 ティ等の需要の大幅な伸びが見込まれるアジア地域において、我が国がその地理的・
26 歴史的な繋がりを踏まえつつ、知見・技術を活用して協力・連携を進めることで、ア
27 ジア地域、ひいては地球全体の持続可能な発展に寄与することが期待されている。

28
29 第三次環境基本計画で掲げた「環境先進国」の目標に向けて、上記のような期待に
30 応えるためにも、現在、正念場にあると言え、あらゆる主体による取組の強化が求め
31 られる。

¹⁹ 現在、再生可能エネルギー等の環境関連機材を海外に多く依存しており、直近の円安傾向によってその調達が困難な状況になってきているという指摘がある。

²⁰ 我が国の電力供給に占める石炭火力の比率は、東日本大震災以降大幅に増加したが、2002年の京都議定書締結後、震災前においても増加していた（2002年の約24%から2010年の約27%）。

²¹ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2においては、脱炭素社会について「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。」としている。なお、G7広島首脳コミュニケでは、同様の意味で「温室効果ガス排出ネット・ゼロを達成する」という表現が用いられている。

2 環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題

第五次環境基本計画において「我が国は、今、環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題に直面している。」と述べたが、引き続き我が国は、それらの危機や課題に直面している。

(1) 人口減少社会と地域の課題

我が国の人口は 2008 年をピークに減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入した。総人口はこの 5 年間で約 200 万人減少し²²、また、2022 年の出生数は、統計開始以来初めて 80 万人を割り込んだ²³。また、明治期以降、産業構造の変化等に伴っていわゆる太平洋ベルト地域、とりわけ東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への人口集中が進行したが、この 30 年においても、東京圏の総人口に占める割合は 1990 年の 25.7%から 2022 年の 29.5%に増加し、明治の中頃に比べると 3 倍近くになった²⁴。東京圏の GDP シェアは約 34%、金融機関の貸出金のシェアは約 53%に上るが²⁵、2010 年から 2018 年にかけての東京 23 区の人口一人当たりの地域内総生産の伸び率は 0.6%と全国平均の 11.6%に比べて大幅に低い²⁶。

若年層を中心に人口流出が続く地方では、地域コミュニティの弱体化を招き、また、地方公共団体の行政機能の発揮の支障が生じ、持続可能な国土管理など地域の様々な分野に深刻な影響を与えている。また、大都市圏と比べて地方圏の住民の満足度は低く、特に地方圏の中でも人口規模が小さい自治体の満足度が低い傾向にある²⁷。

また、拡散型の市街地を有する都市（市街化区域や DID の人口密度が低い都市）は、集約型の市街地を持つ都市と比べて、住民一人当たりの自動車の走行距離が長く、CO₂ 排出量が多い傾向にある。特に地方において、都市構造のスプロール化等が進行することは、中心市街地の衰退等の問題だけでなく、CO₂ の増加につながるものである。一方で、依然として、市街化区域の人口が減少しているにもかかわらず、市街化区域を拡大している自治体も少なくない²⁸。また、地表面被覆の人工化²⁹、都市形態の高密度化、人工排熱の増加などにより、東京の平均気温は、気候変動とヒートアイランドの影響が相まって、1961 年から 1990 年の期間と 1991 年から 2020 年の期間との比較で、

²² 総務省人口推計

²³ 厚生労働省「人口動態統計」

²⁴ 1888（明治 21）年の国勢調査では、一都三県の総人口に占める割合は 11.3%に過ぎなかった。

²⁵ 上場企業の本社については、特に近畿圏から首都圏への移転が進んだ。

²⁶ 環境省、（株）価値総合研究所「地域経済循環分析」

²⁷ 環境省「地域循環共生圏創造の推進のための総合評価指標検討委託業務」（2022 年）

²⁸ 地方圏で、平成 27 年から令和 2 年の間に、市街化区域を拡大した都市は 114 都市、縮小した都市は 20 都市、現状を維持した都市が 70 都市あるが、市街化区域を拡大した都市のうち 49 都市は、市街化区域の人口が減少している。（国土交通省「令和 2 年都市計画現況調査」、「平成 27 年都市計画現況調査」）

²⁹ 東京 23 区では、1990 年代との比較で建物、道路、鉄道の用地が増加し、水域等の面積が減少した。

1 約 0.9°C 上昇した³⁰。

2
3 一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークやオンライン学
4 習等、非接触・非対面での生活様式を可能とする ICT の利活用が一層進展したことに伴
5 い、東京都心からの転出超過傾向が見られる等、上述のような都市・地域の課題にも
6 変化が見られつつある。東京在住者に対するアンケート調査によると、地方移住への
7 関心理由として、「人口密度が低く自然豊かな環境に魅力を感じたため」が最も多く、
8 地方の良好な環境を活用した自立・分散型社会の可能性を示している。

9 10 (2) 経済の長期停滞

11
12 1990 年代以降、我が国は、長期停滞の状態にあるとされる³¹。ここ 30 年間、我が国の
13 名目 GDP は微増に留まり、為替相場が円安に大きく振れた影響もあり、2023 年は 55 年
14 ぶりにドイツに抜かれて世界 4 位となる見通しである。我が国は「ものづくり国家」
15 と言われているが、製造業の GDP³²は、1990 年代後半と比較して、米国、ドイツが 1.7 倍
16 程度に伸びているのに対して、我が国は横ばいである。一人当たり GDP の世界における
17 順位は 2 位（2000 年）から 30 位（2022 年）に低下した³³。実質賃金、名目賃金ともに、
18 他の先進国と違ってほとんど伸びていない。また、当初所得のジニ係数は、2005 年の
19 0.5263 から 2021 年の 0.5700 と拡大傾向にある（社会保障を中心とした再分配所得では
20 ほぼ横ばいで推移している。）³⁴。

21
22 この間、我が国の企業部門は、売上高が伸び悩む中においても、経常利益を上げ
23 ることに成功してきた。しかし、その内訳を見ると国内での設備投資や人件費には積
24 極的に支出してこなかった³⁵（海外における投資は活発化したが、その果実が国内に十
25 分に還元していないとの指摘もある。）。企業部門の貯蓄超過は、2000 年代以降他の主
26 要国より高い水準で推移し、民間非金融法人企業の現預金は、2023 年 6 月末現在、340
27 兆円を超えている³⁶。企業経営の合理化の中で進められたこれらの固定費削減は、企業
28 収益の改善に大きな役割を果たしてきたが、イノベーションの停滞、不安定な非正規
29 雇用の増加、格差の固定化懸念³⁷、中間層の減少など新たな課題に直面し、経済の好循

³⁰ 気象庁データに基づき環境省算出。

³¹ 「失われた 30 年」という表現が使われる場合がある。例えば「経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会中間整理」（令和 4 年 6 月）

³² 名目自国通貨によるもの。我が国の 2022 年の一人当たり GDP は、最も高いルクセンブルグと比べると約 4 分の 1、米国の半分以下の水準に止まる。

³³ IMF - World Economic Outlook Databases

³⁴ 厚生労働省「令和 3 年所得再分配調査」

³⁵ 内閣府「日本経済 2021-2022」

³⁶ 日本銀行資金循環統計

³⁷ 雇用面については、我が国の失業率は先進国の中でも低い傾向にあるが、雇用の流動性は低く、男女や正規労働者と非正規労働者の賃金格差は大きい。近年、ジニ係数（所得再分配前）や相対的貧困率で見る所得格差は、先進国の中で相対的に大きく、所得格差は生活面で様々な影響を与えている。例えば、所得が低い

1 環を弱め、国民生活の改善に結び付いていない可能性が指摘されている（個別の企業
2 活動がある意味合理的に行動しているにもかかわらず、マクロ経済上の問題を引き起
3 こす、いわゆる「合成の誤謬」が生じていたとされる。）³⁸。

4
5 また、近年先進国の経済成長に大きく関係しているとされる無形資産投資の内訳を
6 見ると、我が国は、研究開発投資等の「革新的資産」の割合が大きく、GDP 比は先進国
7 でも高い水準である一方、ブランド資産（広告宣伝費などのマーケティング関連資産）
8 や人的資本、組織構造などからなる「経済的競争能力」の割合が小さく、GDP 比は先進
9 国でも最も低い水準である。その結果、「経済的競争能力」の対 GDP 比と相関が高いプ
10 ロダクト・イノベーション実現割合の水準も、我が国は他の先進国に比べて低い。加
11 えて、我が国は、人口当たりの特許出願数が多い一方で、商標出願は少ないという特
12 徴があり、固有技術に強みを持っているが、新製品や新たなサービスの導入による収
13 益化に課題を有している。また、開廃業率の和も、主要先進国と比べて小さく、我が
14 国企業の新陳代謝は非常に低くなっている。

15
16 また、デジタル関連投資の伸びも他の先進国に比べて低く、1990 年代からほぼ横ば
17 いである。新型コロナウイルス感染症のパンデミックの際などにおいて我が国のデジ
18 タル化の遅れが指摘され、「デジタル敗戦」³⁹と表現されることもある。

19
20 我が国の交易条件⁴⁰は、輸入価格の上昇を輸出価格に転嫁できないなど 2000 年代から
21 大幅に悪化している。2022 年の化石燃料の輸入額は史上最高の 33.5 兆円に上り、貿易
22 収支の悪化の主要な要因となっている。また、実質実効為替レートは、2023 年には、
23 1990 年代と比べて約 6 割下落し、統計的に遡れる 1970 年以来の最低の水準となり、1
24 ドル 360 円だった固定相場制の時代よりも円安となった。

25 26 (3) 国際関係

27
28 近年、新興国・途上国が台頭し、相対的に G 7 諸国の地位が低下する等、パワーバ
29 ランスに大きな変化が生じている（いわゆる「Gゼロ」）。民主主義国家と非民主主義
30 国家の分断、新型コロナウイルス感染症の世界的まん延、ロシアによるウクライナ侵
31 略等、歴史的転換期とも言える変化の中で、世界はかつてなく多様化し、最貧国など
32 脆弱な国ほど大きな影響を受けている。

33

ほど穀物摂取量が多く、野菜や肉類の摂取が低く、肥満の割合が高い。また、消費支出に占める電気代の割
合が大きく、エネルギー価格の国際的な変動の影響を受けやすい。さらに、インターネット利用率が大幅に
低下する（IT 格差）。逆に世帯年収が高いほど、高校卒業後の進路として 4 年生大学の割合が高い。

³⁸ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」などを参考

³⁹ 2023 年 8 月岸田総理大臣会見

⁴⁰ 交易条件とは、輸出価格指数を輸入価格指数で除した比率であり、輸入価格に比して輸出価格が上昇（下
落）する場合には、交易条件は改善（悪化）し、自国にとって貿易を行うことが有利（不利）となる。（内閣
府）

1 特に、ロシアによるウクライナ侵略により、エネルギー安全保障、食料安全保障、
2 経済安全保障の重要性が再認識され、国際的なエネルギー・資源・食料価格の上昇、
3 供給の途絶・混乱への懸念と、世界及び地域の安定に影響を及ぼすリスクが増大して
4 いる。ドイツを始め多くの欧州諸国では、そのような状況に対応し、ロシアによるウ
5 クライナ侵略後、再生可能エネルギーの導入目標を大幅に引き上げている。
6

7 そのような状況の中、我が国は、依然として、海外からの輸入に依存している。我
8 が国のエネルギー自給率は約 11%、カロリーベースの食料自給率は約 38%である。ま
9 た、食料生産に必要な肥料原料、半導体等の先端技術に不可欠なレアメタル等は、一
10 部の国に偏在している状況において、我が国はほぼ輸入に依存している。これに伴い、
11 我が国に輸入されたバーチャルウォーター量（食料、畜産物等を輸入国が自国で生産
12 すると仮定した場合に必要な水の量）は、2005 年は約 800 億立方メートルとなってお
13 り、我が国で消費される水利用の国外依存度は 1000%を超え、世界で最も高くなって
14 いる。加えて、木材については、日本の森林蓄積量は人工林を中心に年々増加⁴¹してい
15 るにもかかわらず木材の約 6 割を輸入している。このように、我が国は、海外の自然
16 資本に大きく依存するとともに、海外における環境負荷の増大にも大きな影響を与え
17 ている。
18

19 食料、水、エネルギー、金属資源等の資源調達は、従来から環境問題と深く関わる
20 とともに外交・安全保障上の重要課題であったが、新興国の台頭に伴う天然資源の国
21 際的な調達競争が激化してきたほか、環境破壊に起因する紛争や難民の増加、地域
22 の不安定化リスクも増大し、「環境」が、以前にも増して安全保障上の課題の一つと位
23 置付けられるようになった。
24

25 特に、2000 年代以降、気候変動が人類の存在そのものに関わる安全保障上の問題で
26 あるとの認識、いわゆる「気候安全保障」の認識が浸透してきた。IPCC 第六次評価報
27 告書統合報告書は、「気候変動は、食料安全保障を低下させるとともに水の安全保障に
28 影響を与え、持続可能な開発目標を達成するための取組を妨げている」としている。
29 また、気候変動がもたらす異常気象や海面上昇等は、自然災害の多発・激甚化、災害
30 対応の増加、エネルギー・食料問題の深刻化、国土面積や排他的経済水域の減少、北
31 極海航路の利用の増加、それら事象に伴う地政学的な変化等、我が国の安全保障に
32 様々な形で重大な影響を及ぼす可能性がある。
33

34 また、IPBES 地球規模評価報告書は、遺伝的多様性を含む多様性の消失は、多くの農
35 業システムの害虫、病原体、気候変動などの脅威に対する強靱性（レジリエンス）を
36 損ない、世界の食料安全保障にとって重大な脅威になると指摘しており、安定的な食
37 料生産の観点からも、生物多様性を維持・回復させることが欠かせないとしている。

⁴¹ 令和 4 年の森林蓄積量は、人工林が 64%（3,545 百万 m³）を占めている。（森林資源の現況（令和 4 年 3 月 31 日現在）（林野庁））

1
2 我が国の世界に占める GDP の割合は、第一次環境基本計画が策定された 1994 年の
3 17.9%をピークに近年は5%を下回る水準に低下し、1960年代と同程度である。同じく、
4 我が国の人口の世界に占める割合は、1994年の約2.2%から現在は約1.6%に低下した。
5 そのような状況においては、世界の平和と安定が我が国にとって以前にも増して重要
6 である。国際的な協調の下、環境危機の克服など人類の福祉に貢献することは、我が
7 国の存在感の向上につながるるとともに、国益に直結すると言える。

8 9 **3 現在及び将来の国民が明日に希望を持てる環境・経済・社会の統合的向上の次なるス** 10 **テップ・高度化に向けて**

11 12 **(1) 第五次環境基本計画策定後からの大きな変化：環境の「主流化」**

13
14 近年の環境危機の顕在化は、いわゆる SDGs のウェディングケーキの図に象徴される
15 ように、経済社会活動が、自然資本（環境）の基盤の上に成立し、自然資本の毀損が
16 経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識を世界的に定着させつつある。例えば、「世
17 界経済フォーラム」のグローバルリスク報告書においては、気候変動の緩和策の失敗
18 や生物多様性の損失などの環境関連のリスクが、コロナ禍であっても長期的なリスク
19 の深刻度ランキングで最上位を占めた。また、特に気候変動問題が現在の資本主義に
20 おける典型的な「市場の失敗」の例と見なされているなど、環境危機の背景にある経
21 済社会システムの構造的な問題を解決する必要性、すなわち持続可能な社会の実現の
22 必要性に対する認識を広めることとなった。

23
24 2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行（パンデミック）と、
25 2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は、持続可能な社会の必要性について
26 改めて考える契機となった。例えば、気候変動や生態系の破壊等に伴って感染症リス
27 クは増大すること等から、地球の健康（地球環境の健全性）と人の健康は一体不可分
28 である、という「プラネタリー・ヘルス」に関する議論が活発化している。グローバ
29 ルなサプライチェーンの脆弱性が明らかとなり、2（3）でも述べたとおり、サプ
30 ライチェーンの多様化の動きに加え、食料、エネルギー、重要物資等の持続可能な調達と
31 利用についての重要性が高まっている⁴²。

32
33 このような動きも相まって、持続可能な社会の実現は、我が国が設置を提案した国
34 連「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員会）による1987年の提言
35 から数十年かけて、確固たる人類共通の目的に位置付けられてきたと言える。

36
37 このような環境危機の顕在化を踏まえ、各国では、基盤としての自然資本を維持、
38 回復、充実させていくこと、すなわち環境保全が経済成長の源泉、という考え方に基

⁴² 関連して、フランスの経済学者であるジャック・アタリが「命の経済」について提唱している。

1 づき、政策の導入が加速化している。欧米では、米国のインフレ抑制法など脱炭素分
2 野に多額の投資を促す仕組みが導入され、我が国においても、2020年の2050年カーボ
3 ンニュートラル宣言を期に、グリーン・トランスフォーメーション（GX）関連の施策の
4 導入・実施が加速化している。脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月）で
5 は、一つの試算として今後10年間で150兆円を超える投資に言及しているが、かつて
6 全設備投資に占める公害防止投資の割合が17%（1975年）に達したことがあることに
7 も鑑みると、脱炭素分野の投資は巨額になることは確実と言える。また、このような
8 環境保全を目的とする各国の政策が、グローバルな産業・企業活動に大きな影響を与
9 え得る状況となっている。

10
11 環境危機の顕在化は、人々の環境と経済との関係についての認識を決定的に変化さ
12 せたと言える。以前は「環境対策はコストである」という認識が根強く残っていたが⁴³、
13 環境問題への対応は、デジタル化の進展等とともに新たな経済社会システムを規定す
14 る要件として、いわば所与のものとして捉え、その対応の在り方が競争力等に影響す
15 る、との考え方が広まってきている。具体的には、ESG投資の拡大、気候関連財務情報
16 開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の取組
17 の浸透など、気候変動や生物多様性の損失等はリスクであるとともに機会という認識
18 が広がり、また、環境問題を含む社会課題の解決を企業価値の創造につなげていく動
19 きが活発化している。他方、デジタル化については、コロナ禍も契機として、ビッグ
20 データを活用したビジネスの興隆、電子商取引やリモートワークの普及など経済・社
21 会的に急速な変化を起こしつつある。デジタル化は、電力消費量の増大をもたらすと
22 考えられるものの、エネルギーや製造工程の管理の効率化、シェアリング・エコノ
23 ミーの普及によるモノの稼働率の向上等の環境負荷の低減に資する可能性がある。さ
24 らに今後、生成AIの普及など、デジタル化は経済社会システムを大きく変革していく
25 と考えられる。

26
27 また企業行動においては、国際的に水平分業が進み、グローバルにバリューチェー
28 ンが広がってきたことも背景として、バリューチェーン全体の環境負荷の低減が求め
29 られてきている。事業活動における再生可能エネルギーの活用への努力⁴⁴と適応への取
30 組などのように、環境保全の在り方が、グローバルのバリューチェーンへの参加とそ
31 の持続可能性、財・サービスの差別化、国際競争上の要件となりつつあり、さらには
32 再生可能エネルギーや水資源などの自然資本へのアクセスの容易さが事業所の立地に
33 影響を与えている。その点、我が国の電源構成に占める再生可能エネルギーの現時点
34 の割合は約2割で、G7各国の中では米国と並んで最も低い水準であり、我が国にお

⁴³ 「高度成長期は、公害対策基本法（昭和42年法律第132号）における、生活環境の保全に際し、経済の健全な発展との調和を求められる、いわゆる「経済調和条項」（1970年の改正において削除）に代表されるように、国際的にも、国内的にも、経済成長と環境保全とは、それぞれ別個のものであり、相互にトレードオフの関係になるとの捉え方が一般的であった。」（平成6年版環境白書）

⁴⁴ 例えば、企業が自らの事業の使用電力の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブであるRE100がある。

1 いて事業活動を行うに当たっての課題の一つと言える⁴⁵。

2
3 加えて、脱炭素社会など持続可能な社会の実現に向けては、経済社会システムの構
4 造的な問題の解決が必要であり、いわゆる破壊的なイノベーションを伴う場合もある。
5 今やそのイノベーションの覇権を巡る国際競争の局面にもある⁴⁶。

6
7 外交面においては、ロシアのウクライナ侵略、中東情勢等を受けて、国際社会を分
8 断と対立ではなく協調に導くことがかつてなく重要となっている。この点、地球環境
9 の課題は国際社会共通の課題であり、環境を軸とした外交により国際協調を発展させ
10 ることは、環境・気候変動に関する国際約束の達成に向けた取組の加速化のみならず、
11 世界の安定と人類の福祉に貢献し、ひいては我が国の国際社会における地位向上につ
12 ながり得る。

13
14 地域レベルにおいては、1990年代頃から、水俣病の甚大な被害を経験した水俣市が
15 「環境モデル都市宣言」を行うなど、環境を軸としたまちづくりが進められてきたが、
16 第五次環境基本計画策定以後、200に近い自治体・団体が地域循環共生圏づくりに明示
17 的に取り組んでいる。また、74（令和5年11月現在）の脱炭素先行地域を始め脱炭素
18 や環境保全の取組を地域の経済の再生などの課題解決に結びつける動きが加速化して
19 いる。

20
21 これに加え、ライフスタイルや文化も環境に配慮した形への変化が見られる。例え
22 ば、2018年のCOP24（国連気候変動枠組条約第24回締約国会議）では、ファッション業
23 界気候行動憲章が採択された。

24
25 さらに、環境問題を人権問題として捉える考え方も浸透してきた。2022年7月の国
26 連総会において「クリーンで健康かつ持続可能な環境に対する人権」に関する決議⁴⁷が、
27 161カ国の賛成で採択された⁴⁸。また、国際的にいわゆる「人権・環境デュー・ディリ
28 ジェンス」の重要性が増してきており、脆弱な人々への配慮や世代間衡平性等を重視
29 する「環境正義」「気候正義」の重要性が高まってきている。加えて、世界で気候変
30 動関連訴訟が2000年代半ばから増え始め、パリ協定採択後に更に増加傾向にあり⁴⁹、現

⁴⁵ 再生可能エネルギーの導入容量は、日本は世界において第6位（2022年実績）であり、そのうち太陽光発電の導入容量については世界において第3位（2022年実績）であり、決して低位ではないことに留意が必要である。

⁴⁶ 我が国の自動車産業の成長は、公害規制や京都議定書への積極的な対応が大きな要因の一つであったとされる。

⁴⁷ 実体的な権利と手続き的な権利の双方に係る内容について盛り込まれている。

⁴⁸ 日本は気候変動の影響が深刻化する中、本決議が目指す持続可能な環境づくりの必要性に鑑みて賛成票を投じたが、本決議の採択において、「クリーンで健康的で持続可能な環境に対する権利」の概念は、その意味するところが明確でない旨を議場において発言した。

⁴⁹ 海外では、気候変動の脅威を「現実かつ切迫した」人権への危険と認めた上で、政府が十分な削減目標を掲げないことは国内の住民を守るために国が追う義務に違反すると捉える判例が出てきている。

1 在は、年間 200 件近い訴訟が新たに提起されている⁵⁰。

2
3 上記のとおり、近年の環境危機の顕在化に伴って、経済、外交、安全保障、地域政
4 策、その他の幅広い分野において、着実に環境が「主流化」してきたと言える。

6 (2) 環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化

7
8 これまで見てきたように、第一次環境基本計画策定後の約 30 年間の我が国の環境、
9 経済、社会の状況は、必ずしも大多数の国民が希望を持ち続けることができる状況と
10 は言い切れなかった。近年、ウェルビーイングの考え方が注目を集めているが、幸福
11 度を比較すると、我が国は先進国の中でも最も低い水準が続いているほか、生活が苦
12 しいと意識している世帯の割合は約半数となっている⁵¹。また、諸外国に比べ、自分の
13 将来に明るい希望を持っていない若者が多いという調査結果がある⁵²。

14
15 また、先人たちが懸念したとおり、将来の希望に関わる問題として、人類の存続の
16 基盤である環境の危機が現実のものとなりつつある。我が国も含め世界的に、環境危
17 機に対する慢性的な不安や恐怖を感じる「エコ不安」が指摘されている⁵³。

18
19 第二次環境基本計画から、環境・経済・社会の統合的な向上を図る旨を明記してい
20 た。今後起こり得る様々な変化に対応しながら、環境、経済、社会に関わる複合的な
21 危機や課題に対処し、持続可能な社会の実現を目指すに当たっては、この概念は以前
22 にも増して重要となる。さらに、人類の存続の基盤を損なうおそれもある現下の環境
23 危機を踏まえるならば、国民が不安から解放され、将来に希望が持てるよう、環境・
24 経済・社会の統合的向上を次なるステップに進める、すなわち、経済、社会の基盤で
25 ある環境を軸に据えた統合的向上へと高度化し、環境危機の回避とそのため行動を
26 いわば梃子・牽引役にした経済・社会的課題の同時解決が求められる。

27
28 この点、30 年前の第一次環境基本計画の冒頭に記述されている「物質的豊かさの追
29 求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動
30 や生活様式は問い直されるべきである。」との問いかけは、環境・経済・社会の統合
31 的向上の高度化を実現する上での本質を突いている⁵⁴。

⁵⁰ London School of Economics, 2021, “Global Trends in Climate Litigation”

⁵¹ 厚生労働省「令和 2 年版厚生労働白書」、「国民生活基礎調査」。近年は改善傾向にある。

⁵² 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」（平成 30 年度）

⁵³ 我が国においても気候不安がもたらすネガティブな影響は、16～25 歳の若年層や女性といった属性にもより強く及んでいるとの調査事例がある。（電通マクロミルインサイト「電通総研コンパス」第 9 回調査（気候不安に関する意識調査）（2022 年）

⁵⁴ 関連して、2000（平成 12）年の経済白書では「より根本的な問題は、日本が 100 余年をかけて築き上げた規格大量生産型の工業社会が、人類文明の流れに沿わなくなったという構造的な本質的な問題である。」とし、我が国の経済の再生のために、世界で進行し始めていた多様化、ソフト化、情報化の流れに向けて、1980 年代に世界で最も適合していた規格大量生産型工業社会のための制度や慣習の変更が迫られていることを指摘していた。

1
2 2000年代頃から、我が国では、物質的な豊かさより心の豊かさを重視する国民が2
3 倍程度多くなっている。また、そもそも「豊かさ」について、物質的な豊かさの象徴
4 でもあったGDPで測ることができるものは一部に過ぎない、という認識が広まりつつあ
5 る⁵⁵。さらに、そのGDPについても、特に現在の先進国経済においては、単なる「物
6 量」の拡大ではなく、製造業、非製造業を問わず人的資本、研究開発、データ、ブラ
7 ンド価値等の無形資産を活用した「高品質・高付加価値」な商品・サービスの生産の
8 拡大、いわば「質的」な向上が、現在、成長の多くの部分を担っているとの指摘もあ
9 る。また、脱炭素を始めとした環境対策が投資活動を牽引し始めている。それらの結
10 果として、多くの先進国で、環境負荷が下がりつつ経済成長が実現する「絶対的デ
11 カップリング」が観察されている。

12
13 産業革命以降の近代文明を支えてきた化石燃料等の地下資源へ過度に依存し、物質
14 的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、地上
15 資源基調の、無形の価値、心の豊かさも重視した「循環・高付加価値型の経済社会シ
16 ステム」⁵⁶への転換（その実現のための投資活動等を取組の過程を含む。）は、現代に
17 おける真の「豊かさ」の実現、すなわち経済の長期停滞からの脱却などGDPで捉えられ
18 るものだけでなく、GDPで捉えられない部分も含めた人々の生活の質、幸福度、ウェル
19 ビーイング、経済厚生の上昇のために共通した基盤と指摘できる。

20
21 そうした観点からは「環境の主流化」は必然的な流れと言える。これは、「成長の
22 限界」から「環境収容力を守り、環境の質を上げることによる経済社会の成長・発
23 展」への転換である。今や環境と経済は対立、矛盾する関係ではなく、基盤である環
24 境とその上で成立する経済は、いわば「同期」「共進化」していくべきものとなっ
25 た。

26
27 環境危機に対応するためには、1.5°C目標に整合させるなど利用可能な最良の科学に
28 基づくことが求められる。世界において、人類の存続の基盤を守るための持続可能な
29 経済社会システムの構築を巡る競争が起きていることを踏まえると、各主体が、科学
30 が要請するスピードとスケールで対策が講じられる否かが、環境危機への対処のみな
31 らず、その競争の結果をも左右する。

32
33 以上のような現状と課題認識に基づけば、環境・経済・社会の統合的向上のために

⁵⁵ 例えば、G7財務大臣・中央銀行総裁声明（2023）において、「我々の経済・社会構造は、ダイナミックかつ根本的な変容を遂げている。デジタル化、特に気候変動といった持続可能性、不平等、ジェンダーや多様性は、GDPのような集計された単一の指標では十分に捉えられない、ウェルフェアの重要な要素のほんの一例にすぎない。我々の会議において、ジョセフ・E・スティグリッツ教授との対話を通じて、この重要な課題を再検討し、ウェルフェアの多面的な側面を強調した。」とある。また、ストックを評価できるものとして、人工資本、人的資本、自然資本の合計値を「包括的な富」として示す考え方が国連で提唱され、「生物多様性の経済学：ダスグプタ・レビュー」（英国財務省）などでその重要性が指摘されている。

⁵⁶ 第一次環境基本計画において「循環を基調とする経済システム」の必要性が述べられていた。

1 も、「勝負の 2030 年」と言える。第六次環境基本計画では、環境を軸として、環境・
2 経済・社会の統合的向上の「高度化」を図り、現在及び将来の国民が、明日に希望を
3 持って高い生活の質を享受できる持続可能な社会の実現を目指し、今後の環境政策の
4 展開の方向性を明らかにする。

6 4 環境面の主に 30 年の振り返りと課題認識

8 この環境基本計画は、1994 年の第一次環境基本計画の策定からちょうど 30 年の節目に
9 策定されるものである。そのため、過去の 30 年程度を対象に、環境問題・環境行政に係
10 る主な経緯、知見、教訓等を振り返り、今後の施策の立案・実施に活用していく。

12 (1) 持続可能な開発の概念の確立と国際枠組みの整備

14 1980 年代に入ると、気候変動、オゾン層の破壊、生物多様性の損失、砂漠化、熱帯
15 林の減少等の地球規模の環境問題が急速に大きなテーマとして認識されるようになった。
16 こうした中、ブルントラント委員会の 1987 年の報告書において「持続可能な開
17 発」⁵⁷の概念が提唱され、1992 年の環境と開発に関する国連会議（リオ・デ・ジャネイ
18 ロ地球サミット）の「環境と開発に関するリオ宣言」に盛り込まれたことで、持続可
19 能性（サステナビリティ）の概念が世界に浸透していった。我が国においても「持続
20 可能な開発」は、1993 年に制定された環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、また同法に
21 基づく累次の環境基本計画で指し示してきた基本的な方向性である。

23 持続可能な開発を実現するためには、環境問題の背景にある経済社会システム（文
24 化やライフスタイル等を含む。）の構造的な問題を解決する必要がある。第一次環境基
25 本計画においては、具体的に「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、
26 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきであ
27 る。」との根本的な問題提起が示されており、今に引き継がれている。

29 地球環境問題は、一国で解決できない人類共通の課題であり、各国が協力して取り
30 組むべき問題である。逆に、各国の協力なくして自国の環境は保全できず、自国の国
31 民の生命と財産は守れない。1980 年代以降、国連気候変動枠組条約（1992 年）や生物
32 多様性条約（1992 年）など地球環境保全に係る国際枠組みは様々な分野で急速に整備
33 されていった⁵⁸。さらに、1997 年 12 月に京都で開催された COP 3（国連気候変動枠組条
34 約第 3 回締約国会議）において「京都議定書」が採択され、当時世界の温室効果ガス

⁵⁷ ブルントラント委員会報告書（Our Common Future）は、「持続可能な開発」を「将来の世代のニーズを満
たしつつ、現在の世代のニーズも満足させること」と定義している。

⁵⁸ 各種条約を記述（1985 年にオゾン層保護のためのウィーン条約、1987 年に同条約の下でのオゾン層を破壊
する物質に関するモントリオール議定書など）

1 排出量の過半⁵⁹を占めていた各先進国に対して拘束力のある温室効果ガス削減義務を課
2 すなど具体の削減行動についての重要な一歩となった⁶⁰が、開発途上国に対しては削減
3 義務を課さない等の課題も残った。また、生物多様性条約の下では、2010年のCOP10
4 (生物多様性条約第10回締約国会議)において、2020年までに生物多様性の損失を止
5 めるために効果的かつ緊急な行動を実施することに合意し、その具体的な行動目標と
6 して愛知目標が設定されるとともに、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平
7 な配分の着実な実施を確保するための手続きを定めた名古屋議定書が採択された。

8
9 国際枠組みの進展と呼応した国内の大きな動きとしては、1997年の地球温暖化対策
10 の推進に関する法律の制定と2018年の気候変動適応法(平成30年法律第50号)の制
11 定がある。また2000年には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)が制定
12 され、その後の各種のリサイクル法制の整備につながるとともに⁶¹、2008年に生物多様
13 性基本法(平成20年法律第58号)が成立している。

14 15 (2) 顕在化した地球環境の危機とSDGs、パリ協定等の採択

16
17 IPCC第三次評価報告書(2001年)において、同報告書として初めて気候変動が及ぼ
18 す観測された影響について言及され、IPCC第六次評価報告書(2021~2023年)では、
19 人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然や人間に対して
20 「広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害」を引き起こしていることが初
21 めて明記された。損失と損害は、気候変動の進行に伴い更に増加すると予想されてい
22 る。さらに、世界経済フォーラム(ダボス会議)が毎年公表している「グローバルリ
23 スク報告書」では、2011年以降は環境リスクが継続して上位を占める傾向にある⁶²。

24
25 2030アジェンダにおいて掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)では、地球環境その
26 ものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係る数多くの目標及びターゲットを提

⁵⁹ 京都議定書が採択された1997年では、先進国(付属書I国)のCO₂排出量が世界全体に占める割合は、約64%であった。

⁶⁰ 第1約束期間は、加盟していた我が国を含む23カ国すべてが削減目標を達成した(途中で脱退したカナダを除く。)。また、IPCC第四次評価報告書政策決定者向け要約では、「気候変動枠組条約及びその京都議定書の注目すべき功績は、気候問題への世界的な対応を確立し、一連の国内政策を推進し、国際的な炭素市場を創設し、さらに将来的な緩和努力の基礎となる可能性がある新しい制度的仕組みを構築したことであり、このことについての意見の一致度は高く、多くの証拠がある。」と記述している。

⁶¹ 大規模な不法投棄などに対応するために累次の廃棄物処理制度の強化が行われ、その結果、不法投棄の新規判明件数はピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少したが、日常生活や産業活動の中で必ず発生する廃棄物の適正な処理も、こうしたリサイクル法制の整備等の取組に加えて引き続き重要である。また、3R(廃棄物等の発生抑制・循環資源の再利用・再生利用)+Renewable(バイオマス化・再生材利用等)を基礎として、市場のライフサイクル全体*で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済の取組は、温室効果ガスの排出削減や資源確保にも貢献するため、近年では気候変動対策や経済安全保障の観点からも循環経済への移行が重要になっている。

* 製品のライフサイクルのみならず、バイオマス資源や未利用資源等のエネルギー化、バイオものづくりの技術やカーボンリサイクル技術を活用した資源の生成等も含む。

⁶² コロナ禍にあってもその傾向は変わらず、「グローバルリスク報告書2023」においても環境リスクがトップ3を占めている。

1 示し、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感を表した。

2
3 2015年12月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃より十分下
4 方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、このために今世紀後半に人
5 為的な温室効果ガス排出の実質ゼロ（人為的な温室効果ガス排出量と吸収量を均衡さ
6 せること）を目指している⁶³。これは、世界全体での脱炭素社会の構築に向けた転換点
7 となった。パリ協定の目標を達成するためには、吸収源を踏まえた人為的な累積排出
8 量を一定量以下に抑えることが必要であり、我が国においても、利用可能な最良の科
9 学に基づき、迅速な温室効果ガス排出削減を進めていくことが重要である。

10
11 IPCCからは、2018年に「1.5℃特別報告書」が公表され、1.5℃と2℃の地球温暖化の
12 間には、平均気温の上昇、極端な高温の増加、強い降水現象の増加、並びに一部の地
13 域における干ばつの確率の上昇等において有意な違いがあること、1.5℃に抑える排出
14 経路においては、2050年前後に世界全体の人為的なCO₂排出量が正味ゼロに達すること
15 が示された。さらに、COP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）では、気候変
16 動の影響は、1.5℃の気温上昇の方が2℃の気温上昇に比べてはるかに小さいことを認
17 め、気温上昇を1.5℃に制限するための努力を継続することが決定された。

18
19 我が国は2020年に、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「2050年
20 カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2030年度において、温室効果ガス46%削
21 減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し
22 た。

23
24 前後して、世界の多くの国・地域でも同様に2050年等の年限付きのネット・ゼロ、
25 カーボンニュートラル等の実現を表明しており、2023年12月時点で、世界のGDPの
26 87%を占めるに至っている⁶⁴。気候変動の緩和について一定の取組が進む一方、2023年
27 3月に公表されたIPCC第六次評価報告書統合報告書において、2021年10月までに発表
28 された「国が決定する貢献（NDCs）」によって示唆される2030年の世界全体の温室効果
29 ガス排出量では、温暖化が21世紀の間に1.5℃を超える可能性が高く、温暖化を1.5℃
30 に抑えるためには、温室効果ガスの排出量を2019年の水準から2030年度までに約43%
31 削減する必要性が示された。1.5℃目標達成に向けた取組は大幅に不足しており、世界
32 全体で、大幅で急速な、そして即時の排出削減を行い、2025年までに世界全体の排出
33 量のピークを迎える必要がある。G7広島首脳コミュニケでは、「遅くとも2050年まで
34 に温室効果ガス排出ネット・ゼロを達成するという我々の目標は揺るがない。」「世界
35 のGHG排出量を2019年比で2030年度までに約43%、2035年までに約60%削減すること
36 の緊急性が高まっていることを強調する。」と盛り込んだ。また、同コミュニケでは、

⁶³ 温室効果ガスの長期大幅削減に関しては、IPCC第四次評価報告書を受けて、2008年に北海道洞爺湖町で開催されたG8サミットの首脳宣言において、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減の必要性について盛り込んでいる。

⁶⁴ COP28

1 「我々は、2035年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成及び気温上昇
2 を摂氏1.5度に抑えることを射程に入れ続けることに整合した形で、国内の排出削減対
3 策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、
4 具体的かつ適時の取組を重点的に行うというコミットメントを再確認し、他の国にも
5 参画することを求める。」「我々は、世界規模での取組の一環として、世界全体の平均
6 気温の上昇を産業革命以前の水準よりも摂氏1.5度に抑えるために必要な軌道に沿って、
7 遅くとも2050年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、
8 排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させるという我々
9 のコミットメントを強調し、他国に対して我々と共に同様の行動をとることを求める。」
10 とした。

11
12 2023年のCOP28においては、パリ協定の下で世界全体の気候変動対策の進捗状況を評
13 価するグローバル・ストックテイクが初めて行われ、1.5°C目標達成のための緊急的な
14 行動の必要性が強調されるとともに、2025年までの世界全体の排出量のピークアウト
15 の必要性が認識された。そのための具体的な行動として、全ての部門・全ての温室効
16 果ガスを対象とした排出削減目標の策定、2030年までに世界全体での再生可能エネル
17 ギー発電容量を3倍及びエネルギー効率の改善率を2倍とすること、排出削減対策が
18 講じられていない石炭火力発電のフェーズダウンの加速、エネルギーシステムにおけ
19 る化石燃料からの移行、持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターン
20 への移行などが決定された。これらの成果を踏まえつつ、各国は2025年までに次期NDC
21 を提出することが要請されている。

22
23 また、温暖化を1.5°C程度に抑えられたとしても、その影響は避けられず、さらに、
24 極端な高温や大雨等の頻度と強度が増加すると予測されている。世界的には、熱波に
25 より日最高気温が更新される地域が発生し、また、大雨・洪水により人命だけでなく
26 社会経済活動への甚大な被害が報告されている。

27
28 現在生じており、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、気候変動への緩
29 和・適応や気候変動の悪影響に伴う損失及び損害（ロス&ダメージ）への対応も同様
30 に、喫緊の課題である。また、IPCC第六次評価報告書では、次の10年間における社会
31 の選択及び実施される行動において、気候変動に対する緩和と適応のオプションを実
32 施する「気候にレジリエントな開発」を進めることの重要性を指摘している。

33
34 2019年に公表されたIPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告
35 書」によれば、世界的に生物多様性と生態系サービスは今なお劣化を続けており、現
36 在は第6の大量絶滅期とも言われている。また、同報告書では、このような生物多様
37 性の損失を引き起こす直接的な要因を、影響が大きい順に①陸と海の利用の変化、②
38 生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入、と特定し（海では①と②
39 が逆転）、自然劣化の直接的・間接的な要因を大幅に減少させ、生物多様性の損失を止
40 め、回復させるためには、経済、社会、政治、技術全てにおける横断的な「社会変革

1 (Transformative Change)」が必要であることを指摘している。

2
3 さらに、2020年に公表された生物多様性条約事務局「地球規模生物多様性概況第5
4 版(GB05)」においては、愛知目標について、そのほとんどにかなりの進捗が見られた
5 もの、20の個別目標で完全に達成できたものはないと評価され、生物多様性の損失
6 を回復軌道に乗せるためには、自然保護に関する施策に加えて、気候変動、汚染物質、
7 侵略的外来種、乱獲、持続可能な生産活動や消費などの統合的な取組が必要であるこ
8 とが示された。こうした中、2022年に昆明・モンテリオール生物多様性枠組が策定さ
9 れ、2050年目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けた2030年ミッションとし
10 て「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の
11 行動をとる」という、いわゆるネイチャーポジティブの考え方が示された。

12
13 地球規模での森林開発や気候変動等により動物等を媒介とする感染症のリスクが増
14 大し、また、グローバル化の進展等により、人獣共通感染症等が国境を越え
15 て国際社会全体に拡大する事態が発生し、2020年以降、世界は新型コロナウイルス感
16 染症のパンデミックという危機に直面している。また、これらの感染症は、人の健康
17 や社会経済活動のみならず、生物多様性保全にも大きな影響を及ぼすおそれがある⁶⁵。
18 こうした問題の解決に向けて、人間の健康、動物の健康、環境の健全性はどれが欠け
19 ても成立せず、これらの達成に統合的に取り組むことを提案するワンヘルス・アプ
20 ローチが提唱されている。

21 (3) 天然資源の採取と加工に係る課題

22
23 国際資源パネル(IRP)が2019年に発行した「世界資源アウトルック2019」報告書に
24 おいて、資源採取と加工による環境影響が明確に示された。グローバルな環境影響と
25 して、天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、全世界のGHG排出量(土地利用
26 に関連する気候影響を除く)の約半分、生物多様性の損失と水ストレスの要因の90%
27 以上、粒子状物質の健康影響の約3分の1を占めていると報告されている⁶⁶。

28
29 同報告書は、資源の採取及び加工に関する経済システムが、気候変動、生物多様性
30 損失、汚染という主要な環境問題と密接に関係していることを示している。これは、
31

⁶⁵ 例えば、高病原性鳥インフルエンザ等により、2022～2023年に鹿児島県出水市において野鳥1,500羽以上が大量死したほか、海外では鳥類に加え、哺乳類の大量死、人への感染事例も確認された。

⁶⁶ 個別セクターでは、例えば、食料生産が大部分の生物多様性の損失と土壌浸食の主な原因となり、GHG排出の大きな部分を占めるほか、2000年から2015年の間に、金属の採掘と生産による気候変動と健康への影響が約2倍になったこと等が指摘されている。また、IPCC特別報告書「気候変動と土地」(2019年)においても、食料の生産、加工、流通、調理及び消費を含む食料システム全体からのGHG排出量は世界のGHG排出の21～37%を占めると推定されている。なお、IPCC「第6次評価報告書 第3作業部会報告書 気候変動2022: 気候変動の緩和」においては、「バランスの取れた、持続可能で健康的な食生活への移行、食品ロスと廃棄物の削減、バイオ材料の使用などの需要側の対策及び材料代替の対策は、2.1 [1.1～3.6]GtCO₂-eq/年の削減に貢献しうる。」とされている。

1 循環経済へ移行することで資源採取を可能な限り削減し、より効率的に資源を用いる
2 経済システムを構築すれば、複数の主要な環境問題に同時に対処できることを意味し
3 ている。

4
5 また、同報告書は、1970年から2017年までの約50年間において、人口が倍増する中
6 で、年間の世界的な物質採掘量は270億トンから920億トンへと約3倍に増加し、現在
7 も増加し続けていることを指摘しているほか、こうしたトレンドを踏まえ、天然資源
8 の使用・環境影響と経済活動・人間の幸福のデカップリングは、持続可能な未来への
9 移行に欠かすことができない要素であると指摘している。

10
11 IRP報告書等も踏まえ、国連やG7、G20等の国際場裡においても、近年天然資源利
12 用・環境影響と経済成長のデカップリングや、循環経済や資源効率性が主要な環境課
13 題に対処する重要なツールであることが議論されている。例えば、2023年のG7札幌
14 気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケにおいては、経済成長と環境劣化や一
15 次資源の利用とのデカップリングの重要性を強調し、科学的データと知見に導かれた
16 バリューチェーン全体における資源効率性及び循環性の向上が、一次資源の利用を減
17 少し、三つの地球規模の危機（気候変動、生物多様性の損失、汚染）に取り組む努力
18 をサポートすることが強調された。

19 20 (4) 国土の自然環境の変遷

21
22 我が国の国土に関しては、累次の全国総合開発計画の下、主に1990年代までの間
23 に、地域間の均衡ある発展、豊かな環境の創造、多極分散型国土の構築を目的とし
24 て、大規模開発プロジェクトや全国にわたる地域整備が進められてきた。

25
26 例えば、1962年の全国総合開発計画（第一次）においては、工場開発の基本方向と
27 して「良港あるいは良港建設可能地を中心とした遠心的な立地であり、鉄鋼、石油精
28 製などの企業が用地、用水、港湾などの自然的立地条件がすぐれた地点に新しい立地
29 を求めていること」が記載されていた。これに基づき、海外資源に依存し、広大な用
30 地と大型の港湾施設を必要とする鉄鋼、石油化学等の重化学工業が、大消費地に隣接
31 し良好な港湾を有する太平洋ベルト地帯に集中して立地してきた⁶⁷。このように、現在
32 に至る我が国の国土構造は、化石燃料を始めとした海外の大量の地下資源の輸入、利
33 用を前提としてきた側面を持つ⁶⁸。

34
35 高度経済成長期以降、全国的に急速で規模の大きい開発・改変が進展した。「生物多
36 様性及び生態系サービスの総合評価2021（JB03）」によれば、過去50～20年の間で自然
37 性の高い森林、農地、湿原、干潟等の規模や質が著しく縮小し、人為的に改変されて

⁶⁷ 昭和62年版環境白書

⁶⁸ 明治・大正期では、水力発電所の比較的近くに工場等が立地するケースが多く見られた。

1 いない植生は、現在国土の20%に満たない。

2
3 生物多様性の損失は、生態系サービスの低下という形でわれわれの生活に影響を与
4 えている。海洋生態系は、気候変動等様々な環境の変動に対し、脆弱であるとされて
5 おり、海面漁業の漁獲量は大きく減少した⁶⁹ほか、近年はプラスチック汚染による生態
6 系への影響等が懸念されている。また、土砂災害による被害者数は、直近20年では豪
7 雨の増加や激甚化等もあって増加傾向にあるが、人口減少や高齢化の影響により手入
8 れ不足の森林においては、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないこと
9 が懸念されている。さらに、湿原面積の大幅な減少により、湿原が持つ洪水調整機能
10 も減少傾向にあると考えられている。

11
12 また、里地里山は、我が国の生物多様性保全上重要な地域であるが、過去50年間の
13 人口減少や農林業に対する需要の変化等、社会経済の構造的な変化に伴って、従来の
14 里地里山の利用が縮小している⁷⁰。その結果、里地里山等に生息・生育する動植物で絶
15 滅の危機に瀕するものがある等、国内の生物多様性の損失の要因の一つになっている
16 いる。さらに、耕作放棄地や利用されない里山林等が鳥獣の生息にとって好ましい環境
17 となることや、狩猟者の減少・高齢化で狩猟圧が低下すること等により、ニホンジ
18 カ、イノシシの個体数は著しく増加するとともに⁷¹、生息域は拡大しており、生態系へ
19 の影響や農林業被害は依然として深刻である。加えて、外来種による地域の生態系や
20 生物多様性、人の生活環境等への影響も増大している。これらは、安心・安全な地域
21 づくりへの脅威、ひいては地域コミュニティの劣化等の複層的な地域の課題ともなっ
22 ている。

23
24 近年、環境問題や人口減少、価値観の変化等を背景として、多自然居住地域の創造
25 や持続可能な地域の形成、美しく暮らしやすい国土の形成という視点が国土の開発に
26 加わってきた。これにより、高度経済成長期やバブル経済期と比べると、直近20年
27 の開発・改変による生態系への圧力は低下しているものの、相対的に規模の小さな改変
28 は続いている状況にある。また、再生可能エネルギー発電施設の設置に当たって、自
29 然環境や生活環境への影響の観点で軋轢が生じている地域は少なくなく、2050年カー
30 ボンニュートラルの実現等に向けた再生可能エネルギーの必要量の導入と自然環境と
31 の共生を如何に図っていくかが重要な課題となっている。

32
33 2023年7月に閣議決定された新たな国土形成計画においては、世界に誇る美しい自
34 然と多彩な文化を育む個性豊かな国土づくり等の推進を目指し、ネイチャーポジティ
35 ブに向けて30by30目標の実現を図るため、国立公園等の保護地域の拡充や保護地域以
36 外で生物多様性保全に資する地域(OECM)の設定・管理等による健全な生態系の保全・

⁶⁹ 海面漁業の漁獲量は、ピーク時の50%程度、内水面漁業は20%程度となり、特に直近20年で大きく減少した。

⁷⁰ 2015年の耕作放棄地面積は1975年の約3倍となっている。

⁷¹ 近年の捕獲対策の強化により、現在、ニホンジカとイノシシの推定個体数は減少傾向にある。

1 再生や広域的な生態系ネットワークの形成を促進するとともに、グリーンインフラ等
2 による自然の力を生かした地域問題解決等の取組を推進していくことにより、「グリー
3 ン国土の創造」を図ることが重要なテーマとなっている。

4 5 (5) 引き続き課題が残る環境汚染及び化学物質管理 6

7 我が国においては、かつて全国的に生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を
8 挙げている。しかし、例えば、1956年に公式確認され環境行政の原点とも言われる水
9 俣病問題については、公害健康被害の補償等に関する法律（及びその前身である公害
10 に係る健康被害の救済に関する特別措置法）に基づく認定・補償や平成7年及び平成
11 21年の二度の政治解決による救済が行なわれるとともに、医療・福祉の充実や地域づ
12 くり（もやい直し）の取組も進められてきたものの、現在もなお認定申請や訴訟は継
13 続しており、水俣病問題は終わっていない。また、光化学オキシダントや新幹線鉄道
14 騒音等の環境基準達成率の低さ、湖沼や閉鎖性海域の水質汚濁や健全な水循環、物質
15 循環の維持・回復、環境基準の見直し、有害大気汚染物質の環境目標値の設定等は、
16 引き続き取り組むべき課題と言える。また、再生可能エネルギーを始めとする非化石
17 エネルギーの導入促進等の気候変動対策と水・大気環境の保全との両立、地域ニーズ
18 に即した環境基準の在り方の検討、良好な環境の創出、近年、一部の地域で局地的に
19 比較的高濃度のPFOS、PFOAが検出されるなど関心が高まっているPFAS⁷²等、新たな課題
20 もある。

21
22 また、水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがって存在する反応性窒素、マイ
23 クロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性・
24 毒性・長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化してお
25 り、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されている。プ
26 ラスチック汚染については、2022年3月に設置が決議され、同年11月に開始された、
27 プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間
28 交渉委員会（INC）等において「プラスチック汚染を終わらせる」ための議論が進んで
29 おり、国際的な取組が広がっている。また、窒素については、国際的に2030年までの
30 大幅な削減に向けて持続可能な窒素管理の議論が進められている一方、国内の栄養塩
31 類管理では「きれいで豊かな海」に向けて窒素やリンの供給が必要な場合も存在する
32 とされている。水銀や有害化学物質については、水銀に関する水俣条約や残留性有機
33 汚染物質に関するストックホルム条約に基づき国際的な取組が行われている。

34
35 化学物質管理の分野では、第一次環境基本計画（平成6年）において、化学物質の
36 「環境リスク」の概念が打ち出され、第二次環境基本計画（平成12年）において、有
37 害性と曝露を考慮し、規制に加え自主的取組等の多様な対策手法を用いて環境リスク
38 を低減するという方向が明示されて以降、規制的手法と自主的管理手法の組み合わせ

⁷² ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称

1 による対策が講じられ、科学的知見の収集及びリスク評価の取組が推進されてきた。
2 また、第三次環境基本計画（平成 18 年）においては、製造・輸入から使用、リサイク
3 ル、廃棄に至るライフサイクルの各段階に応じた対策の必要性が指摘され、各法によ
4 る取組が進められてきた。しかし、2019 年 4 月に国連環境計画（UNEP）が公表した報告
5 書（Global Chemicals Outlook II）において、2002 年の持続可能な開発に関する世界サ
6 ミットにおいて採択されたヨハネスブルグ実施計画の目標であった「2020 年までに、
7 人の健康と環境に対する重大な悪影響を最小化するような方法で化学物質が使用・生
8 産されることを達成する」ことは困難と評価された。同報告書では、2030 年にかけて
9 世界の化学品市場は倍増すると予測されている。化学物質のライフサイクルの流れ
10 も、世界的な循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の加速化と合わせて、製造
11 から使用、廃棄へのワン・ウェイでなく、循環利用を考慮した化学品管理が必要と
12 なっている。加えて、PFAS 問題を含め国内外で新たな懸念課題が浮上し、個別物質ご
13 との有害性評価・曝露情報収集のみならず、物質群での対応の必要性も指摘されてい
14 る。動物福祉等の観点を考慮した新たな評価手法の検討、有害性分類のハーモナイズ
15 の取組などが国際的に進む中、我が国の化学物質の管理のあり方について、国際的潮
16 流を踏まえた統合的な検討が求められている。

17
18 新たな国際的な潮流の一つとして、「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプロー
19 チ（SAICM）」の後継となる新たな枠組み「Global Framework on Chemicals (GFC) - For a
20 Planet Free of Harm from Chemicals and Waste」が 2023 年 9 月に開催された第 5 回国際
21 化学物質管理会議で採択された。この枠組は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染
22 という 3 つの危機に取り組むため、ステークホルダー間の協調と協働を強化し、政府
23 機関だけでなく全ての関係者に対してオーナーシップを持った行動を促す、マルチセ
24 クター・マルチステークホルダーアプローチで形成された自主的取組の枠組みであ
25 る。ここに掲げられた「安全で健康的かつ持続可能な未来のために、化学物質や廃棄
26 物による悪影響から解放された地球」という考え方は、第 1 部に述べられたプラネタ
27 リー・ヘルスの考え方とも整合的で、脱炭素、循環経済（サーキュラーエコノミー）、
28 さらに、昆明・モンリオール生物多様性枠組の目標にも貢献するものである。

29 30 (6) 個別の環境政策等の統合・シナジーへの流れ

31
32 環境問題は特定の汚染源への対策にとどまらず、気候変動問題や生物多様性の損失
33 に代表されるように、問題解決のために経済社会システムや生活様式の見直しが必要
34 となり、個別の環境政策間の連携が必要となってきた。第四次環境基本計画では、「安
35 全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合
36 的に達成されることを目指した。第五次環境基本計画では、循環共生型の社会の実現
37 に向け、6 つの重点戦略の下、経済・社会的課題の同時解決の視点をも盛り込みつ
38 つ、施策の統合的な実施の更なる具体化を図る方針、また地域におけるその実践の場
39 として地域循環共生圏の概念を示した。

1 また、SDGs は、17 の目標及び 169 のターゲットが相互に関係しており、複数の課題
2 を統合的に解決することを目指すこと、一つの行動によって複数の側面に利益を生み
3 出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。

4
5 さらに、2023 年の G 7 広島首脳コミュニケ、G 7 札幌気候・エネルギー・環境大臣
6 会合コミュニケにおいて、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的
7 危機に対し、経済社会システムをネット・ゼロ（脱炭素）で、循環型で、ネイチャー
8 ポジティブな経済へ転換すること、また、課題の相互依存性を認識してシナジー（相
9 乗効果）を活用する旨が盛り込まれている⁷³。

10 11 (7) 重要な役割を果たしてきた科学的知見

12
13 環境基本法第 4 条において、環境保全は「科学的知見の充実の下に環境の保全上の
14 支障が未然に防がれることを旨として」行うことを求めている。

15
16 歴史的にその時点の利用可能な最良の科学的知見は重要な役割を果たしてきた。例
17 えば、我が国の南極地域観測隊による、いわゆる「オゾンホール」の発見は、その後
18 のオゾン層保護の国際的取組を加速させていたことが知られている。

19
20 また、先に述べたとおり IPCC や IPBES の各種の報告は国際社会に大きな影響を与え
21 てきた⁷⁴。そのうち、IPCC の人為起源の気候変動影響の評価については、第一次評価報
22 告書（1990 年）では「地表表面の平均気温上昇を生じさせるだろう。」と述べたに過ぎ
23 なかったが、その後の報告で徐々に確信度が高まり、第六次評価報告書において「人
24 間の影響が大气、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。」と結論
25 付けられるに至った。また、2021 年にノーベル物理学賞を受賞した真鍋淑郎氏が 1989
26 年に行った、第一次評価報告書に掲載された気候モデルのシミュレーション結果は、
27 その後実際に観測された変化の傾向と整合していた⁷⁵。このことは、利用可能な最良の
28 科学的知見を活用し、予防的な取組方法の考え方に基づいて対応することの重要性を
29 改めて示している。

30 31 (8) 国民意識の変遷と課題

32
33 「戦後の経済復興期とこの後の昭和 30 年代以降の高度経済成長期を通じて経済の拡
34 大が重要視され、人々が一致して願う、言わば社会的目標であった時代」⁷⁶において

⁷³ 関連して、国際資源パネル（IRP）の評価では、天然資源の採取と加工が、地球全体の温室効果ガス排出量の要因の約半分（土地利用に関連する気候への影響は含まない）、生物多様性の損失と負の水ストレスの要因の 90%、粒子状物質の健康影響の約 3 分の 1 を占めると指摘されている。

⁷⁴ 社会科学的な知見として、英国より出された、「スターンレビュー 気候変動の経済学」（2006 年）や「生物多様性の経済学：ダスグプタレビュー」（2021 年）が国際的に注目されたものとして挙げられる。

⁷⁵ Ronald J. Stouffer1 and Syukuro Manabe (2017)

⁷⁶ 平成 4 年版環境白書

1 は、工場から排出される煙などを産業活動が盛んな地域の繁栄の象徴とする市歌や校
2 歌が制定されていた⁷⁷。その後の激甚な公害経験等を経て、国民の環境に対するニーズ
3 は高度化し、快適な環境（アメニティ）の重要性が指摘されるようになった。また、
4 新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限は、東京を始め世界の都市で、大気汚染物
5 質の濃度が減少し大気環境の改善に向けた余地があることなどを明らかにした。さら
6 に、Z世代と呼ばれる若い世代は、世界的に環境意識が高く、環境保全のための行動
7 に積極的とされる。我が国においては、若い世代の環境意識の形成に環境教育の成果
8 も確認できる⁷⁸。また、地方移住への関心理由として「人口密度が低く自然豊かな環境
9 に魅力を感じたため」を挙げる人が全体の3分の1に上り最も多くなっている⁷⁹。国民
10 のニーズへの対応、海外からの高度人材の獲得等の観点からも、環境保全上の支障の
11 防止に止まらず、良好な環境の創出の取組が重要となる。

12
13 しかしながら、現実には我が国の国民の環境意識は、国際的には決して高いとは言
14 えず、現状に対する危機感が弱いことが調査結果から見て取れる⁸⁰。また、「実際に環
15 境や社会の問題を意識した行動へとつなげるためには何が必要か」という問いに対し
16 て、43.1%の人が「経済的なゆとり」と回答し、他の要素を大きく引き離して最も多い
17 との調査結果がある⁸¹。

18 19 (9) 東日本大震災・原発事故

20
21 東日本大震災・原発事故によって発生した放射性物質による環境汚染が発生したこ
22 とから、その影響を速やかに低減することを目的とした環境再生の取組が必要とな
23 り、原発事故の影響を受けた地域において、除染や特定廃棄物の処理等を行ってき

⁷⁷ 例えば、三重県四日市市歌、福岡県現北九州市の旧戸畑市歌、旧八幡市歌、東京都江東区立深川第五中学校校歌、広島県三原市立田浦小学校校歌、熊本県水俣市立第二小学校校歌が挙げられる。なお、1959年創立の四日市南高校の校歌は、作詞をした谷川俊太郎氏の要請により、創立20年の際に、公害礼賛と受け止められかねない部分が差し替わっている。

⁷⁸ 環境省「令和2年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」（令和3年3月）では、環境や社会の問題を意識した行動をとるようになった理由として、「学校で習ったり環境教育を受けたから」と答えた人の割合は、全年齢層で29歳以下が最も高かった。

⁷⁹ 内閣府「第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」（2023年4月）

⁸⁰ 例えば、気候変動対策を行うことは、自身の生活を脅かすネガティブなものとして捉える国民の割合が高いことに加え、経年で見ても気候変動の影響について懸念する割合が低下している。また、2022年の世論調査によると、「生物多様性」の言葉の「意味を知っていた」人は全体の29.4%、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」人が43.2%であり、生物多様性国家戦略2012-2020で定めた目標値である75%以上に届かず、生物多様性に関する認識や理解は、まだ十分に進んでいない状況にある。また、2021年の社会生活基本調査によれば、ボランティア活動としての「自然や環境を守るための活動」に参加している人の割合は3%と、2001年の8%から減少している。

⁸¹ 環境省「令和2年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」（令和3年3月）。25%が「一緒に取り組む仲間」、24.9%が「精神的な安定」と続いている。また、先進国で比較した場合、国別のGDPの伸びと環境意識の変化（気候変動が自身に与える影響について非常に懸念している人の割合の変化）には一定の相関が観察される。我が国は、データがある国の中では、GDPの伸びと環境意識の変化がともに最も低い。

1 た。それらの取組により、令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避
2 難指示が解除されたほか、帰還困難区域については、令和5年11月までに6町村（葛
3 尾村、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、飯館村）における特定復興再生拠点区域全
4 域の避難指示が解除された。しかし、引き続き取り組むべき課題は残っており、福島
5 県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた取組を始めとした環境再生の取組、そ
6 れらの取組に関する全国的な理解醸成を行うとともに、脱炭素・資源循環・自然共生
7 といった環境の視点から地域の強みを創造・再発見する未来志向の取組を推進してい
8 く必要がある。

9
10 また、原子力災害に起因した放射線に関する健康上の不安のケアについては、特定
11 復興再生拠点区域の避難指示解除により帰還者等が増加する中、これまでの自治体や
12 相談員を通じたリスクコミュニケーションだけでなく、帰還者等が地域で主体的に活
13 動を行う取組と連携していくことも重要となる。さらに、放射線の健康影響に関する
14 不安の解消の取組についても、福島県内のみならず県外においても正しい知識・情報
15 の発信やリスクコミュニケーションを継続して実施していくことが求められる。併せ
16 て、車座意見交換会等の対話を通じて得られる参加者の意見を今後の放射線健康不安
17 対策に生かす取組を行う必要がある。

18
19 また、東日本大震災以降、リスク評価と予防的な取組方法の考え方は、防災の観点
20 だけでなく、環境政策においてもその重要性が再認識されている。今後、できる限り
21 科学的知見に基づく客観的なリスク評価を行いながら、「環境リスク」や「予防的な取
22 組方法」の考え方を活用し、政策を推進していくことが重要である。

23
24 なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震
25 災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利
26 用の効率化の推進とともに、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環
27 利用が重要である。

1 第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方

1 目指すべき持続可能な社会の姿

環境基本法第1条の規定⁸²を、現在の文脈において捉え直すと、環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」⁸³からなる環境保全と、それを通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」(以下「ウェルビーイング／高い生活の質」という。)であり、また、人類の福祉への貢献でもある。前提として、人類の活動が地球の環境収容力の限界を超えつつある状況において、現在及び将来の国民の生存に係る「健康で文化的な生活の確保」が必要条件であることは言うまでもなく、また、人類の福祉への貢献なくして「ウェルビーイング／高い生活の質」も成立しない。

第1章で述べた現下の危機の下、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わり、現代の経済社会システムの在り方が人類の存続の基盤である環境・自然資本の安定性を脅かしつつある状況において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、環境収容力の範囲内で経済社会活動が営まれ、さらには良好な環境が創出されるようにしていく必要がある。このため、ネイチャーポジティブの考え方にも基づき、経済社会システムに適切な環境配慮と環境が改善されていく仕組み(計画など早い段階からの環境配慮の組み込み、環境価値の市場における適切な評価等)が織り込まれる必要がある。環境的側面から持続可能であると同時に、それが、経済・社会の側面においても健全で持続的で、全体として「ウェルビーイング／高い生活の質」につながる経済社会システムが求められる⁸⁴。持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要である⁸⁵。

このことを踏まえ、第五次環境基本計画が示した「循環共生型の社会」の考え方を更に発展させた、第六次環境基本計画において目指すべき持続可能な社会は、以下のとおりとする。

持続可能な社会を構築するためには、人類の存続の基盤である環境・自然資本を健全な形に維持、回復させ、変化に対するしなやかさを保ち、将来にわたりその恵みを受け

⁸² 環境基本法第1条(抄)「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。」

⁸³ 環境省設置法第3条第1項

⁸⁴ 第三次環境基本計画では「本計画で目指すべき“持続可能な社会”とは、“健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会”」としている。

⁸⁵ 第五次環境基本計画において、SDGsの目標間の関連性について、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていることを指摘した。環境負荷の増大によって自然資本が臨界的水準を下回るようなことになれば、経済社会の持続可能性を含めた人類の存続そのものが脅かされかねない。

1 ることができるよう、循環と共生に基づく自然の理に則った行動を選択することが重要
2 である。

3
4 環境は、大気、水、土壌、生物等の間を物質（炭素や窒素等の元素レベルを含む。）が
5 光合成・食物連鎖等を通じて循環（物質・生命の「循環」）し、地球全体又は特定の系が
6 均衡を保つことによって成り立っており、人間もまた、その一部である。しかしながら、
7 人間はその経済社会活動に伴い、環境の復元力を超えて資源を採取し、また、環境に負
8 荷を与える物質を排出することによってこの均衡を崩してきた。この均衡の崩れが気候
9 変動、生物多様性の損失及び汚染の形で顕在化し、人類による環境負荷はもはや地球の
10 環境収容力を超えつつある。

11
12 これを解決するためには、「循環を基調とした経済社会システム」⁸⁶の実現が不可欠で
13 ある。環境収容力を守ることができるよう、いわゆる「地上資源」⁸⁷を基調とし、資源循
14 環を進め、化石燃料などからなる地下資源⁸⁸への依存度を下げ、新たな投入を可能な限り
15 低減していくことを目指す。また、相乗効果やトレードオフといった分野間の関係性を
16 踏まえ、環境負荷の総量を減らしていくことが重要である。さらに、人類の存続の基盤
17 である環境・自然資本の劣化を防ぎ、環境収容力の臨界的な水準から十分に余裕を持っ
18 て維持するだけでなく、森・里・川・海の連関を回復するなど「循環」の質を高め、ネ
19 イチャーポジティブを始めとする自然資本の回復・充実と持続可能な利用を積極的に図
20 る。このようにして、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環
21 境保全を実現していく。

22
23 ここでいう「共生」とは、人は環境の一部であり、また、人は生きものの一員であり、
24 人・生きもの・環境が不可分に相互作用している、すなわち、人が生態系・環境におい
25 て特殊な存在ではなく、健全な一員となっている状態である。私たち日本人は、豊かな
26 恵みをもたらす一方で、時として脅威となる荒々しい自然を克服・支配する発想ではな
27 く、自然に対する畏敬の念を持ちながら、試行錯誤を重ねつつ、自然資本を消費し尽く
28 さない形で自然と共生する知恵や自然観を培ってきた。しかし、第1章で述べたとおり、
29 現在、日本人を含めた人類全体が、生態系あるいは環境において特殊な存在となってい
30 る。「共生」を実現するためには、人類の活動が生態系を毀損しないだけでなく、人類の
31 活動によって、むしろ生態系が豊かになるような経済社会に転換することが望ましい。
32 第1章でも述べたとおり、近年、地球の健康と人間の健康を一体的に捉える「プラネタ
33 リー・ヘルス」の考え方が重要視されている。

⁸⁶ 第一次環境基本計画

⁸⁷ 本計画では、再生可能な資源・エネルギーを象徴するものとして使用しており、地下に賦存する再生可能な地熱等を否定している訳ではない。

⁸⁸ 化石燃料、鉱物資源のような地下に埋蔵されている枯渇性資源をいう。既に使用された地上に存在するもの（いわゆる「都市鉱山」など）や地下に存在する再生可能エネルギー（地熱など）は含まれない。なお、地下資源であってもカーボンニュートラルに必要な重要鉱物など、供給力の強化が必要なものがある。

1 また、一人一人が、どのような意識を持ち、どう行動するかが、地域や企業等の集合
2 体としての取組、我が国全体の経済社会の在り方、さらには地球全体の未来につながる
3 ものであり、個人、地域、企業、国、地球がいわば「同心円」の関係にあると言える。

4
5 加えて、第五次環境基本計画で例示されたように、自然と人との共生に加えて、地域
6 間の共生を図ることも重要である。さらに、環境基本法第1条の規定に立ち返り、国民
7 一人一人との共生、現在及び将来の国民との共生（世代間衡平性の確保）、人類（世界）
8 との共生も求められている。

9
10 このように「循環」と「共生」を実現することで、DXの活用などと相まって、経済社
11 会システムの変革を導き、「環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が
12 成長・発展ができる」文明の構築を図っていく。食料・エネルギー・資源など他国の自
13 然資本への依存度を下げるとともに、地球規模での気候変動、生物多様性の損失、汚染の
14 危機を軽減するとともに、我が国の安全保障にも資する。このような循環共生型の社会
15 （「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であり、現在及び
16 将来の国民が希望を持って、「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現できるよう取り
17 組んでいく。

18
19 我が国全体がこうした循環共生型の社会（以下「循環共生型社会」という。）となり、
20 また、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現して
21 いくためには、その暮らしの場であり、また我が国の国土や社会経済を支える基盤であ
22 る地域においても、地域住民が、各地域の目指すべき将来像、すなわち「ありたい未来」
23 を描き、実現していく必要がある。第五次環境基本計画で打ち出した「地域循環共生圏」
24 は、持続可能な社会が実現した我が国の姿や、そこに至るための考え方を示したもので
25 あり、地域の環境・経済・社会の課題を解決するための事業創出や土地利用のあり方な
26 どの地域経営について、地域が主体性を持ち、オーナーシップを発揮しつつ、環境政策
27 の分野間の統合に加えて環境・経済・社会を統合的に向上させるエリア・ベースド・ア
28 プローチを実践する場である。

29 30 **2 今後の環境政策が果たすべき役割：将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな** 31 **成長」の実現**

32
33 「持続可能な社会、すなわち本計画でいう循環共生型社会」（以下「持続可能な社会」
34 という。）の構築のためには、健全で恵み豊かな環境を基盤として、その上で経済社会活
35 動が存在していることを前提に、経済の成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とし
36 た取組が環境負荷の増大につながらないようにすることが必要不可欠であり、また、む
37 しろ、更なる環境の改善にもつながるような形に社会を展開していくことが重要である。

38
39 そのため、率先して努力した人が報われるインセンティブの付与、環境保全への需要
40 （マーケット）と新たな雇用の創出、リ・スキリング等による公正な移行、汚染者負担

1 の原則も考慮し汚染者に負担を課すことによる外部性の内部化、計画段階からの環境配
2 慮の組み込み、科学的知見を始めとする環境情報の整備と公開、家庭・学校・職場・地
3 域等のあらゆる場面において行動につながるような多様な主体・手段による実質的で探
4 究的な環境教育や持続可能な開発のための教育（ESD）を通じた環境意識の醸成、将来像
5 を関係者と共有しながら地域における環境保全の取組を進めていくための人材育成や体
6 制構築、多様な主体の参加によるパートナーシップを促進するための施策等、持続可能
7 な社会の構築を支える仕組みづくり等に取り組む必要がある。

8
9 また、第五次環境基本計画では、今後の環境政策が果たすべき役割として、「環境政策
10 による経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からのイノベー
11 ションの創出と経済・社会的課題の同時解決を実現することにより、将来にわたって質
12 の高い生活をもたらす『新たな成長』（以下「新たな成長」という。）につなげていくこ
13 とを提示した。

14
15 第一次環境基本計画の問題提起のとおり、気候変動などの環境問題は、経済社会の構
16 造的問題に起因するところが大きい。また、その環境問題を生む経済社会の構造的問題
17 が、現在、我が国が抱える経済社会的課題の一因となっていることも少なくない⁸⁹。各制
18 度の補完性にも鑑みれば、環境政策を起点として、経済・社会的な様々な課題をカップ
19 リングして同時に解決していくことが可能である。ただし、「長期停滞」に代表されるよ
20 うに、この構造的問題が長年継続してきたことを踏まえると、解決のための視点を改め
21 て整理すること、いわば「変え方を変える」姿勢が求められる。

22
23 そのため、「新たな成長」の実現に向け、環境・経済・社会の統合的向上の共通した上
24 位の目的として、環境基本法第1条の趣旨も踏まえ「ウェルビーイング／高い生活の質」
25 を設定する。この「ウェルビーイング／高い生活の質」は、市場的価値と非市場的価値
26 によって構成され、相乗的効果も図りながら双方を引き上げていく⁹⁰。

27
28 「ウェルビーイング／高い生活の質」を目的に置いた場合、その実現のための視点と
29 して、例えば、以下の事項を挙げることができる。

- 30 ① 「ウェルビーイング／高い生活の質」のためには、GDP に代表されるフローだけでな
31 く、ストックの充実が不可欠である。その際、ストックを含む将来のあるべき状態、
32 ありたい状態を想定し、その実現のために何をすべきかを検討することが重要である。
33 ② 構造的な問題の解決のためには、「人生 100 年時代」と指摘される今日において、目
34 先重視に陥って問題を先送りしたり、短期的な収益のみを追い求めたりするのではな
35 く、我が国に多く存在する「100 年企業」⁹¹が実践してきたように、未来に向けた積
36 極的な投資など長期的視点の行動が不可欠である。また、将来の自分や将来世代への

⁸⁹ 例えば、経済の長期停滞や無秩序な市街地の拡散の問題が挙げられる。

⁹⁰ 外部性である非市場的価値を市場的価値に内部化していくことも含まれる。

⁹¹ 我が国は世界に占める創業 100 年以上の企業の割合が世界の半数を超えるとの調査がある。

1 配慮（世代間衡平性の確保）を始めとした、包括的、利他的な視点が、社会の持続可
2 能性の確保には必要である。

- 3 ③ いわゆる「経路依存性」「イノベーションのジレンマ」⁹²のように、供給者が持つ現
4 状のシーズ、強みに過度にこだわることなく、将来のあるべき、ありたい姿を踏まえ
5 た現在及び将来の国民の本質的なニーズへの対応が重要であり、その一つとして利用
6 可能な最良の科学の要請に応えることも含まれる。経済社会の構造的な問題の解決の
7 ためには、これら本質的なニーズを踏まえた破壊的イノベーションも必要である。
- 8 ④ 物質的な豊かさより心の豊かさを重視する国民の割合が多くなっている。また、経済
9 活動においても、物質的な量より質の向上、環境価値を含む無形資産を活用した高付
10 加価値化等の視点が重要である。無形資産のうち、環境人材の育成も不可欠である。
- 11 ⑤ ウェルビーイングの向上には、社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の重要性が
12 指摘されており、その基盤としてのコミュニティ⁹³の充実も必要である。国家、市場、
13 コミュニティのバランスを図り、多くの国民の参加を得て、弱者を含めた包摂的な社
14 会を実現することが重要である。
- 15 ⑥ 「ウェルビーイング／高い生活の質」の観点からは、東京一極集中、大規模集中型の
16 社会経済システムから、デジタル化の流れも踏まえ、自立分散型・水平分散型の国土
17 構造、社会経済システムへの移行の視点が重要である。自立の観点からは、食料、エ
18 ネルギー等の地産地消の促進、経済安全保障の確保が重要である。

19
20 「新たな成長」の基盤は、上記の視点を踏まえ、まずはストックとしての自然資本の
21 維持・回復・充実を図ることである。自然資本が、臨界的な水準を下回る（人類の経済
22 社会活動が地球全体又は公害のように地域的な環境収容力を超えてしまう状態）こと
23 になれば、そもそも人類の存続、生活の基盤を失うおそれがある。環境負荷の総量を抑え
24 て自然資本のこれ以上の毀損を防止し、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の危機を
25 回避するとともに、自然資本を充実させ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用する
26 ことによって「ウェルビーイング／高い生活の質」に結び付けていく⁹⁴。

27
28 また、その自然資本を維持・回復・充実させるためには、それに寄与するストックと
29 しての資本（人的資本、人工資本等）、システムについて、長期的な視点に立ち、あるべ
30 き状態・ありたい状態に向けて拡充・整備していくことが必要不可欠となる。その資本⁹⁵
31 は有形（設備、インフラ等）、無形（人的資本、ブランド価値等）の双方から構成される。

⁹² Clayton M. Christensen, 「The Innovator's Dilemma」, 1997

⁹³ 共通の生活地域の集団である地域共同体としてのコミュニティと共通の規範や価値観を持つ集団としてのコミュニティがある。

⁹⁴ 心身の健康増進、学力向上、防災、快適性、優れた景観等に効果があるとされる。

⁹⁵ 地域と共生し、環境負荷の総量削減に貢献する再生可能エネルギー設備など脱炭素エネルギー供給インフラ（既存設備の有効活用を含む。）、ZEH・ZEB、EV・充電設備、リサイクル関連設備、コンパクトな都市構造、鉄道等の公共交通機関などの有形資産、環境人材・環境価値、コミュニティなど無形資産が挙げられる。

1 また、システム⁹⁶は、市場の失敗の是正を図りつつ、市場、非市場（コミュニティ等）の
2 ものを共に最大限活用していく。それら資本、システムの充実が、直接的に、又は自然
3 資本の充実を通じて「ウェルビーイング／高い生活の質」に貢献する⁹⁷。

4

5 そのためには、国民があるべき、ありたい状態の「自然資本、自然資本を維持・回
6 復・充実させる資本・システム」⁹⁸を想定し、かつ、様々なコーディネーションを行って
7 いくことも必要である。すなわち、国民の主観が含まれる「ウェルビーイング／高い生
8 活の質」と「自然資本とそれを維持・回復・充実させる資本・システム」は、お互いに
9 影響を与えながら共に高みを目指していく共進化の関係にある。

10

11 また、この共進化の過程において、ストックとしての「自然資本、自然資本を維持・
12 回復・充実させる資本・システム」の、あるべき、ありたい水準に向けた拡充のためには、
13 国内において官民協力の下、長期的視点に立った現在及び将来の国民の本質的な
14 ニーズを踏まえた巨大な投資が必要である⁹⁹。使用に伴い減耗するストックの維持・拡充
15 には投資が欠かせない。また、無形資産である環境価値を付加価値に転じることで、経
16 済全体の高付加価値化の契機としていく。それらがフローの経済活動にも好影響を与え、
17 資本蓄積を通じたイノベーションを創出し、市場的価値（所得、GDP）の向上を通じた
18 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現にも結び付いていくことが期待できる。

19

20 さらに、この共進化の過程には、トランジションの視点が欠かせない。既に直面して
21 いる危機を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを始め目標としてのあるべき姿、あり
22 たい姿を、すべての国民が明確に共有することができるよう、政府がリーダーシップを
23 発揮することが必要である。加えて、その実現の道筋も決して容易ではなく、利用可能
24 な最良の科学的知見を踏まえた中長期的な時間軸を持った国民全体の参加と多様な創意
25 工夫、努力が必要であること、それらが結果的にイノベーションを生み、「ウェルビーイ
26 ング／高い生活の質」につながっていくことを認識することが重要である。また、3（3）
27 で述べるように、政府、市場、国民の共進化が求められる。

28

29 3 今後の環境政策の展開の基本的考え方

30

31 (1) 現下の環境危機を踏まえた、環境政策の原則・理念を前提とした国際・国内情勢

⁹⁶ 価格メカニズム、循環経済システム、金融システム、教育・科学研究、自然と共生する文化、国際枠組・
協調、自立・分散、水平・分散のシステムなどが挙げられる。

⁹⁷ 例えば、ZEHやZEBは、光熱費削減、健康・快適性や生産性の向上等の効果があり、鉄道等の公共交通機
関を軸としたコンパクトな都市構造は、健康増進、移動の利便性の向上等の効果がある。

⁹⁸ 適切な略語を作成する可能性あり。なお、これは、いわゆる「社会的共通資本」に近い概念という指摘が
ある（環境省「第六次環境基本計画に向けた将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」に関す
る検討会取りまとめ」2023年4月）。

⁹⁹ 投資の裏側にはコストが発生すること、また、それをどのように負担するかについては留意が必要。ただ
し、マクロ経済の観点では、第一章で述べたとおり、我が国の経済の長期停滞の一因は、特に国内における
投資不足であったとされていることも重要な視点である。

1 等への的確な対応

2
3 持続可能な社会の実現に向けて、第一章で述べた現在進行形で高まっている環境危
4 機に対処するため、必要な措置を講じていく。そのため、環境行政の基盤となる科学
5 的知見について国際的に連携しつつ充実させるとともに、水俣病を始めとする過去の教
6 訓も踏まえ、利用可能な最良の科学的知見に基づき、「勝負の2030年」にも対応するた
7 め、取組の十全性（スピードとスケール）¹⁰⁰の確保を図る。

8
9 人類の活動が地球の環境収容力を超えつつある危機的な状況において、現在及び将
10 来の国民の「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するためには、環境基本法第
11 1条にある「人類の福祉」への貢献の視点は欠かせない。水、食料等の自然資本を海
12 外に大きく依存する現状に鑑み、利用可能な最良の科学的知見に基づく国際的な協調
13 について、我が国が率先して進めることが重要である。

14
15 また、第五次環境基本計画の制定後、COP26におけるパリ協定の実施ルール¹⁰⁰の採択、
16 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択等、経済社会活動の方向性に軌道修
17 正を促す国際的な枠組みの形成が加速している。第一章で見たとおり、ESG金融の影響
18 等を受け、既に近年の企業行動は、特に国際的に見ると大きく変化している。環境政
19 策と諸権利との関係やいわゆる人権・環境デュー・ディリジェンスに関するルール形
20 成も進められており、これらに適切に対処しなかった場合、国内企業の信頼性や競争
21 力にも影響を及ぼし、世界のバリューチェーンから外されるリスクがあることも指摘
22 されている。また、欧州は、バッテリーなど域内に輸入される製品について域内の環
23 境に関する基準等に適合させる政策を強化してきており、バリューチェーン全体で環
24 境負荷を下げ、リサイクル等の循環性を強化することが求められることから、国内の
25 基準についてもイコールフットイングの観点を考慮する必要がある。

26
27 特に、グローバル企業は国境を越え各市場で競争しており、バリューチェーンで環
28 境負荷を減らしていくことや強靱性を高めることが、結果として企業競争力を高める
29 ことにつながり、さらに、国内を越えて国際的な環境負荷削減や強靱化、持続可能な
30 社会の実現へ貢献することとなる¹⁰¹。また、既に多くの先進国が脱炭素社会に向けた取
31 組や適応の取組を進め、途上国の中にも脱炭素社会に向けた取組や適応の取組を進め
32 ている国がある中で、我が国の優れた環境技術等の強みを活かすことによって、世界

¹⁰⁰ COP28における決定においては、「ペース、深さ、幅」という表現がある。

¹⁰¹ G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合及び広島サミットの首脳コミュニケにおいても、バリューチェーンの資源効率性及び循環性の向上がグローバルでの気候変動、生物多様性の損失、汚染の三大危機への対処を支援することが強調された。また、「循環経済及び資源効率性原則」においても、例として、バリューチェーン全体での循環経済及び資源効率性アプローチをビジネスモデルに統合し、一次資源利用及び環境負荷を削減することや、投資家との対話も念頭に、バリューチェーンにおける循環性及び資源効率性並びにその進捗を把握し、サステナビリティレポート等において情報開示をすること等が盛り込まれている。

1 のバリューチェーンにおける地位を高めるチャンスも存在する¹⁰²。
2

3 このような流れも織り込んだ持続可能な社会を示すことが求められていることから、
4 これまでの累次の環境基本計画において提示されてきたような環境政策の原則や理念
5 を土台にした上で、国際・国内情勢の変化を的確に捉え、将来世代の利益を意思決定
6 に適切に反映させることも視野に、国内対策の充実や国際連携の強化を進める必要が
7 ある。
8

9 (2) 環境・経済・社会の統合的向上に向けた各種政策の統合とシナジーの発揮 10

11 第1章で述べたとおり、「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量
12 生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきである。」
13 との第一次環境基本計画の問題提起は、環境・経済・社会の統合的向上の共通した土
14 台と言える。そのため、環境・経済・社会の各側面で我が国が現在直面する課題の中
15 には、様々に異なる政策分野における動向に起因して付随的に発生するという、ある
16 種の複合性を有したものも少なからず存在する。現下のそうした複合的な課題を解決
17 するに当たっては、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、持続可能な社会
18 の実現のため、「新たな成長」の視点を踏まえ、特定の施策が複数の異なる課題をも統
19 合的に解決するような、相互に関連し合う横断的かつ重点的な枠組を戦略的に設定す
20 ることが必要である。なお、これらの取組に当たっては、指標等により進捗を検証し、
21 必要に応じて柔軟に施策を見直していく必要がある。
22

23 また、G7広島サミットの首脳コミュニケでは、G7各国が、持続可能で包摂的な
24 経済成長及び発展を確保し、経済の強靱性を高めつつ、経済・社会システムをネッ
25 ト・ゼロで、循環型で、気候変動に強靱で、汚染のない、ネイチャーポジティブな経
26 済へ転換すること、及び2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させることを統
27 合的に実現することにコミットするとされている。
28

29 さらに、世界中で多くの人々が、水、食料、ヘルスケア、住居、エネルギー、教育
30 へのアクセスなど、人間にとって不可欠な社会的ニーズに関する最低限の基準（ソー
31 シャル・バウンダリー）以下の状況で生活しているとされており、プラネタリー・バ
32 ウンダリーと組み合わせた「ドーナツ内での生活」を人間の「安全な活動空間」とし
33 て定義した研究がある。この研究は、環境と分配、格差等の問題を一体的に考えてい
34 くことが必要であることを示している。
35

36 上記を踏まえつつ、個別の環境政策、また、制度的な補完性を鑑み環境分野以外の

¹⁰² 例えば、日本が優位性を有する資源循環技術等を活用し、バリューチェーンの上流（採掘・製造過程等）における環境負荷を削減することは、ビジネス機会につながり、また、循環資源を活用する企業の競争力向上にも貢献することが期待される。一方、国境を越えるバリューチェーンにおいて環境負荷削減や循環性の向上を実現するには、国際的なルール形成が必要となり、国際連携が不可欠である。

1 分野の政策と環境政策との統合（背景としての学術レベルでの連携・統合も含む）、
2 それによる相乗効果・シナジーの発揮を目指し、環境負荷の総量の削減、「新たな成長」
3 の視点を踏まえた環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である。
4 その際、持続可能な社会の実現に向けて、トレードオフを回避しシナジーを発揮して
5 いく上で、計画策定等の政策決定のなるべく早い段階からの環境配慮が重要となる。

6
7 また、環境政策による経済・社会的課題の同時解決を目指し、SDGs の達成に貢献し
8 ていく。SDGs の目標間の関連性については、環境を基盤とし、その上に持続可能な経
9 済社会活動が存在している。トレードオフを回避することと、シナジーをもたらす統
10 合的な解決が求められており、Win-Win の発想で「どちらも」を追求することが重要で
11 あり、SDGs の達成には、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える
12 という思考法である「バックキャストिंग」の考え方が重要とされている。SDGs の
13 考え方を踏まえ、持続可能な事業の実施を行うなど環境・経済・社会の統合的向上の
14 具体化を進めるとともに、地域に着目し、地域の視点を取り入れ、地域における各種
15 計画・事業の改善に資するようなものにする必要がある。

17 (3) 「参加」の促進：政府、市場、国民の共進化と人材育成、情報基盤整備

18
19 「参加」は、第一次環境基本計画において、環境政策の4つの長期目標のうちの一
20 つとして位置付けられ、引き継がれている。また、2030 アジェンダも、あらゆるス
21 テークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言している。
22 環境施策を実施する上でパートナーシップはすべてに共通して求められる要素である。
23 社会を構成するあらゆる主体が、それぞれの立場に応じた対等な役割分担の下で、当
24 事者意識を持って、業種や組織を超え、自主的、積極的に環境負荷の低減や良好な環
25 境の創出を目指す観点から、パートナーシップの充実・強化が必要である。

26
27 環境施策をこれまで以上に実行力をもって実施していくためには、政府（国、地方
28 公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）が、持続
29 可能な社会を実現する方向で相互作用、すなわち共進化していく必要がある。例えば、
30 環境意識が高い国民は、政府の環境施策の推進（市場の失敗の是正を含む。）を促すと
31 ともに、消費者としての国民が環境に配慮した財・サービスを選択し、それが企業の
32 グリーンイノベーションを促進する方向に作用する。また、政府の環境価値の内部化
33 や環境教育、環境人材育成に係る施策、企業の環境価値に係る経済的競争能力投資
34 （環境人材への人的資本投資や環境価値を有する財・サービスのマーケティング等）
35 は、国民の環境意識を高めることに寄与する。

36
37 そのため、国民の環境意識の向上に働きかける施策や行動、国民相互のコミュニ
38 ケーションの充実、政策決定過程への国民参画とそのための政策コミュニケーション、
39 その成果の可視化が必要である。一方的な普及啓発ではなく、あらゆる主体が環境に
40 配慮した社会づくりへの参加を通じて共に学びあうという視点が重要である。また、

1 その学びあいにより、市民社会、地域コミュニティの対応力や課題解決能力を高めて
2 いくことも可能となる。世代間衡平性を確保する観点から、若い世代の参加を促進す
3 るなど将来世代の「ウェルビーイング／高い生活の質」のための施策を積極的に推進
4 する。また、国内外においてジェンダーに対応した気候変動政策の推進が求められて
5 いることなどから、気候変動政策を始め環境政策における女性の参加をより一層後押
6 しする。

7
8 その際、環境情報の充実、公開が基盤となる。各主体が所有している情報に対し、
9 投資、消費活動を始めとしたニーズに応じたアクセスが可能であること、その情報に
10 基づき現状や課題に関する認識を共有しつつ、「ありたい未来」であるビジョン、また
11 それに向けた取組の進展を評価し、共有することが必要となる。その上で、自主的、
12 積極的な活動に加えて、協働型の事業の創出や、取り残されそうになっている人々を
13 包摂する活動を通じて、全員参加型で環境負荷の低減や良好な環境の創出を推進して
14 いく必要がある。

15 16 **(4) 持続可能な地域づくり～「地域循環共生圏」の創造～**

17
18 国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要が
19 あることから、各地域において、地域住民の「ウェルビーイング／高い生活の質」に
20 向けて「地域循環共生圏」の実装を進め、「新たな成長」を実現していく。「地域循環
21 共生圏」は、上記（１）～（３）で述べた基本的考え方や、第２部第２章「３．地域
22 資源を活用した持続可能な地域づくり」の取組を中心に、その他の重点戦略に掲げる
23 各施策も総動員し、経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点
24 からのイノベーションを創出しつつ、その実現を図るものである。

25
26 「地域循環共生圏」における「循環」とは、食料、製品、循環資源、再生可能資源、
27 人工的なストック、自然資本のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあら
28 ゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階及び自然界を通じて
29 めぐり続けることであり、この「循環」を適正に確保するためには、地域の自然資本、
30 自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムへの投資を積極的に行うことなど
31 によって、物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を
32 進めるとともに、地域と共生する再生可能エネルギーの導入、多種多様で重層的な資
33 源循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ「地域経済」の循環を促すとと
34 もに、関係人口の創出等を通じて「人」の循環も促すことで、地域を活性化させるこ
35 とを目指す。

36
37 「地域循環共生圏」における「共生」とは、人は環境の一部であり、また、人は生
38 きものの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であり、
39 その認識の下、二次的自然や生きものも含めた自然と人との共生、地域資源の供給者
40 と需要者という観点からの人と人との共生の確保、そして人や多様な自然からなる地

1 域についても、都市や農山漁村も含めた地域同士が交流を深め相互に支えあって共生
2 していくことを目指す。

3
4 地域循環共生圏は、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して環
5 境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解
6 決し続ける「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地
7 域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現を目指すもの
8 である。その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源
9 を含めて地上資源を基調として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続
10 可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。

11
12 地域循環共生圏を創造していく過程において、地域資源を持続的に活用するととも
13 に、地域の経済循環を好循環な構造とする事業スキームを構築することが、地域への
14 波及効果を高め、地域を自立させるために重要となる。

15
16 地域循環共生圏の創造に向けて、環境・経済・社会を統合的に向上していくために
17 は、地域の主体性と地域内外のパートナーシップを基に、事業創出を目的とした地域
18 プラットフォームを構築することが重要である。地域プラットフォームの運営は、地
19 域プラットフォームを運営する者、事業主体となり得る者及びその支援者が効果的に
20 役割分担をしながら進める必要があり、創出される事業の種類は、民間ビジネス、公
21 共事業、ボランティア活動等多様であることから、事業の種類に応じて多様な主体が
22 それぞれの役割を担う。

23
24 地域循環共生圏の実現に当たっては、持続可能な社会に移行していく中で取り残さ
25 れる人々や地域を生み出さないようにしながら進めていくこと、地域循環共生圏に向
26 けて取り組む人々のネットワーク形成や、各地の取組を支えるための中間支援体制を
27 構築すること、農山漁村・地方都市・大都市といった地域間で互いに支え合うネット
28 ワークを形成することで各地域の持続性を高めていくこと、地方公共団体、地域経済
29 を支える中小企業を始めとした企業、金融機関、NGO・NPO などの間のパートナ
30 ーシップを強化すること、デジタル技術を活用した地域の魅力向上や環境・経済・社会課題
31 の解決を実現していくことを通じて、これまで以上に環境・経済・社会に大きなイン
32 パクトをもたらす事例の創出と、地域循環共生圏づくりに取り組む地域数の増加を進
33 めていく必要がある。

34
35 また、地域循環共生圏の取組は、地域の主体性を基本として、環境、経済、社会の
36 課題について、パートナーシップによって統合的に相乗効果（シナジー）を発揮しな
37 がら解決するローカル SDGs とも言えるものであり、ポストコロナ時代における DX の進
38 展とも相まって、国際会議等を通じて、世界の SDGs に取り組む地域とも取組を共有し
39 つつ、世界の持続可能な地域づくりに貢献していく。

1 地域循環共生圏は、自立した地域が生まれ、それらがネットワークを構築すること
2 で形成されていくことから、ボトムアップで構築されることが重要であり、最終的に
3 は我が国全体が一つの地域循環共生圏として持続可能な社会を実現することが目標と
4 なる。各地域が自立し、持続していくことで、各地の風土、文化を時代に合わせた形
5 で継承していくことができ、再生可能エネルギー、食料、金属・プラスチックなどの
6 リサイクル資源、適切な管理を行った魅力ある自然資源といった国土に広く分散する
7 地上資源を最大限に活用し、各地域の資源により特徴づけられた多様性のある魅力的
8 な国づくりに貢献する。また、自立した地域を生み出し、コミュニティの力を回復さ
9 せることで、国家、市場、コミュニティの均衡を図りながら、国家や市場の役割を補
10 完し、農山漁村、地方都市や大都市も含め、地域住民の「ウェルビーイング／高い生
11 活の質」の実現や、「新たな成長」への貢献が可能となる。
12

1 第3章 環境政策の原則・手法

2 3 1 環境政策における原則等

4 5 (1) 環境効率性

6 環境収容力の範囲内で経済社会活動を行うためには、「環境効率性」を高める、すな
7 わち、一単位当たりの物の生産や、サービスの提供から生じる環境負荷を大幅に減ら
8 すことにより、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けて、我々が生み出す
9 豊かさ、経済の付加価値が拡大しても環境負荷の総量はむしろ減少していくこと（絶
10 対的なデカップリング）が必要である。また、このデカップリングを土台として、環
11 境価値をコストではなく経済の高付加価値化の源泉としていくことが重要である。

12 13 (2) リスク評価と未然防止原則、予防的取組方法の考え方

14 環境政策を行う上では、科学的知見の充実を図りつつ、利用可能な最良の科学に基
15 づくことが前提となる。

16 地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響など、環境
17 問題の多くは科学的な不確実性を伴っている。このような場合には、その時点で利用
18 可能な科学的知見に基づいて、問題となる事象が環境や健康に与える影響の大きさと、
19 その事象が発現する可能性に基づいて環境リスクを評価した上で、あらかじめ設定さ
20 れたリスク許容量を踏まえて対策実施の必要性や緊急性を判断し、優先順位を設定し
21 て対策を講じるという考え方が重要である。

22 23 (ア) 未然防止原則

24 人間の活動と人の健康や環境に係る被害の因果関係が科学的に証明される場合に
25 は、環境の保全は、環境保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなけ
26 ればならない。人為的活動に伴う温室効果ガスの排出と気候変動の関係について、
27 IPCC 第六次評価報告書統合報告書によって「人間の影響が大气、海洋及び陸域を温
28 暖化させてきたことには疑う余地がない」と報告され、気候変動問題はこの「未然
29 防止原則」に基づく対策が必要な段階に移行している。

30 31 (イ) 予防的取組方法

32 問題の発生の要因やそれに伴う被害の影響の評価、又は、施策の立案・実施にお
33 いては、その時点での最良の科学的知見に基づいて必要な措置を講じたものであつ
34 たとしても、常に一定の不確実性が伴うことについては否定できない。しかし、不
35 確実性を有することを理由として対策をとらない場合に、ひとたび問題が発生すれ
36 ば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる場合や、長期間にわたる極め
37 て深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす場合も存在する。

38 このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実で
39 あることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、

1 予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいて対策を講じ
2 ていくべきである。この考え方は、地球温暖化対策、生物多様性の保全、化学物質
3 の対策、大気汚染防止対策など、様々な環境政策における基本的な考え方として既
4 に取り入れられており、例えば、「生物多様性基本法」(平成 20 年法律第 58 号)は、
5 予防的な取組方法等を旨とする規定を置いている。また、我が国が締結する国際条
6 約においても、予防的な取組方法を掲げるケースが多くなっており、その観点から
7 も、国内での施策を予防的な取組方法に基づいて実施すべき必要性が高まっている。
8 今後、引き続きこの考え方に基づく施策を推進・展開していく必要がある。

9 第 1 章で述べた水俣病に関する教訓や、気候変動の分野において、IPCC の累次の
10 報告など科学的知見の蓄積を土台に予防的な取組方法に基づく取組を通じて世界的な
11 対策が進展してきたことを踏まえれば、前述の未然防止原則だけでなく、予防的な取
12 組方法も引き続き重要である。

13
14 東日本大震災以降、リスク評価と予防的な取組方法の考え方は、防災の観点だけ
15 でなく、環境政策においてもその重要性が再認識されている。今後、できる限り科
16 学的知見に基づく客観的なリスク評価を行いながら、「環境リスク」や「予防的な取
17 組方法」の考え方を活用し、政策を推進していくことが重要である。

18
19 また、政策判断を行った後においても、例えば、生物多様性保全の領域において、
20 順応的な取組方法を旨としているように、新たに集積した科学的知見に基づいて必要
21 な施策の追加・変更等の見直しを継続して行っていくべきである。

22
23 一定の不確実性がある中で政策的な意思決定を行うためには、関係者や国民との合
24 意形成が不可欠である。その際には、可能な限り各主体間のコミュニケーションを
25 図るよう努めるべきであり、そのために、政策決定者は十分に説明責任を果たすべ
26 である。さらに、利用可能な最良の技術 (BAT) も踏まえたトランジションの視点など中
27 長期の時間軸を持った議論も必要である。

28 29 (3) 汚染者負担の原則等

30 環境保全のための措置に関する費用の配分の基準としては、「汚染者負担の原則」を
31 活用し、環境汚染防止のコストを、価格を通じて市場に反映することで、希少な環境
32 資源の合理的な利用を促進することが重要である。また、我が国の汚染者負担原則は、
33 汚染の修復や被害者救済の費用も含めた正義と公平の原則として議論されてきたとい
34 う点に留意する必要がある。今後も、汚染者の負担に係る国際競争上の公平の確保に
35 も留意しつつ、事故や操業により生じる環境汚染防止のためのコストを製品、サービ
36 ス価格に反映させることで、安全性や環境面にも配慮した企業経営、消費行動を促し
37 ていくことが重要である。

38
39 また、上記のほか、製品の生産者が、物理的、財政的に製品のライフサイクルにお
40 ける使用後の段階まで一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方や、製

1 品などの設計や製法に工夫を加え、汚染物質や廃棄物をそもそも出来る限り排出しな
2 いようにしていくという「源流対策の原則」なども活用していくことが重要である。

3 4 **2 環境政策の実施の手法**

5
6 これまでに述べた環境政策の展開の方向を踏まえ、また、第2部に掲げる環境政策の
7 個々の課題を解決していくためには、政策の優先順位をつけながら、費用対効果や社会
8 全体で負担する費用の低減に留意する必要がある。そのためには、これまでも実施さ
9 れてきた直接規制や、補助金支給、税制優遇措置、普及啓発などの政策手法に加えて、
10 新たな政策手法の開発や既存の政策手法の改良、適用範囲の拡大などを行っていくこと
11 が必要である。環境基本法第二章第五節は、このことを示している。ある政策目的の確
12 実な実現を促す環境政策手法として以下に挙げるものがある。

13 14 **○直接規制的手法**

15 法令によって社会全体として達成すべき一定の目標と遵守事項を示し、統制的手段
16 を用いて達成しようとする手法。環境汚染の防止や自然環境保全のための土地利用・
17 行為規制などに効果がある。

18 19 **○枠組規制的手法**

20 目標を提示してその達成を義務づけ、又は一定の手順や手続を踏むことを義務づけ
21 ることなどによって規制の目的を達成しようとする手法。規制を受ける者の創意工夫
22 を活かしながら、定量的な目標や具体的遵守事項を明確にすることが困難な新たな環
23 境汚染を効果的に予防し、又は先行的に措置を行う場合などに効果がある。

24 25 **○経済的手法**

26 市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合
27 理性に沿った行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法。補助
28 金、税制優遇による財政的支援、課税等による経済的負担を課す方法、排出量取引、
29 固定価格買取制度等がある。直接規制や枠組規制を執行することが困難な多数の主体
30 に対して、市場価格の変化等を通じて環境負荷の低減に有効に働きかける効果があ
31 る。

32 33 **○自主的取組手法**

34 事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施するという取組に
35 よって政策目的を達成しようとする手法。事業者などがその努力目標を社会に対して
36 広く表明し、政府においてその進捗点検が行われるなどによって、事実上社会公約化
37 されたものとなる場合等には、更に大きな効果を発揮する。技術革新への誘因とな
38 り、関係者の環境意識の高揚や環境教育・環境学習にもつながるという利点がある。
39 事業者の専門的知識や創意工夫を活かしながら複雑な環境問題に迅速かつ柔軟に対処
40 するような場合などに効果が期待される。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33

○情報的手法

環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを、投資や購入等に際して選択できるように、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進める手法。環境報告書などの公表や環境性能表示などがその例であり、製品・サービスの提供者も含めた各主体の環境配慮を促進していく上で効果が期待される。

○手続的手法

各主体の意思決定過程に、環境配慮のための判断を行う手続と環境配慮に際しての判断基準を組み込んでいく手法。環境影響評価の制度や化学物質の環境中への排出・移動量の把握、報告を定める PRTR 制度などはその例であり、各主体の行動への環境配慮を織り込んでいく上で効果が期待される。

○事業的手法

国、地方公共団体等が事業を進めることによって政策目的を実現していく手法。他の主体に対し何らかの作用を及ぼす手法に対し、この手法は自ら事業を行うことで目的を達成する。

環境基本法は、このほかにも、環境教育・学習等による理解増進など多くを掲げている。また、主に情報的手法や自主的取組手法の一つとして、ナッジ¹⁰³等の行動科学の知見を活用した新たな政策手法の開発や実装が進められている。これらは、かつてのように特定の大規模な環境負荷源による環境汚染問題の解決の場合のように、一つの政策手法だけで効果を上げうるものもあった。しかし、各種政策を統合してシナジーを発揮させ、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組を進め、循環共生型社会を実現するという今日の環境政策の課題の解決のためには、かつてと同様に対応することは困難である。新たな政策実現手法を開発することとともに、これらの多様な政策手法の中から政策目的の性質や特性を勘案しつつ、適切なものを選択し、ポリシーミックスの観点から政策を適切に組み合わせることで政策パッケージを形成し、相乗的な効果を発揮させていくことが不可欠である。

本計画に沿って、個々の施策を検討し実施する際には、これらの政策実現手法の適切な組み合わせを考える必要がある。

¹⁰³ 公共政策におけるナッジ (nudge : そっと後押しする) は、行動に関する科学的知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法として国会で位置付けられており、選択の自由を残し、費用対効果の高いことを特徴として、様々な公共政策領域における活用が全球的に進められている。我が国においては、2017年4月に、環境省を事務局として産学政官民連携の体制により日本版ナッジ・ユニットが創設されており、行動に起因する社会課題の解決に向けて、ナッジ等の行動科学の知見の活用について検討が進められている。

第2部 環境政策の具体的な展開

第1部第1章に記載された危機感を踏まえ、持続可能な社会、すなわち本計画における循環共生型社会の実現に向けて、第1部第2章、第3章に記載された基本的な考え方に基づき、2050年及びそれ以降も見据えつつ、2030年の重要な節目を念頭に、今後5年程度に実施する施策を対象とし、第五次環境基本計画の点検結果も踏まえ、第2部に掲載されている横断的な戦略に係る各施策を実施する。

第1章 重点分野ごとの環境政策の展開

1 個別分野における行政計画を踏まえた重点戦略の設定と個別分野の重点的施策の展開

目指すべき持続可能な社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていく。そのため、個別分野における行政計画が策定されていることも踏まえながら、特定の施策が複数の異なる課題をも統合的に解決するような、横断的な戦略を設定することが必要である。

それぞれの戦略の実施に当たっては、循環共生型の社会、地域循環共生圏の実現を目指し、「新たな成長」の視点を踏まえ、国民一人一人の理解を得て、あらゆる主体の参加の下、実施することを目指す。

戦略については、以下の6つの視点に基づき設定する。

- (1) 経済活動について、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムを構築し、環境価値への適切な評価や、自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本への長期的な視野に基づく投資を促すなど「新たな成長」を導いていく。【「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築】
- (2) 経済社会活動の基盤である国土を持続可能なものにしていく。自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本を拡充することによって国土のストックとしての価値を向上させていく。【自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上】
- (3) コミュニティの基盤である地域について、地域資源を活用した持続可能な地域づくりを通じて地域の経済・社会的課題の解決に結びつけ、環境・経済・社会の統合的向上を実践・実装していく。【環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり】
- (4) 人々の暮らしについて、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できるよう、汚染の危機等に対処し、ライフスタイルのイノベーションを創出しつつ、安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしを実現していく。【「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現】

- 1 (5) 経済、国土、地域、暮らし、国際関係を支える環境関連の科学技術の研究・開発・実
2 証・普及について、現在及び将来の国民の本質的なニーズを踏まえつつ、広範なイノ
3 ベーションを進めていく。【「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開
4 発・実証と社会実装】
- 5 (6) 安全保障・ビジネス等の分野において環境が主流化している状況において、地球の環
6 境収容力の範囲内で持続可能な社会が実現できるよう、環境を軸として国際協調を進
7 め、国益と人類の福祉に貢献していく。【環境を軸とした戦略的な国際協調の推進に
8 による国益と人類の福祉への貢献】

9

10 上記で示した6つの重点戦略は、内容として重複する部分も生じる。これらは構成上
11 厳密に切り分けるよりも、むしろ、各重点戦略が内容的に重なり合う部分があることに
12 より、1つの施策を実施することでより多くの重点戦略を実施することが可能となり、
13 相乗効果が生まれ、持続可能な社会の構築を加速化することとなる。

14

15 なお、各重点戦略に掲げられた施策の中には、他の重点戦略にも関連するものもある
16 が、便宜上、最も関連が深いと考えられる重点戦略に位置付けている。このため、各施
17 策の実施に当たっては、他の重点戦略との関連も十分考慮に入れる幅広い視点を持って
18 展開していくことが求められる。

19

20 以上の観点を踏まえ、第2章において各戦略について詳述する。

21

22 また、第3章においては、個別分野の重点的施策を詳述することとする。

23 戦後の高度経済成長期に発生した激甚公害への対策に端を発する環境政策の確立は、
24 我が国の環境改善に一定の成果をもたらし、現在の生活環境は劇的と言っていいほど改
25 善された。私たちは、今の生活環境を「与えられた当然のもの」として考えがちである
26 が、これまでの「環境をよくする努力の結晶」であったことを決して忘れてはならない。

27 公害対策から始まった環境政策は、その後、気候変動問題、廃棄物問題、生物多様性
28 の損失といった問題などへと広がりを見せ、それらへの対策として各分野における政府
29 の計画が策定され、対策が進められている一方、まだ取組が十分でない点もある。引き
30 続き、各分野の対策を着実に推進するとともに、対応が不十分な点については、その対
31 策を強化する必要がある。

32

33 **2 パートナーシップの充実・強化 ※今後内容を精査し、追記する予定**

34

1 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

2 ※現在検討中の第五次循環型社会形成推進基本計画の内容を踏まえて追記する予定

4 1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

7 (基本的な考え方)

8 循環共生型社会の構築に向けて、自然の循環と調和した究極的な経済社会の物質
9 フロー（元素レベルを含む。）に近づけながら我が国の経済を発展させていくため、
10 「量的拡大」「集約化」「均一化」することで効率的な経済活動を可能とする成功モ
11 デルを生み出す前提で設計された旧来の経済システム¹⁰⁴から脱却する必要がある。そ
12 れは、産業革命以来の化石燃料を始めとした地下資源を大量に利用する文明からの
13 転換という世界共通の課題である。新たな経済システムの実現に向け、利用可能な
14 最良の科学に基づき、取組の十全性（スピードとスケール）が求められており、そ
15 のための取組は国際競争の側面を持つ。

16
17 資源生産性や炭素生産性を始めとした環境効率の大幅な向上を図ることにより、
18 環境負荷の総量を削減し、環境収容力を守り、自然資本を維持・回復・充実させ、
19 かつ、有効に活用していく。これにより、環境負荷の低減と経済成長の絶対的なデ
20 カップリングを加速させる経済社会システムのイノベーションを実現する。

21
22 具体的には、「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指し、長期的視点に
23 基づき、自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本への投
24 資を大幅に拡大し、イノベーションの源泉ともなるそれらの資本ストックを増加さ
25 せる。特に国内における投資拡大により「合成の誤謬」を解消するとともに、自然
26 資本を含む資本ストックの持続的な活用と合わせて、経済成長を牽引していく。併
27 せて、GX 実現に向けて脱炭素成長型経済構造移行戦略に基づく施策を進めていく¹⁰⁵。

28
29 また、環境価値を始めとする「ウェルビーイング／高い生活の質」につながる価
30 値について、市場における適切な評価を行うとともに、バリューチェーン全体を通
31 じて向上を図り、財・サービスの高付加価値化（マークアップ率、財・サービスの
32 単価の向上等）に結びつける。消費行動については、国民の環境意識を高めつつ、
33 価格重視から環境価値等の質を重視する方向への転換を促していく。現在及び将来
34 の国民の本質的なニーズを的確に捉えつつ、現に有する又は現状に比べて改善した
35 環境価値・性能¹⁰⁶を付加価値に転化する等の観点から、デジタル関連を含む無形資産

¹⁰⁴ 平成12年版の経済白書において「規格大量生産型工業社会」との表現がある。

¹⁰⁵ このパラグラフは、資源生産性や炭素生産性における主に分母への対策を述べている。

¹⁰⁶ 財・サービスそのものが持つものと、製造工程の改善から生じるものがある。前者がプロダクト・イノベーション、後者がプロセス・イノベーションに相当する。

1 投資、特に経済的競争能力投資の大幅な拡大と、環境情報の整備等を図っていく。
2 また、使い捨てを基本とする大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会様式につ
3 ながる一方通行型の線形経済から、製品等をリペア・メンテナンスなどにより長く
4 利用するとともに再利用・リサイクルを行い、市場のライフサイクル全体で資源を
5 効率的・循環的に有効利用することで資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入
6 量・消費量の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す循環経済への移行を進め、これ
7 を持続的なものとし、社会経済活動の中で主流化させる。こうして環境価値を軸に、
8 消費行動と企業行動（生産行動）を共進化させていく¹⁰⁷。

9
10 加えて、海外の脱炭素等の環境関連市場の拡大が見込まれる中、高い環境価値と
11 国際競争力を持つグリーンな製品・サービスの供給を促進するとともに、循環性強
12 化やエネルギーの効率的利用等を通じ、バリューチェーン全体での環境負荷を大幅
13 に削減することで更なる競争優位性を生み出し、我が国経済の牽引力とする。また、
14 地上資源基調の循環を基調とする経済システムの構築によって、海外からの化石燃
15 料や鉱物資源等の輸入を削減し、国際収支を改善するとともに、食料安全保障に加
16 え、資源の安定供給確保を含めたエネルギー安全保障及び経済安全保障の確保に貢
17 献していく。

18
19 こうした取組を通じて、内外の需要を獲得しつつ、経済全体を「量から質」「高付
20 加価値」「線形から循環型」なものへと転換し、持続可能な生産と消費を実現すると
21 同時に、労働生産性や賃金の向上にも貢献していく。

22
23 また、大規模な産業構造変化に対応し、労働力を始めとした持続可能な社会への
24 公正な移行を実現する。さらに、環境分野におけるスタートアップの支援など新た
25 な「質の高い雇用」（ディーセント・ワーク）の創出とともに、人的資本投資等を進
26 めていく。

27 28 (1) 自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資 29 の拡大

30
31 資源生産性、炭素生産性を始めとした環境効率性を大幅に改善して環境負荷の総量
32 を削減し、経済成長の絶対的なデカップリングを加速化していく。

33 そのためには、天然資源や炭素¹⁰⁸の投入量の低減に資する、自然資本及び自然資本を
34 維持・回復・充実させるための有形資産・無形資産への投資を拡大することで、関連
35 する資本ストックを充実化させていくことが重要である（主に、資源生産性、炭素生
36 産性の分母の対策）。

37 また、環境負荷の低減と経済成長の絶対的なデカップリングの実現に向けては、付

¹⁰⁷ このパラグラフは、資源生産性や炭素生産性における主に分子への対策を述べている。

¹⁰⁸ 循環利用されないもの

1 加価値の伸びと天然資源や炭素の投入量をデカップリングさせる必要がある。そのた
2 めには、一般的に有形資産に比べて環境負荷の小さい無形資産の活用が不可欠となる。
3 それは、2000 年代に日本の製造業の付加価値生産性の上昇が物的生産性の上昇を下
4 回ってきた状況¹⁰⁹を改善し、非価格競争力を向上させることにも資する（主に、資源生
5 産性、炭素生産性の分子の対策）。

6 その際、消費行動と企業行動（生産行動）を同時にグリーン化し、共進化させてい
7 くことが必要である。例えば、消費者の意識・行動を量的・価格的価値を重視するも
8 のから質的・高付加価値を重視するものへと転換すること、企業行動（生産行動）等
9 を支える人材育成・組織体制の整備に資する人的資本投資・組織資本投資、環境価値
10 を付加価値に転嫁するために必要な経済的競争能力投資等を拡大すること、そして、
11 消費者の意識・行動における質的・高付加価値重視や人材育成・組織体制整備の基盤
12 となる情報基盤を整備すること等が重要となる。

14 **（地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大）**

15 我が国において、2050 年ネット・ゼロの実現のために、「地上資源」¹¹⁰の代表格で
16 ある再生可能エネルギーの最大限導入に向けた取組を加速化する。

17 現在年間 30 兆円を超える化石燃料の輸入額の削減、バリューチェーン全体を脱炭
18 素化する流れの中での我が国における企業立地競争力の向上、海外へのエネルギー
19 依存度の低減を通じたエネルギー安全保障の確保、本章の 2、3 で述べる自立分散
20 型の国土構造の実現、地域経済循環の拡大を始めとした地域活性化などのため、再
21 生可能エネルギーの導入の拡大は、環境・経済・社会の統合的向上における最重要
22 課題の一つである。

23 領海及び排他的経済水域（EEZ）を合わせた管轄海域を含む面積が世界第 6 位など、
24 我が国が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを生かしつつ、2050 年ネット・
25 ゼロに必要な再生可能エネルギーの量の確保、また、我が国の立地競争力を強化す
26 べく他の先進国と比べて遜色のない水準への向上等のため、再生可能エネルギーの
27 最大限の導入を進めていくことが必要である。その際、生物多様性の保全等に配慮
28 し、自然資本の維持・回復・充実や環境負荷の総量削減に貢献していく。

29 そのため、洋上風力発電の EEZ への積極的な展開を図り、また、脱炭素先行地域や
30 重点対策などの取組が着実に実施されるよう支援するとともに、都道府県、地域金
31 融機関、地域エネルギー会社等と連携し、得られた成果の横展開を図る。その際、
32 再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素
33 化、地域共生型地熱発電・小規模な浮体式洋上風力・潮流発電等の地域性が高い再
34 生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマ
35 ス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構
36 築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。

¹⁰⁹ 平成 29 年版環境白書

¹¹⁰ ここでは「地上資源」を象徴的に使用しており、地熱発電など地下に賦存する再生可能エネルギーを排除しているものではない。

1 系統に負荷を与えないための蓄電池の導入、水素としての貯蔵、需要側設備の最
2 適制御等を進めることにより、再生可能エネルギーの導入可能量の更なる拡大を図
3 るとともに、屋根面に加え、壁面等の新たな設置手法の開発による地域共生型で、
4 電力系統に依存しない自立分散型の再生可能エネルギーの導入を進める。

5 株式会社脱炭素化支援機構による再生可能エネルギー関連事業への資金供給及び
6 民間投資を促進するほか、企業によるバリューチェーン全体の脱炭素化に係る施策
7 やデコ活等とも連携し、スタートアップ企業を含め多様な主体による取組を後押し
8 する。

9 上記の取組を通じ、世界全体の再生可能エネルギーの容量を 2030 年までに 3 倍に
10 拡大するという COP28 で決定された目標の達成に向けて、我が国としても貢献してい
11 く。

13 (トレードオフの回避とシナジーの発揮による再生可能エネルギーの導入環境の整備)

14 地域と共生し、地域に裨益する再生可能エネルギーの導入を拡大するため、広域
15 ゾーニングの推進も含めた地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制
16 度の活用促進を図るとともに、地域の持続可能な発展に資する再生可能エネルギー
17 事業を更に促進する仕組みづくりを進める。

18 風力発電事業に関しては、自然環境の保全に支障を来す形での導入を防ぎつつ、
19 環境への適正な配慮と地域との共生を図りながら最大限の導入を図っていくことが
20 重要であり、そのための適切な環境影響評価制度の在り方について検討を進める。
21 とりわけ洋上風力発電事業に関しては、再生可能エネルギーの主力電源化の切り札
22 として推進していくことが期待されている。洋上風力発電事業を促進するための海
23 洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成
24 30 年法律第 89 号）（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づき実施される洋上風
25 力発電事業について、国が実施する海洋環境調査の結果を踏まえた事業実施区域が
26 選定されることによって、より適正な環境配慮の確保が可能となる制度実現に向け
27 た取組を進めていく【※現在、関係省庁と検討中の内容であり、4 月の閣議決定時点
28 の情報で確定させる】。また、陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保
29 しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効率的
30 ・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要な
31 アセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する。

32 加えて、国による環境調査等を通じた適地の提示、動植物の生息環境の保全・再
33 生に資する再エネ施工・管理技術の開発、OECM や里地里山管理との連携等を通じた
34 自然共生型の再生可能エネルギーの案件形成を行うとともに、再生可能エネルギー
35 の導入に伴う大気汚染物質の削減等にも配慮していく。

36 また、太陽光発電設備については、今後の廃棄のピークを見据え、設備の廃棄・
37 リサイクル等に係る制度的検討の加速化やリサイクル技術の高度化等、適正な廃棄、
38 リユース、リサイクル実施に向けた計画的な対応を講ずる。(2024 年 1 月の検討会と
39 りまとめを踏まえて可能な範囲で詳述。)

1 (公共施設等の建築物を活用した再生可能エネルギーの積極導入)

2 建築物の屋根などに太陽光パネルを設置する場合、土地の改変等を伴わないこと
3 から、周辺地域や周辺環境への影響を及ぼす可能性は小さいと考えられる。このた
4 め、建築物を活用して、このような場所における再生可能エネルギーの導入を積極
5 的に推進する。

6 政府実行計画、地方公共団体実行計画、国等による環境物品等の調達の推進等に
7 関する法律（平成 12 年法律第 100 号）（以下「グリーン購入法」という。）等の枠組
8 みを活用し、各府省庁が連携して、政府・地方自治体の公共施設等への再生可能エ
9 ネルギーの率先導入を推進するとともに、次世代型太陽電池の需要創出等に取り組
10 み、公共部門が牽引して社会全体の排出削減を推進する。

11 屋根面に加え、壁面等の新たな設置手法の開発による地域共生型で、電力系統に
12 依存しない自立分散型の再生可能エネルギーの導入を進める。

13 初期費用ゼロ型の太陽光発電設備導入の支援、壁・窓と一体となった太陽光発電
14 設備への支援、住宅・建築物の ZEH 化・ZEB 化への支援等、制度的な対応も含めて住
15 宅・建築物の屋根・壁面等における太陽光発電設備導入を強力に推進する。

16 (省エネやエネルギー効率化について記載予定) ※調整中

17 (ライフサイクル全体の環境負荷が低減された電気・熱の脱炭素化の推進)

18
19
20 2050 年ネット・ゼロに向けて、発電や水素の製造等で排出される CO₂ を分離・回
21 収・利用・貯留 (CCUS/カーボンリサイクル) し、最大限活用する必要がある。CCUS
22 /カーボンリサイクルの早期社会実装に向け、政府においてロードマップを策定し、
23 関係省庁間で連携しながら技術の確立に向け進めていく。

24 また、ネット・ゼロと水・大気環境保全との統合的アプローチの観点から、今後、
25 燃料や水素キャリア等の用途として大規模利用が見込まれるアンモニアに係る、窒
26 素酸化物等の排出抑制に関する取組や、水源の硝酸性窒素等、地域の環境保全に向
27 けた家畜ふん尿のエネルギー利用等の取組を促進する。

28 (ネイチャーポジティブの実現に資する投資の拡大)

29
30 企業のあらゆる事業活動は自然資本・生物多様性に影響を与えるとともに依存し
31 ており、自然資本の劣化・生物多様性の損失は、社会経済の持続可能性に対する明
32 確なリスクとなっている。国際目標である 2030 年までのネイチャーポジティブの実
33 現はもとより、経済活動を持続可能とするために、社会・経済の在り方を変え、ネ
34 イチャーポジティブの実現に資する経済（「ネイチャーポジティブ経済」）に移行し
35 ていくことが必要となる。

36 ネイチャーポジティブ経済への移行は、大きな社会・経済転換を伴うものであり、
37 巨額の投資が必要となるとともに、大きなビジネス機会を生むことが見込まれてい
38 る。

39 このことから、政府と民間の双方の資金を動員し、ネガティブを削減しポジティ
40 ブを増やす投資を回すことで、社会全体としてのネイチャーポジティブを実現する

1 ことが重要となるため、地域への投資喚起等の観点からの地域の自然資本の経済価値評価や、自然共生サイトの認定やその活動を支援する者に発行する証明書の運用
2 を通じた企業による地域の生物多様性の増進に向けた取組の促進、社会資本整備や
3 土地利用等のハード・ソフト両面において自然環境の多様な機能を活用するグリーン
4 インフラの取組等を進める。
5

7 **(消費者の意識・行動変容の推進のための経済的競争能力投資の拡大)**

8 消費者の意識・行動のシフトについては、企業・生産者が消費者の潜在的、本質
9 的なニーズをつかみつつ、財、サービスを持つ環境価値・性能を付加価値に転化で
10 きるよう、その情報を的確に消費者に伝えていくことが必要である。また、政府と
11 しては、最新の科学的な知見に関する情報等を国民に伝えていくとともに、企業に
12 よる環境価値・性能に係る市場調査やマーケティングなどの経済的競争能力投資を
13 促進していくことが必要である。ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ
14 等に積極的に取り組む企業が市場において評価され、更なる取組を進めていく好循環
15 を創出するため、これらに資する企業の取組や商品提供と消費者の行動変容との
16 関係性に関するマーケットにおける検証や促進策の検討を進める。これらのことな
17 どを通じて、いわば消費行動と企業行動（生産行動）を共進化させていく。

18 新しい国民運動「デコ活」を旗印とし、消費者の行動変容を促していく。具体的
19 な取組については「(4)「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・
20 安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現」において後述する。
21

22 **(人的資本投資、組織資本投資の拡大)**

23 国民の環境意識の向上のためには、政府による「環境教育等による環境保全の取
24 組の促進に関する法律」（平成 15 年法律第 130 号）（以下「環境教育等促進法」とい
25 う。）及び同法により国が定める基本方針に基づくあらゆる主体に対するあらゆる場
26 における環境教育の強化や、企業や地域の大学等とも連携した、環境人材育成等
27 につながる人的資本投資の充実化が必要である。具体的には、洋上風力の環境影響評
28 価関連の人材育成を始め、環境人材の育成を大学等と連携しつつ積極的に進めてい
29 く。

30 また、脱炭素の文脈において、令和 5 年に脱炭素アドバイザー資格認定制度を創
31 設し、脱炭素化推進に向けて適切な知識を備えた人材が企業の内外でその機能を発
32 揮できるように取組を推進してきており、今後もこの取組を継続していく。他方、
33 依然として金融と気候変動政策等で環境分野の知見の両方を有する人材群が十分存
34 在しているとはいえないことから、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ
35 の施策を金融の観点から促進するため、官民で知見や経験を共有して協働するた
36 めの体制整備をしていく。

37 加えて、「(5)「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と
38 社会実装」において後述するとおり、環境分野のスタートアップ支援等の人的資本
39 投資も拡充していく必要がある。

40 更に、現在及び将来の国民や地域の本質的なニーズを把握しつつ、環境価値・性

1 能を付加価値に転化させ、その販路を開拓する等を支援する中間支援機能の強化を
2 図るための組織資本投資を積極的に進めていく。

4 **(環境情報基盤の整備)**

5 消費行動と企業行動（生産行動）の共進化の視点から、国民（消費者、市民社会、
6 地域コミュニティ等の視点を含む。）の判断の土台等となる様々な主体が持つ環境情
7 報の効果的・効率的な集約・開示、科学的知見の充実など現在及び将来の国民の本
8 質的なニーズに係る情報の整備等について、デジタル関連投資の拡大などを含め推
9 進していく。

10 例えば、この後の「バリューチェーン全体での環境負荷の低減と競争優位性の実
11 現」で述べるとおり、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の同時達
12 成に向けた企業の取組状況等について、わかりやすく適切な情報開示を図っていく。

13 また、環境アセスメント図書の継続公開の制度化について、法的な課題も踏まえ
14 検討していく。

16 **(公正な移行に資する人的資本投資の拡大等)**

17 「ウェルビーイング／高い生活の質」を向上させ、「新たな成長」を実現するため
18 には、大規模な産業構造変化に対応する労働者の公正な移行を促進する様々な投資
19 が必要である。具体的には、前述の自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させ
20 る資本に対する投資の拡大や、環境分野を始めとするスタートアップ支援のための
21 人的資本投資の拡大等による「質の高い雇用」（ディーセント・ワーク）の創出を進
22 める。また、労働者の公正な移行のためには、教育や訓練の充実、労働者のリ・ス
23 キリング等の経済的競争能力投資を中心とした無形資産投資の積極的な拡充も求め
24 られる。

25 リ・スキリングによる能力向上の支援等の「三位一体の労働市場改革」（「経済と
26 財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定））等の動向も注視し
27 つつ、環境・経済・社会の統合的向上の視点から制度的補完性も鑑み、いわゆる氷
28 河期世代を含め労働力の公正な移行のための人的資本投資等を促進する。特に GX の
29 推進においては、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（令和5年7月28日閣議決定）
30 に基づき、成長分野等への労働移動の円滑化支援、在職者のキャリアアップのため
31 の転職支援等を通じて、新たなスキルの獲得とグリーン分野を含む成長分野への円
32 滑な労働移動を同時に進めることで、公正な移行を後押ししていく。

34 **(企業行動における環境の主流化)**

35 企業行動のグリーン化については、単なる環境ビジネスから、ビジネスにおける
36 環境の主流化、環境経営の促進、脱炭素ビジネスや循環経済関連ビジネス、ネイ
37 チャーポジティブ経済などへ、環境関連産業の普及拡大を図る。後述のバリュー
38 チェーン全体での環境経営の促進、グリーン購入・環境配慮契約、グリーンファイ
39 ナンスの拡大、税制全体のグリーン化等の各種施策の展開を通じ、環境の主流化を
40 促進していく。特に、気候変動については、民間企業が事業活動を行うために欠か

1 せない経営資源（従業員、原材料、資源、商品、施設、資金、資産、技術、信頼等）
2 に既に様々な影響を与えている。今後は更に、気候変動による気象災害の激甚化や
3 頻発化等の影響の拡大が予測される中、企業が適切に適応策を講じることは、持続
4 可能性やステークホルダーからの信頼の確保など、ビジネスの基盤を将来にわたっ
5 てレジリエントなものとするにつながり、企業の持続可能性を考える上で必要
6 不可欠な取組となっている。気候変動は市民生活や産業に様々な影響を及ぼす一方
7 で、市民や企業の適応に役立つ製品やサービスを提供する新たな市場（適応ビジネ
8 ス）が拡大していくことも期待されている。

10 (2) 投資を支えるグリーンな経済システムの構築

11 経済全体を「量から質」「高付加価値」「線形から循環型」なものへと転換するには、
12 (1) の投資を支えるグリーンな経済システムの構築が必要である。環境負荷の低い
13 製品の需要創出、金融や外部不経済の内部化など市場の失敗の是正を含めた価格メカ
14 ニズム・市場メカニズムの有効な活用など、環境保全に資する国民の創意と工夫、行
15 動変容を促していくことが不可欠である。

17 (製品単位での環境負荷の低減と見える化)

18 脱炭素・低炭素製品（グリーン製品）が選択されるような市場を創り出すための
19 基盤として、製品単位の排出量（カーボンフットプリント；CFP）を見える化する仕
20 組みが不可欠である。このため、「カーボンフットプリント ガイドライン」（2023
21 年3月経済産業省、環境省策定）や、モデル事業等を通じ、製品・サービスの CFP の
22 算定、削減、表示に係る企業の主体的な取組を支援する。

23 併せて、鉄鋼業や化学産業等、CO₂ の排出量が大きく、かつその脱炭素化に時間と
24 コストを要するものについては、2050 年ネット・ゼロを見据えた移行期の取組とし
25 て、マスバランス方式¹¹¹を活用したグリーン製品の提供も有効な取組と考えられる。
26 当該取組については、CFP と比べ社会的認知度が低く市場での統一的なルールが存在
27 しない等の課題もあることから、今後、普及に向けた検討を行っていく。

29 (公共調達による市場・需要の創出等)

30 環境配慮型の公共調達を増加させていくことは、既存の製品・サービスの普及を
31 通して、市場・需要の創出につながる。自然資本投資の拡大に呼応し、最先端の脱
32 炭素製品・技術に対する初期需要を我が国全体で喚起・創造することも重要である。
33 少数企業しか応札できない、製造コストが高いことなどにより活用が広がっていな
34 い優良な環境製品・技術・サービス¹¹²について、現在及び将来の国民の本質的なニー
35 ズを踏まえ、政府実行計画及びグリーン購入法に基づき、国が率先してこれらの製

¹¹¹ 製造時の原材料やエネルギー等の「入力」と製品としての「出力」の間における、環境価値などの特性を
バランスさせる考え方である。カーボンフットプリントの算定において、その製造プロセスの特性を考慮
し、生成物に対して適切に CO₂ 排出量削減効果を割り当てる方法。

¹¹² 例えば、グリーンスチール、CO₂ 吸収型コンクリート・カーボンリサイクルセメント、ペロブスカイト太
陽電池、e-methane・e-fuel など。

1 品・サービスを調達する方針を示すことで、政府として初期需要創出に貢献し、企
2 業が「経路依存性」や「イノベーションのジレンマ」に陥らずに、これらの製品・
3 サービスを開発・社会実装・普及する取組を後押しする。

4 グリーン購入法・環境配慮契約法、政府実行計画、地方公共団体実行計画等の枠
5 組みを活用し、各府省庁が連携して次世代型太陽光発電の需要創出等に取り組み、
6 公共部門が牽引して社会全体の排出削減を推進する。

7 また、これら最先端の脱炭素製品・技術の開発者となる環境分野におけるスター
8 トアップの育成を図っていく（環境スタートアップに対する具体的な支援策につい
9 ては、「5. 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会
10 実装」にて後述する。）。

12 **(ESG 金融を含むサステナブルファイナンスの推進)**

13 世界における ESG 金融を含むサステナブルファイナンスの拡大に伴い、我が国にお
14 いても国内市場の発展につながる各種施策を講じてきたところ、我が国の運用資産
15 に占めるサステナブル投資額の割合は上がっている。今後は量的な側面はもとより、
16 グリーンウォッシュの懸念に対応する観点から、不断に質的な改善に努めていく必
17 要がある。これを踏まえ、企業による情報開示の取組の拡充と質の担保を引き続き
18 進めるとともに、グリーンボンドガイドライン等における、グリーン性の判断基準
19 の更なる明確化に向けたグリーンな資金使途の例示の拡充を、行うなど、グリーン
20 ファイナンスの国内市場発展のために必要な環境を整備する。

21 また、我が国では従来から、個々の企業における法令遵守と自主的取組を基に環
22 境対策が進められてきた。しかし、ESG 金融を含むサステナブルファイナンス等、機
23 関投資家が企業や事業単位の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える
24 動きが主流化しつつある中、気候変動・生物多様性・自然資本、資源循環分野のみ
25 ならず、様々な分野においても先進的な取組を行う企業や事業が適正に評価される
26 ような環境の整備に取り組む。

28 **(民間資本を活用したグリーンファイナンス市場の適切な拡大)**

29 ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等が達成される経済・社会への
30 転換を進めるためには、公的負担を抑制し、効果的に民間資金を活用していくこと
31 が必要である。グリーンファイナンス市場の適切な拡大を通じて、民間資金がこれ
32 らの事業に導入されることを推進するために、企業や地方自治体等がグリーンファ
33 イナンス手法により資金調達を行う際の支援等を実施する。また、こうした経済・
34 社会への転換のためには、既存の技術の社会実装だけでなく、新たなイノベーショ
35 ンが必要となることから、環境スタートアップが適正に評価され、投資が集まり、
36 イノベーションの創出が加速するよう、投資によるインパクトを評価する仕組みづ
37 くりの検討・支援を行っていく。

39 **(財務情報の開示の仕組み)**

40 近年では、気候関連の財務情報の開示に関するタスクフォース (Taskforce on

1 Climate-related Financial Disclosures: TCFD)、自然関連財務情報開示タスクフォー
2 ス (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures : TNFD)、さらには ISSB によ
3 るサステナビリティ開示基準の公表等により、企業は金融機関や投資家から、気候
4 関連リスク及び自然関連のリスクと機会、その備えについて情報開示を求められて
5 いる。一方で、気候変動対応に関しては、企業が自らリスクと機会の分析やその適
6 応策を検討するためには、信頼性の高い気候変動影響予測データの利用可能性の向
7 上や、企業の事業活動に応じた気候変動のリスクと機会の評価手法の確立が課題と
8 なっている。また、自然関連については、企業の事業活動と生物多様性や自然資本
9 との接点における依存や負荷の関係を個々に把握・評価していく必要があり、この
10 ための評価手法を企業ニーズに合わせて確立することが求められている。そのため、
11 既存の将来予測関連データのアクセス性の向上や、ニーズに見合ったデータの提供、
12 リスク及び機会の具体的な評価手法の提示など、国際動向に対応しつつ、企業価値
13 の向上につながる取組手法の具体化や開示支援等の施策を実施していく。また、事
14 業活動によって消費する淡水資源よりも水の供給力を大きくするウォーターポジ
15 ティブ等の国際動向も踏まえ、水資源に関するリスクへの対応など、環境保全や良
16 好な環境の創出に取り組む民間企業の情報開示が企業価値や持続可能性の向上につ
17 ながるよう、必要な施策を検討する。

18 19 **(税制全体のグリーン化等)**

20 エネルギー課税や車体課税等の地球温暖化対策の税制に加え、資源循環やネイ
21 チャーポジティブの観点からも、環境関連税制等による環境効果等について、諸外
22 国の状況を含め総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン
23 化を推進していく。地球温暖化対策のための税の活用のほか、カーボンプライシン
24 グについては、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(令和
25 5年法律第 32 号) 及び同法に基づく「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(令和
26 5年7月閣議決定) に基づき、成長志向型カーボンプライシング構想を着実に実
27 現・実行し、温室効果ガスの排出削減を加速していく。加えて、これらの施策に関
28 する環境保全効果を始め環境・経済・社会の統合的向上に関する分析を行い、制度
29 の検討に生かしていく。

30 31 **(3) バリューチェーン全体での環境負荷の低減と競争優位性の実現**

32 世界的な環境危機を克服するためには、バリューチェーン全体で環境負荷を低減し
33 ていくことが重要であり、例えばネット・ゼロの実現のためには個々の企業の取組の
34 みならず、バリューチェーン全体での温室効果ガスの排出削減を進めていくことが重
35 要である。こうした取組は環境負荷の低減のみならず、我が国企業の国際競争力を強
36 化することにもつながる。このような考え方の下、バリューチェーン全体での環境負
37 荷を低減させるための政府の施策を述べる。

38 39 **(バリューチェーン全体での環境負荷の見える化)**

40 バリューチェーンも含めた GHG 排出量算定の環境整備、算定支援、CFP の普及など

を進めるとともに、企業の GHG 排出の基盤となる算定・報告・公表制度についても、バリューチェーン全体の削減や、CCUS/カーボンリサイクル、吸収（除去）等の新たな削減取組の促進につながるよう、制度の見直し等の検討を進める。一方、生物多様性や循環経済など、気候変動以外の情報開示の取組が拡がりつつあることを踏まえ、企業に過度な負担を与えることなく、わかりやすく適切な開示のあり方についても検討していく。バリューチェーン全体の排出量削減に向けては、国際的なルール形成の動きが進んでいるところ、我が国の事業者による様々な削減の取組が適切に評価されるよう、こうしたルールづくりに積極的に関与していく。企業経営におけるネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等を同時達成し、バリューチェーン全体での環境負荷を減らす一方で強靱性を高め、企業価値の向上につながる統合的な取組を促進するために、優良事例を収集整理した手引きの作成やこれと一体的な普及啓発、適切な情報開示に向けた支援を行う。

また、事業活動における生物多様性・自然資本への影響・負荷の低減や新しい価値創造に向けたサプライチェーンのグリーン化の取組として、自然資本関連データの活用や事例の共有などによる企業の目標設定支援、TNFD 等に基づく自然関連財務情報開示の促進に向けた支援、業界内外の協働の促進等を行う。

(持続可能なバリューチェーンの構築)

ビジネスと人権に関する取組の一環として、従来の人権デュー・ディリジェンスに加え、環境問題に対するリスクマネジメントである環境デュー・ディリジェンスの取組が重要である。責任あるバリューチェーンの実現に向けて企業に対する環境デュー・ディリジェンスの取組の周知徹底や普及啓発を促進する。

(環境と調和のとれた食料システムの確立)

環境と調和のとれた持続可能な食料システムの構築に向け、2021 年 5 月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため「みどりの食料システム戦略」を策定した。同戦略では、2050 年までに目指す姿として、温室効果ガス削減や化学農薬・化学肥料の使用低減など 14 の KPI を設定している。また、中間目標として、KPI2030 年目標を 2022 年 6 月に設定したところである。

2022 年 7 月に施行された「みどりの食料システム法」に基づく計画認定制度により、温室効果ガス削減や化学農薬・化学肥料の使用低減等の環境負荷低減に取り組む生産者、環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者の取組を後押しするとともに、農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化する「クロスコンプライアンス」を導入する。また、生産者の環境負荷低減の努力に関する消費者の理解を得て選択につなげるため、環境負荷低減の取組の「見える化」を推進する。さらに、民間資金を呼び込むため、温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証する J-クレジット制度の農林水産分野での活用を促進する。

また、農林水産省生物多様性戦略に基づき、2030 年に向け、農山漁村が育む自然の恵みを活かし、環境と経済がともに循環・向上する社会を目指すこととしている。

2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上

(基本的な考え方)

我が国の国土は、面積の約7割を森林が占め、四方を海に囲まれ、湿潤な気候で季節風が卓越し、一般に四季の別がはっきりしている。また、南北に細長い日本列島の上に固有種比率も高く、世界にも誇る豊かで多様な生物相を有し、生物多様性を基礎とする美しい自然環境が育まれており、その豊かな生態系サービスの恩恵を受けて、暮らしや経済活動が支えられている。しかしながら、人為的な活動に起因して、気候変動の影響の深刻化、生物多様性の損失の危機、食料・水といった資源の確保といった諸課題が顕在化するほか、国内においては人口減少、少子高齢化を迎え、特に自然環境等の管理の担い手が不足し、十分に資源を活用しないことが資源の劣化を招く等の問題が継続している。自然環境と国土の上で営まれる諸活動の関係が問われる中、多様で恵み豊かな自然環境を将来世代に引き継ぐことは今を生きる世代の責務である。このため、多様で恵み豊かな自然環境からなる国土の美しさや多様性に磨きをかけ、自然資本を維持・回復・充実させるとともに、自然資本の持続的な活用を図る国土管理に向けた諸施策を統合的に推進し、人と自然の良好な関係が再構築され、自然の恵みを継続的に享受できる「グリーン国土」の創造を図ることで、もって、現在及び将来の国民の「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現することが重要である。

近年のコロナ禍による社会生活の変化等も踏まえつつ、大都市への一極集中を是正し、自立・分散型社会を目指す観点から重層的多極集中型の国土構造の実現を図る。特に、地域が主体性を発揮して、地域の強みである自然資本を生かし、個性豊かな多様な地域で構成される我が国全体の活力向上につなげる必要がある。地域の魅力創出を進め、地域への関心・愛着・責任を高めつつ、地方への移住を推進するとともに、二地域居住等、ワーケーション、観光など、多様な形で関係人口の創出に資する施策を推進することが不可欠である。

また、持続可能で魅力的なまちづくりに向けて、都市のコンパクト化や持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、鉄道を始めとする公共交通の利用促進、安全・安心な歩行空間や自転車等通行空間の整備等は、自動車交通量の減少等¹¹³を通じてCO₂排出量の削減（脱炭素電源、燃料の効率的な利用を含む。）に寄与するとともに、中心市街地の活性化や徒歩・自転車利用の増加による健康の維持・増進、都市の維持管理コストの削減等につながることを期待される。また、災害リスクの高い地域から低い地域への立地を促すことなどにより、より安全な地域への居住を誘導

¹¹³ 「拡散型の都市構造を有する都市は、相対的に地価が安い地域での開発を可能とすることから、建築物において広い床面積を確保しやすく、従業者一人当たりの業務床面積を増大させ、それに連動して照明や空調等のエネルギー消費が増えることで、業務部門のCO₂排出量に影響を与えられます（図1-2-8）。」（平成27年版環境白書）

1 するとともに、災害リスクの高い地域の自然再生等も求められる。住生活の基盤と
2 なる良好な住宅の蓄積を図るとともに、ZEV の普及のためのインフラなど、自然資本
3 を維持・回復・充実させる人工の資本やシステムの整備を積極的に進めていく。ま
4 た、都市における自然資本の充実を含め、身近な自然環境等について良好な環境を
5 創出するとともに、熱中症対策としてのヒートアイランド現象の緩和を図る。これ
6 らの施策を進め、健康を含む様々な「ウェルビーイング／高い生活の質」や安全・
7 安心な地域の魅力度の向上にもつなげる。

8
9 生態系サービスの持続可能な利用や、我が国の産業・生活を支え付加価値の高い
10 財・サービスを生み出すような循環共生型社会を実現するため、上記に掲げたもの
11 を含め、脱炭素、レジリエンス向上、自然資本の活用等の国土の価値を上げる諸施
12 策¹¹⁴について統合的に実施し、経済・社会的課題の同時解決が図られるよう、「自然
13 を活用した解決策（NbS）」¹¹⁵の推進やランドスケープアプローチ¹¹⁶の視点が重要であ
14 る。

16 (1) 自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用

17 我が国及び世界全体の自然資本を持続可能なものにする観点から、国土の土地利用
18 のあり方や自然資本を維持・回復・充実させる方法を考えていくことが必要である。
19 近年我が国では、里地里山、農地等が十分に活用されていない一方で、海外からの資
20 源や食料の輸入に依存しており、安全保障上の問題になるとともに、国内や海外の生
21 物多様性を始めとする自然資本の損失の一因にもなっている。これは、本来生かすべ
22 き身近な自然資本を劣化させながら、その変化を感じ取りづらい遠く離れた地の自然
23 資本をも劣化させていることに他ならない。

24 このような問題意識の下、良好な環境、生物多様性を始めとする地域の自然資本を
25 維持・回復・充実させるための国土利用の在り方について述べる。

27 (国立公園の拡充と OECM の設定による 30by30 目標の達成)

28 国立公園等の保護地域の拡充及び OECM の設定を促進し、森・里・川・海のつなが
29 り等を意識しつつ国土の 30%以上を効果的に保全することを通じて、自然資本の強靱
30 性を高め、国土ストックの価値向上を図る。特に、ネイチャーポジティブの実現、
31 30by30 の達成には、全国各地で民間主体の取組の促進が不可欠であるため、自然共
32 生サイトの認定を始め民間等の自主的な取組を促進するための措置を講じる。

33 ネイチャーポジティブの実現には、現在良好な自然環境を有する場所のみならず、

¹¹⁴ これらの施策の実施、特に、脱炭素化の推進に当たっては、産業構造変化に伴う大きな土地利用変化に対
応する可能性があることから、併せて、公正な移行の観点を踏まえた施策の実施が不可欠となる。

¹¹⁵ 健全な自然生態系が有する機能を生かして社会課題の解決を図る取組。自然環境を社会・経済・暮らし・
文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様
性の両方に貢献するものである。

¹¹⁶ 生物多様性の保全と持続可能な利用を効果的に推進する観点から、地域の多様な主体の参画を得て、地図
上の空間計画において生物多様性とその他の社会課題との間のシナジーとトレードオフを明確化した上で、
様々な取組と協調することにより、望ましい土地利用を実現するものである。

1 劣化した生態系の再生を促進することも重要であり、自然再生事業の推進に加え、
2 全国各地における民間等の取組の促進等を通じて、劣化した生態系の 30%以上を効果
3 的な回復下に置くという国際目標の達成を目指す。また、今後の更なる人口減少、
4 過疎化の進展も踏まえ、人による管理・活用が困難となった地域において、必要な
5 自然再生等を検討していく。

6 そのためには、生物多様性の現状やその保全上効果的な地域を可視化することが
7 重要であり、保全活動の効果も含め国土全体で「見える化」し、生態系の質的な変
8 化を含めて評価・把握する手法の構築を図り、提供する。

10 (広域的生態系ネットワークの形成)

11 人口減少による開発圧力の低下を好機と捉え、国土利用の質を高める観点から、
12 国土全体にわたって自然環境の質を向上させていくためには、広域的な生態系ネッ
13 トワークの基軸である森・里・まち・川・海のつながりを確保することが重要であ
14 る。

15 このため、流域全体の生態系管理の視点に立ち、様々なスケールで森・里・ま
16 ち・川・海を連続した空間として保全及び再生していく取組を関係府省や地方公共
17 団体等の連携により進めるとともに、これらの恵みを享受する国民全体が、自然か
18 らの恩恵を意識し自然を支える契機とすべく、「つなげよう、支えよう 森里川海プロ
19 ジェクト」など、自然の恵みの持続可能な利用を国民のライフスタイルや経済活動
20 に組み込む普及啓発活動を推進する。

21 広域的な生態系ネットワークの形成に当たっては、自然環境保全地域、国立公園
22 等の保護地域に加え、OECM の設定を進めることにより、保全区域を適切に配置する。
23 特に、渡り鳥等の生息環境の生態学的連結性も考慮しつつ、開発等により消失や汚
24 染の危機にある湖沼、湿原等の湿地の保全及び再生を図り、里地里山など身近な自
25 然環境も含めた生態系ネットワークの形成を推進する。

26 また、都市においては、水と緑によるうるおいあるまちづくり及び生物多様性の
27 確保に資するまちづくりに向け、緑の基本計画等を通じた枢要な緑地の保全推進や、
28 そのグリーンインフラ や生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) としての機能増
29 進、低未利用地の緑化等の取組を地方公共団体への支援を含め推進し、広域の見地
30 から計画的に生態系ネットワークの形成を図る。

32 (藻場・干潟の保全と利活用の促進)

33 藻場・干潟に関しては、生物の産卵場所、生息・生育の場、水質浄化、二酸化炭
34 素の吸収・固定等、多面的な機能を有するとともに、近年は海の 30by30 に資する
35 OECM やブルーカーボンへの期待も高い。そのため、港湾工事等で発生する浚渫土砂
36 等を有効活用した覆砂、深堀跡の埋め戻し、ブルーインフラ(藻場・干潟等及び生物
37 共生型港湾構造物)の保全・再生・創出を推進する。また、藻場・干潟の保全・再
38 生・創出を推進するとともに、藻場・干潟も含めた沿岸域の地域資源の利活用(エ
39 コツーリズムなど)に取り組み、保全と利活用の好循環(ヒト・モノ・資金など)
40 を生み出すことで、沿岸地域が抱える様々な課題(生物多様性や生物生産性の減

1 少・過疎・少子高齢・人と自然の関わりの減少など)の解決につなげるべく里海づ
2 くりを実施していく。

4 (河川環境・海域環境・湖沼環境の保全・再生・創出)

5 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配
6 慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保
7 全・創出を推進する。また、過去の開発等により失われた多様な生物の生息・生
8 育・繁殖環境について、地域の多様な主体と連携して再生等を推進する。

9 港湾においては、自然と触れ合いつつ文化・歴史を踏まえた港湾・海洋の役割を
10 伝える教育を地域と連携して進めるとともに、関係者と連携しつつ、広域的かつ総
11 合的な沿岸域の自然環境の保全を進める。また、海浜、藻場・干潟等の保全・造成
12 や覆砂の実施、生物共生型港湾構造物、緑地の整備等により、良好な環境の再生・
13 創出を推進する。

14 水環境悪化の著しい河川等においては浚渫等による浄化策や合流式下水道の雨天
15 時越流水の対策を講じるとともに、湖沼や閉鎖性海域の水質改善に向け、排水規制
16 や水生植物を活用した水質浄化、藻場・干潟の保全・再生など総合的な水質改善対
17 策を推進する。加えて、海底に堆積する汚泥の浚渫除去や港湾及びその周辺海域に
18 おけるゴミや油の回収等による海洋環境の保全に取り組む。

20 (鳥獣・外来種対策、希少種保全による生物多様性の回復)

21 生態系等に深刻な被害を及ぼすニホンジカ等の鳥獣管理の強化、生物多様性保全
22 上重要な地域を中心とした防除事業や地域の関係主体の連携促進等の総合的な外来
23 種対策、希少種保全を通じた野生生物の生息・生育状況の改善等を推進し、生物多
24 様性の回復を図る。

26 (化学物質等による生態系へのリスクの最小化・汚染の防止)

27 昆明・モンリオール生物多様性枠組のターゲット7として、環境中に流出する
28 過剰な栄養塩類、農薬及び有害性の高い化学物質、プラスチック汚染等、あらゆる
29 汚染源からの汚染のリスクと悪影響を、累積的効果を考慮しつつ、2030年までに生
30 物多様性と生態系の機能及びサービスに有害でない水準まで削減することが目標と
31 して掲げられている。この目標の達成に向け、化学物質等による生態系へのリスク
32 の最小化及び汚染の防止に向けて取り組み、自然資本の保全を図る。

34 (森林の整備・保全)

35 国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の森林の有する
36 多面的な機能が将来にわたり発揮されるよう、森林の現況、自然条件及び地域ニー
37 ズを踏まえながら、森林の整備・保全に係る取組を推進する。また、気候変動に伴
38 う豪雨の増加等に対応するため、森林整備・治山対策により国土強靱化を加速する。
39 さらに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換
40 を図るため、スギ人工林等の伐採・利用、花粉の少ない苗木への植替え等を進める。

1
2 **(森林・林業・木材産業によるグリーン成長)**

3 戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えている中、森林資源の適正な管理・
4 利用、新しい林業に向けた取組の展開、木材産業の国際競争力と地場競争力の強化、
5 都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造等に取り組むことで、
6 国産材の安定的かつ持続可能な供給体制の構築を図るとともに、林業・木材産業の
7 持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上とカーボンニュー
8 トラル・GXにも寄与するグリーン成長を実現していく。

9
10 **(良好な環境の創出)**

11 豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然資本・社会資本たる自然や文化
12 の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組、
13 水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総合的な水環境管
14 理を目指すための取組や、水道水源となる森や川から海に至るまで、OECMも活用し
15 た良好な環境の創出に取り組む地域を連結した流域一体的な保全のモデルの構築、
16 藻場・干潟の保全・再生・創出の促進と地域資源としての利活用との好循環を目指
17 す里海づくりなどを実施する。

18
19 **(2) 自立・分散型の国土構造の推進**

20 近年の気象災害等の頻発に対するレジリエンス強化や、近年のコロナ禍による社会
21 生活の変化等により、自立・分散型社会の実現に対する社会的要請が高まっている。
22 そのためには、地域が主体性を発揮して、自らの強みである自然資本を生かし、魅力
23 ある地域づくりを進めることが重要である。環境の観点からは、地域における再生可
24 能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や、社会資本の老朽化への対応とし
25 て、防災対策と生物多様性の保全が調和した持続可能な社会を形成する取組を進めて
26 いくことが重要である。加えて、内閣府が行った調査においても、東京圏在住で地方
27 移住に関心がある人の多くがその理由について「人口密度が低く自然豊かな環境に魅
28 力を感じたため」と回答しており、地域の自然資本を維持・回復・充実させ、利活用
29 することで、地方移住や二地域居住等の促進が期待される。

30 このような考え方の下、再生可能エネルギーや自然・生物多様性等の地域の自然資
31 本を生かした自立・分散型の国土構造への移行について述べる。

32
33 **(自立分散・地域共生型の再生可能エネルギーの導入)**

34 地域の自然資本である再生可能エネルギーについては、太陽光発電、風力発電、
35 バイオマス資源を始めとして、同じく地域性の高い再生可能エネルギー熱（太陽熱、
36 地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等）や未利用廃熱、地熱発電、
37 更には小規模な浮体式洋上風力及び潮流発電等について、地域の自然や社会と調和
38 した形での最大限の活用を図ることで、エネルギーの地産地消モデル構築による自
39 立・分散型の社会形成、レジリエンス強化に加え、地域外への移出を含めた再生可
40 能エネルギー関連事業による雇用創出や地域活性化、地域経済循環の拡大を達成す

1 　る。当該地域外の事業者による大規模な事業であっても、当該地域に裨益するよう
2 　な形で進めていくことが望ましい。なお、地域における再生可能エネルギーの導入
3 　に関する具体的な支援策については、「3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・
4 　実装の場としての地域づくり」及び「第3章 重点戦略を支える環境政策の展開」に
5 　おいて後述する。

7 **(里地里山・里海、森林、自然公園等における「保護と利用の好循環」の実現)**

8 　地域の重要な自然資本である里地里山・里海、森林、自然公園等の保全と活用を
9 　進める。特に、優れた自然環境を有する国立公園においては、その自然を保護しな
10 　がら利用を促進する、国立公園満喫プロジェクトを推進する。民間活力等も活用し
11 　ながら、国立公園における滞在型・高付加価値観光を推進して国内外からの誘客を
12 　促進することにより、地域活性化を図るとともに、安全で快適な公園利用を支える
13 　自然公園等施設の整備・更新を着実に実施することで、自然環境の保全へ再投資さ
14 　れる「保護と利用の好循環」を実現する。地域固有の生態系や、生物種、個体群の
15 　重要性にも着目したツーリズム等を推進する。また、里地里山・里海において、自
16 　然共生サイトの認定を始めとする民間等の取組促進を通じて、生物多様性を保全す
17 　るとともに、自然資源を活用した地域活性化を図るなど、地域における環境・経
18 　済・社会課題の同時解決を目指す。その際、地域脱炭素や地域循環共生圏に関する
19 　取組等と連携することで、より効果的な成果が得られるよう統合的に取り組む視点
20 　が重要である。

21 **(「自然を活用した解決策 (NbS)」の取組推進)**

22 　自然の有する多機能性という特質を生かすことで、気候変動や生物多様性、水源
23 　涵養、社会経済の発展、人口減少や過疎化など複数の社会課題の解決を目指す「自
24 　然を活用した解決策 (NbS)」の取組を進めていく。特に、地震や豪雨などの自然災害
25 　が頻発し、近年は気候変動による災害の激甚化といった環境変化に加え、社会イン
26 　フラの老朽化などの社会問題にも直面している我が国において、災害を回避する土
27 　地利用の見直しを進めるとともに、地域づくりに関する古来の知恵も参考に自然を
28 　活用する取組や森林の機能の維持・向上を図る治山対策等のグリーンインフラや生
29 　態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) を進めていく。また、みどりの食料システム
30 　戦略の実現に向けて、持続可能な食料システムの構築を図るとともに、グリーンイ
31 　ンフラ推進戦略 2023 に基づき、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」や経
32 　済団体と連携した国民運動の展開、関連技術開発、先導事例の横展開、実用的な評
33 　価手法の構築等を通じて、あらゆる分野・場面におけるグリーンインフラのビルト
34 　インを目指す。

35 **(3) 「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現**

36
37 　「(2) 自立・分散型の国土構造の推進」において、社会的要請に応えるための自立・
38 　分散型社会への移行の必要性について言及したが、国民の「ウェルビーイング／高い
39 　生活の質」の観点からは、自立・分散した地域一つ一つが、住みやすく、暮らしやす
40

1 い地域であることも重要である。このような考え方の下、「ウェルビーイング／高い生
2 活の質」が実感できる都市・地域の実現のための施策について言及する。

4 **(都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進)**

5 市街地の拡散を防止しつつ、生活サービス機能や居住の誘導と公共交通ネット
6 ワークの形成を連携して取り組む「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を
7 推進していく。都市のコンパクト化により熱源や熱需要が適切に集約される場合に
8 は、太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱の利用可
9 能性が高まることから、熱供給設備の導入支援等によりその熱利用の拡大を図る。
10 また、次世代路面電車システム（LRT）／バス高速輸送システム（BRT）などを軸とし
11 た公共交通ネットワークの形成を進めるとともに、鉄道を始めとする既存の公共交
12 通の利用を促進することで、自動車依存度の減少等を通じて、温室効果ガスや大気
13 汚染物質の排出削減に寄与する。これらの施策による環境負荷の削減効果を「見え
14 化する化」していくこと等を通じ、都市のコンパクト化を推進していく。地球温暖化対
15 策の推進に関する法律に基づき、都市計画や農業振興地域整備計画などについて、
16 「都市計画等の関連施策の目的の達成とも調和を図りつつ、地方公共団体実行計画
17 と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるように配慮するものとする。」
18 とされていることを踏まえ、都市再生特別措置法に基づき各市町村が作成する立地
19 適正化計画と、地球温暖化推進法に基づき作成する地方公共団体実行計画の連携を
20 促進し、居住誘導区域内の計画の実行に対し省庁横断で支援することで、環境課題
21 と人口減少等の経済・社会的課題の同時解決を目指し、持続可能なまちづくりを進
22 むていく。

24 **(地域公共交通のり・デザイン)**

25 地域公共交通は、地域の社会経済活動に不可欠な基盤であり、地域循環共生圏の
26 構築に欠かすことが出来ない地域資源でもある。

27 また、コンパクトな都市構造の構築への寄与¹¹⁷や公共交通分担率の向上等を通じて、
28 環境負荷の総量削減への貢献や先述した様々な外部経済を有するものである一方で、
29 人口減少等による需要減や運転手等の人手不足により厳しい状況に置かれている。
30 このため、法制度や予算等のあらゆる政策ツールを活用し、交通 DX・GX の推進や、
31 教育・医療・福祉・介護・エネルギー等を含む地域の関係者の連携・協働（共創）
32 を通じ、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通への「り・デザイン」を
33 加速化させ、「ウェルビーイング／高い生活の質」に貢献していく。

35 **(モビリティの脱炭素化)**

36 電動車の導入拡大に向け、車両の購入を支援するとともに、充電・水素充てんイ
37 ンフラ設置促進等の道路交通をグリーン化する取組を進める。また、道路整備・管
38 理等のライフサイクル全体の低炭素化を図り、道路施設の脱炭素化を推進する。加

¹¹⁷ 平成 18 年版環境白書

1 えて、建設機械等の電動化を促進する。

2 鉄道については、省エネ・省CO2車両の導入、水素燃料電池鉄道車両の開発、列車
3 の減速時に発生する回生電力の有効活用など、基幹的な公共交通機関である鉄道の
4 脱炭素化を進めるとともに、豊富な鉄道アセットを活用した太陽光発電等の再生可
5 能エネルギーの導入を促進する。

6 物流については、物流総合効率化法に基づくモーダルシフト等を図る取組の支援
7 や、ダブル連結トラックの利用環境の整備等により物流の効率化を推進する。また、
8 物流施設において再生可能エネルギー電気の利用・貯蓄に必要な設備及びその電気
9 を利用する車両等を導入し流通業務の脱炭素化を図ることにより、物流GXを促進す
10 る。

11 海運については、ゼロエミッション船等の開発・導入、生産基盤の構築等に取り
12 組むとともに、国際海事機関において、ゼロエミッション船の導入を促す国際的な
13 枠組み作りを主導する。

14 港湾については、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の
15 受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート（CNP）の形成を推進していく。

16 さらに、航路標識用機器に係る再エネ導入や省エネ化を合わせて進める。

17 航空分野については、持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進、管制の高度化等
18 による運航の改善、航空機環境新技術の導入、空港の再エネ拠点化等を推進していく。

19 これらの取組みを推進し、2050年ネット・ゼロ実現を目指す。

21 **（中山間地域等における集落生活圏の維持）**

22 特に、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏
23 を構成している「集落生活圏」を維持していくことが重要であり、持続可能な地域
24 づくりを目指す取組として「小さな拠点」の形成を促進する。エネルギー供給に関
25 しては、熱エネルギーを含む地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を進め、
26 地域内でのエネルギー・経済循環と、温室効果ガスの削減の同時解決を図る。加え
27 て、物流網の維持や買い物支援等の生活利便の改善を図り、物流を革新するため、
28 ドローンの活用による物流DXを推進し、生産性向上や脱炭素化を図る。

30 **（美しい景観の保全・創出）**

31 近年、美しい自然環境や街並み、田園風景など良好な景観に関する国民の意識・
32 関心が高まっており、自然資本たる景観を維持・回復・充実させる取組として、建
33 築物の規制や無電柱化等の取組が各地で進む等、良好な景観が持つ価値が評価され
34 つつある。また、良好な景観の保全・創出は、地域への愛着やアイデンティティの
35 確保とともに、経済的価値を向上させ、国民の「ウェルビーイング／高い生活の質」
36 を実現する。加えて、陸上風力発電に代表されるような再エネ施設の導入にあたっ
37 て景観資源への影響も課題として生じており、景観と調和した技術や社会システム
38 の在り方も重要である。このことから、我が国が有する貴重な自然資本及び社会資
39 本として、都市、地方を問わず、良好な自然環境の保全を始め地域の個性となる景
40 観の保全・創出を推進する。

1
2 **(自然資本、自然資本を維持・回復・充実させる資本への投資による熱中症対策)**

3 暑熱環境の状況や今後の見通し、自然を活用した解決策（NbS）の発想を踏まえ、
4 グリーンインフラの推進等により、地表面被覆の改善、都市における暑熱の緩和を
5 含め、自然環境の多面的な機能を活用した複合的な地域課題解決を図る取組と、人
6 工排熱の低減、都市形態の改善、ライフスタイルの改善、人の健康への影響等を軽
7 減する適応策などのヒートアイランド対策を推進する。
8

9 **(公共施設・公共インフラにおける防災・減災・国土強靱化)**

10 学校等を含む公共施設・公共インフラへの太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽
11 電池含む）の最大限導入（各府省庁が整備計画策定、施設種別の目標設定により
12 PDCA 管理）や、災害時の防災拠点となる公共施設・公共インフラを中心に、省エネ
13 化・長寿命化・防災機能向上を実施することにより、脱炭素と国土強靱化を統合的
14 に推進する。
15

16 **(ストックとしての住宅・建築物の高付加価値化)**

17 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実感のためには、生活環境であるストック
18 としての住宅・建築物を持続可能で高付加価値なものに置き換えていく必要がある
19 がある。新築住宅・建築物の ZEH・ZEB 化、断熱窓への改修も含めた既築住宅・建築物の
20 脱炭素改修、住宅・建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示の強化、街区単位のエ
21 ネルギーの面的利用等による徹底した省エネルギー化を推進する。また、省エネ
22 ギー基準の ZEH・ZEB 基準の水準への段階的な引き上げも踏まえ、より高い省エネ性
23 能への誘導を図るとともに、長期にわたり良好な状態で使用される住宅の普及を促
24 進するために、一定以上の耐久性や維持管理のしやすさ等の要件を備えた長期優良
25 住宅の普及促進を図る。さらに、建築物の建築時、運用時、及び廃棄時に発生する
26 CO₂（ライフサイクル CO₂：LCCO₂）の削減に向けた取組を推進する。加えて、2023 年
27 5月のG7広島サミットにおける成果等を踏まえ、住宅・建築物において長期間の
28 炭素貯蔵に寄与し持続可能な低炭素材料である木材の利用を促進する。
29

30 **(ランドスケープアプローチの視点等を踏まえた地域循環共生圏に係る土地利用のあ
31 り方の検討)**

32 人口減少に伴う無居住地の増加、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の推
33 進、産業構造変化に伴う土地利用の変化、30by30 目標の達成、地域共生型の再生可
34 能エネルギーの導入促進、地域における適応策の推進、食料安全保障の視点を踏ま
35 えた農業・農村のあり方等、土地利用に係る環境・経済・社会の統合的向上に関す
36 る様々な課題（なお、これらは地域循環共生圏を構成する要素でもある。）について
37 対応することが必要である。そのため、地方ごとの特性を踏まえ、環境・経済・社
38 会の統合的向上の視点からの統合的な土地利用のあり方を検討する。

39 特に再生可能エネルギーについては、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、各地
40 域において、生物多様性への配慮など地域と共生する形で地域全体の土地利用のあ

1 り方を検討する中で、導入拡大を進めていく。

2 また、人口減少下において土地の管理の担い手が不足していく中では、ランドス
3 ケープアプローチの視点が重要となる。その際、生物多様性保全上重要な地域等の
4 「見える化」も踏まえながら、地域の保全戦略の策定を促進する。また、計画や活
5 動を実行するための各地域の人材育成、地域の伴走支援等を推進する。

7 **(4) 国土の持続可能な利用・保全・価値向上に資する情報基盤の整備**

8 これまで、我が国及び世界全体の自然資本を持続可能なものにするための国土の土
9 地利用、自立分散型社会へ移行するための施策、「ウェルビーイング／高い生活の質」
10 を実感できる地域を実現するための施策について述べてきた。これらの実施のためには、
11 地方自治体を始めとする各地域の主体が、自らの自然資本の情報に適切にアクセ
12 スできることが重要である。このような考え方の下、地域における自然資本の情報を
13 正確に把握できるような情報基盤の整備の方策について述べる。

15 **(地域共生型再エネ導入のための土地利用ゾーニングに資するデジタルツールの整備)**

16 地域脱炭素支援等に向け、REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）、EADAS
17 （環境アセスメントデータベース）等の情報基盤整備の充実を図り、効果的に連携
18 させることで、再エネ推進と生物多様性保全両方を考慮した持続可能な土地利用を
19 推進する。

21 **(地域の生態系に関する情報基盤の整備)**

22 奥山から中山間地域、都市部までをカバーする生物多様性の現状や保全上重要な
23 地域、保全活動の効果等を可視化したマップの構築等を進める。我が国の生物多様
24 性及び生態系サービスの現状を総合的に評価するために「生物多様性及び生態系
25 サービスの総合評価（JBO）」の取りまとめを行うとともに、生物多様性国家戦略に基
26 づく取組の効果を分析する。自然環境保全基礎調査、モニタリングサイト 1000 等の
27 調査による科学的基盤情報を活用し、種や生態系の分布の変化状況等のマップ化、
28 生物多様性保全上重要な地域等の「見える化」を行うとともに、各種データを重ね
29 合わせて解析することにより国や地方公共団体の生物多様性保全施策の立案に活用
30 できる形で提供する。また、これらの成果を Web-GIS 等で分かりやすく公開する。

32 **3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり**

34 **(基本的な考え方)**

35 持続可能な地域は、自立・分散型社会の土台であり、国家、市場と並ぶ重要な要
36 素である。持続可能な地域づくりを通じて、地域住民の「ウェルビーイング／高い
37 生活の質」の実現を図る。

38 地域は、地域ごとに多様な資源、ポテンシャルを有しており、環境・経済・社会
39 の統合的向上モデルの実践の場となり得る。このため、長期的視点に立ち、地域ご
40 との特色や固有性、地域住民の本質的なニーズを踏まえつつ、あるべき姿やありた

1 い姿を描き、それに近づけるための取組として地域循環共生圏の構築を推進するこ
2 とが重要である。この際、自然資本を始めとした地域資源を持続可能な形で最大限
3 活用することで、フローの地域経済循環の拡大など地域の経済社会活動の向上に結
4 びつける。

5 とりわけ地域固有の自然資本である再生可能エネルギーについては、化石燃料か
6 らの移行による気候変動への対応のみならず、地域外へのエネルギー資金流出¹¹⁸を防
7 ぐための重要な地域資源である。また、循環資源や再生可能資源等を活用して、天
8 然資源の投入量、廃棄物の最終処分量を減少させるとともに、地域経済循環の拡大
9 を図ることも重要である。このような取組は地下資源の採掘・利用に伴う環境負荷
10 の総量を削減し、地域の豊かな自然環境の保全・再生、ネイチャーポジティブの実
11 現に貢献するものであり、環境政策の分野間の統合、シナジーを生み出すものであ
12 ると言える。加えて、これらの事業によって得られた事業利益の一部を、社会福祉、
13 伝統文化の保存、農業インフラの維持などの地域課題の解決に向けて活用すること
14 は、地域の経済を好循環構造に転換¹¹⁹させることにもつながり、環境課題と経済・社
15 会課題の同時解決に資するものでもある。

16 上記のような地域経済の好循環、地域の環境課題と経済社会課題の同時解決を果た
17 すためには、その担い手となり得る人材の育成やコミュニティ作りが不可欠となる。
18 環境保全に知見を有する機関等も活用しながら、専門人材の派遣やプラットフォーム
19 の構築等を進めることが有効であるが、この際、地域住民の参加を促進する観点から、
20 地域固有の伝統や歴史、地域に根付いたスポーツ等の文化を生かすという視点も重要
21 である。現在、熊本県水俣市や福島県浜通り地方において、地域住民や地域コミュニ
22 ティを中心として、環境を軸とした復興、まち作りが進められているが、これらの事
23 例は、地域の取組を進める上での人材・コミュニティ等の無形資産の重要性を示す最
24 たる例である。

25 加えて、地域経済の担い手である地域金融機関における ESG 金融の推進や地域の中
26 堅・中小企業の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進する
27 ことも重要である。地域金融機関が自治体等と連携し、地域資源等の活用にあ資する
28 ような知見を事業者を提供するとともに、地域課題の解決を経済的価値につなげ得
29 る事業等に対し融資・支援を行うこと、地域企業がそれに呼応し、経営のグリーン
30 化を実践していくことは、地域循環共生圏の実現に不可欠な要素である。

31 他方、上述のような持続可能な地域へと移行する過程においては、例えば化石燃
32 料の大量消費を伴うエネルギー産業や製造業等において、業態変化や地域からの撤
33 退を伴う移行が発生し、地域経済が大きなダメージを受ける可能性もある。このた
34 め、地域ごとの実情を考慮して、取り残される人々やコミュニティを可能な限り生

¹¹⁸ 2018年の段階（化石燃料の輸入額（非エネルギー分を除く）が約16.8兆円）で、4割を超える自治体において、エネルギー代金の域際収支が地域内総生産の5%相当額以上の赤字となっている（環境省／（株）価値総合研究所「地域経済循環分析-地域経済循環分析自動作成ツール、地域経済波及効果分析ツール共通手引き詳細編（副読本）令和5年3月」）。

¹¹⁹ 例えば、林地残材や家畜糞尿、生ごみや下水汚泥などのうち未利用な資源に新たな価値を見出し活用することで環境・経済・社会課題の同時解決につながる可能性がある。

1 み出さないように進めていく「公正な移行」の観点から、地域経済の活性化等につ
2 いて長期的・計画的・包括的に実施することが重要である。

4 (1) 地域の環境課題と経済・社会的課題の同時解決

5 ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策を統合的に実施してシナ
6 ジーを発揮するとともに、他の経済社会的な課題解決を主目的とする施策とも連携を
7 図ることにより、持続可能な地域づくりにつなげることが重要である。

9 (地域脱炭素の推進)

10 地域脱炭素については、地球温暖化対策計画に基づき、2050年ネット・ゼロの実
11 現に向けて、2025年までに少なくとも100カ所の脱炭素先行地域を選定し、各府省の
12 支援策も活用しながら、2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の
13 電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ又はマイナスを実現するとともに、地域の
14 魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現の姿を示す。併せて、エ
15 ネルギーマネジメントシステムの導入による需給調整など、デジタル技術も活用し
16 ながら、産業、暮らし、インフラ、交通など様々な分野で脱炭素化に取り組むこと
17 が重要であることに鑑み、デジタル田園都市国家戦略等に基づき、デジタル技術の
18 活用によるDXとGXの施策間連携の取組を強化する。「デコ活」や市民参加型の政策
19 形成支援等により、脱炭素先行地域を含む地域全体の住民・企業の取組の連携を促
20 進する。熱消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現するモデルの構築についても
21 検討する。

22 政府による財政的な支援も活用し、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務
23 及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策（地域共生・裨益型の再生可
24 能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先し
25 て実施するとともに、企業・住民が主体となった取組を大幅に加速させる。さらに、
26 今後益々激甚化が予想される災害やこれによる停電時に公共施設へのエネルギー供
27 給等が可能な再エネ設備等の整備を推進する。

28 地域脱炭素の全国展開に当たっては、都道府県、地域金融機関、地域エネルギー
29 会社等と連携し、得られた成果の横展開を図る。とりわけ、都道府県については、
30 政府による財政支援や地方財政措置も活用しながら、公営企業を含む都道府県によ
31 る再エネ導入、地域の中核企業の脱炭素化支援、交通分野の脱炭素化などを加速す
32 ることが期待され、地域脱炭素化促進事業制度も活用しながら、広域で再生可能エ
33 ネルギー促進に向けたゾーニングを推進し、地域企業の脱炭素化支援を含めて地域
34 主導で地域に貢献する地域共生型再エネ推進の主体となることが期待される。国は
35 この実現のために必要な支援を行う。

36 こういった脱炭素による持続可能な地域づくりを支えるため取組として、地方自
37 治体の住宅・建築物への太陽光パネル設置義務付けや次世代太陽光発電の開発状況
38 等も踏まえ、住宅・建築物の屋根・壁面等における太陽光パネル導入を強力に推進
39 する。公共事業及び公共調達による率先導入により、最先端の脱炭素製品・技術の
40 初期需要を創出し、脱炭素と経済成長の好循環に貢献する。地方公共団体が再エネ

1 導入を主体的かつ積極的に進めていけるよう、再エネの地産地消や環境に配慮した
2 再エネ事業の評価を含め、地域がメリットを感じることでできる仕組みづくりを進
3 める。地域の木質バイオマス資源を熱利用・熱電併給のエネルギー源として循環利
4 用する「地域内エコシステム」の構築により、地産地消による地域経済の活性化、
5 森林の整備及び保全に貢献する。地熱開発に係る地域の合意形成の円滑化に資する
6 ため、温泉モニタリングによる科学的データの収集・調査や地域への伴走支援等を行
7 い、地域の自然や社会と共生した地熱利活用を推進することを通じた地域活性化
8 を図る。

10 **(地域の自然資本を活用したネイチャーポジティブの達成)**

11 ネイチャーポジティブについては、自然共生サイトの認定を始めとする民間等の
12 自主的な取組を促進するための措置を講じることで、地域の自然資本の保全と、地
13 域の活性化の同時達成を図る。また、森林・林業・木材産業によるグリーン成長の
14 実現に向けた森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を推進するとともに、海
15 洋における 30by30 や、ブルーカーボンへの期待も高い藻場・干潟の保全・再生・創
16 出の促進と地域資源としての利活用との好循環を目指す里海づくりなどを実施し、
17 良好な環境を創出することで、地域住民のウェルビーイングの向上、地域活性化も
18 含めた地域課題の同時解決を実現する。国立公園満喫プロジェクトの取組を全 34 国
19 立公園に展開することで、国立公園の利用の推進と、その豊かな自然資本の保護と
20 の好循環の実現を図る。

22 **(2) 地域循環共生圏を支える無形資産（人的資本・コミュニティ等）の充実**

23 地域経済の好循環、地域の環境課題と経済社会課題の同時解決を果たすためには、
24 その担い手となり得る人材・コミュニティ等の無形資産への投資を拡大し、充実させ
25 ていくことが重要である。地域ごとのニーズに沿って、現時点で存在する無形資産を
26 最大限活用することを前提とし、支援策を述べる。

28 **(地域の文化やスポーツを生かした地域コミュニティ・ネットワークの維持・再生)**

29 地域循環共生圏の創造に当たって、地域間の支えあい関係を構築し、分散型の
30 ネットワークを構築することで、地域コミュニティの維持・再生に取り組む必要が
31 ある。この際、地域に根付いた文化やスポーツは、地域の人々を巻き込む力がある
32 ことから、それらと一体となって現場を動かすという視点も重要である。このよう
33 な良好な地域間ネットワークの事例を調査し、発信していくとともに、ネットワー
34 キングを行う場を設定することで、ネットワーク構築を促進することで、地域循環
35 共生圏の創造を支える体制を強化していく。

37 **(地域循環共生圏創出を担う中間支援組織等の強化)**

38 中間支援機能を持つ者が、地域の本質的なニーズを把握し、伴走支援を行うこと
39 により、環境問題と地域の課題の同時解決の実現可能性が高まるとともに、更なる
40 取組の展開が期待される。既存の中間支援組織が実践的に地域支援を行いながら、

1 伴走支援のノウハウを他の組織に展開すること等により、中間支援機能を担える人
2 材、組織の育成を行っていく。

3 また、とりわけ地域脱炭素については、令和5年度から開始した脱炭素まちづく
4 りアドバイザー制度等の運用状況や、地方自治体を始めとする地域の脱炭素支援の
5 ニーズを踏まえつつ、地方環境事務所、都道府県、地球温暖化防止活動推進セン
6 ター等既存の組織に期待される役割・機能も検討した上で、複数の地方自治体等に
7 対して脱炭素型の地域づくりに向けた計画策定から実行支援までを一気通貫で行え
8 る中間支援体制の構築に向けた検討を行う。

10 (地域における環境人材の育成)

11 地域主導型で地域に貢献する脱炭素を推進するための中核人材を育成するため、
12 脱炭素中核人材に求められる能力、取組の発展段階に応じた人材育成プログラムを
13 提供するとともに、中核人材同士や地域脱炭素に連携する企業とのネットワーキン
14 グを行うことで、地域脱炭素の連携体制の構築を進める。

16 (3) 地域金融や地域の中堅・中小企業の更なるグリーン化

17 「1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システ
18 ムの構築」でも ESG 金融や企業行動のグリーン化の重要性について言及したが、それを
19 地域レベルでも充実・加速していくことが地域循環共生圏の構築において必要不可欠
20 である。

22 (地域金融の ESG 化の推進)

23 地域における環境・社会へのインパクト創出や、地域の持続可能性の向上等に向
24 けた地域金融機関による ESG 金融に関する取組は、「新たな成長」の実現にも貢献す
25 る地域循環共生圏の創出にもつながっていく。こうした考え方にに基づき、地域金融
26 機関が自治体等と連携し、地域資源の活用にかかる知見や地域課題の解決を経済的
27 価値につなげ得る事業等に対する融資・支援の提供を行うことにより、経済の活性
28 化と地域課題の解決を同期させていくこと、すなわち「ESG 地域金融」の実践が重要
29 である。

30 令和元年度から環境省が実施してきた「地域における ESG 金融促進事業」等を通じ
31 て、地域金融機関等における ESG 地域金融に係る認識や取組は、脱炭素化や SDGs 対
32 応を中心に、一定程度進展してきた。もっとも、生物多様性の確保や循環型社会の
33 形成等、対応すべき環境課題が拡大する中、地域課題との同時解決に向けた方策は
34 より複雑化しており、また、ESG 金融を含むサステナブルファイナンスの国内外にお
35 ける拡大・浸透に伴い、地域の中小企業も含むバリューチェーン全体を巻き込んだ
36 地域金融機関による環境課題対応が、一段と本格化していくことが想定される。

37 こうした状況を踏まえ、従来と同様に地域金融機関における ESG 地域金融の実践を
38 支援するとともに、より高度・広範な環境課題への対応に向けた金融機関の取組を
39 支援するほか、地域金融機関が ESG 地域金融の実践を進める上で重要となるステーク
40 ホルダー（地域企業、地方自治体等）との連携を後押しするための施策を推進して

1 いく。加えて、株式会社脱炭素支援機構とも連携し、地域金融機関による地域エネ
2 ルギー会社や脱炭素ファンド、脱炭素型融資制度の取組を支援する。

3 4 **(地域循環共生圏の担い手である地域エネルギー会社や地域の中堅・中小企業への支 5 援)**

6 地方公共団体と連携した地域エネルギー会社は、再エネなどの地域資源を活用し、
7 地域経済活性化、地域課題解決に貢献する地域循環共生圏の主要な担い手なるとと
8 もに、地域の中堅・中小企業の脱炭素化を支援し、地域産業の競争力強化にも貢献
9 することが期待される。地域エネルギー会社による、地域の合意形成を図り、環境
10 に適切に配慮した地域貢献型の再エネ・省エネ・蓄エネの導入を支援する。ネッ
11 ト・ゼロ社会の実現には、我が国の産業競争力の強みであるバリューチェーンを構
12 成し、バリューチェーン上で排出量の2割を占める中堅・中小企業の脱炭素化を進
13 めるべく、普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関、商工会議所等の
14 経済団体や地方公共団体が連携して地域ぐるみで支援する体制を構築するとともに、
15 「知る」「測る」「減らす」¹²⁰のステップを通じた脱炭素化を促進する。また、省エネ
16 法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）等も活用し、中堅・中小企業が排出
17 算定・公表をより容易にできる環境を整備し、削減目標・計画の策定や脱炭素設備
18 投資を支援する。

19 20 **(4) 地域循環共生圏のアプローチを通じた公正な移行**

21 地域のあり方を持続可能なものへと移行させていく過程で、地域ごとの実情を考慮
22 して、取り残される人々やコミュニティを可能な限り生み出さないように進めていく
23 「公正な移行」の観点から、以下のように取り組む。

24 25 **(誰一人取り残さない移行を実現するための地域プラットフォームの構築等)**

26 地域循環共生圏の実現において、経済社会構造が大きく変化する地域を対象とし、
27 協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方にに基づき、経済社会構造の変
28 化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業等を創出していくための
29 地域プラットフォームを構築するとともに、ビジョンや事業構想の共有、新たな事
30 業創出などの地域の主体的な取組を支援する。

31 32 **(5) 失われた環境の再生と地域の復興**

33 現在、深刻な環境危機に直面している我々であるが、地域単位で見ると、公害や災
34 害により、自然と人との関係がいったん分断されてしまった例がある。本重点戦略の
35 終わりに、一度失われた環境を再生することの難しさ、復興を遂げるべく地域の創意
36 工夫のもと懸命に取り組む姿、その際の人材・コミュニティ等の無形資産の重要性を

¹²⁰ サプライチェーン全体での脱炭素化推進に向けては、多様性ある中小企業の事業者ニーズを踏まえ、「知る（取組の動機付け）」「測る（排出量の算定）」「減らす（削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資）」といった地域ぐるみの支援体制の構築が重要である。

1 示す例として、2つの事例を紹介する。

3 (水俣における「もやい直し」)

4 昭和 31 年に公式確認された水俣病の発症地域では、環境汚染に加えて、被害者の
5 救済問題や偏見、差別など様々な問題が発生した。このような状況下で、地域の絆
6 の再生を目指し、平成 2 年から平成 10 年の間に熊本県と水俣市の共同で「環境創造
7 みなまた推進事業」が進められ、水俣再生へ向けた市民の意識づくりが行われた。
8 水俣市は平成 4 年に全国に先駆けて「環境モデル都市づくり」を宣言して以降、ごみ
9 の高度分別やリサイクルの活動を始めとするさまざまな取組を地域ぐるみで推進し
10 てきた。平成 13 年には国からエコタウンの認証を、平成 20 年には環境モデル都市の
11 認定を、令和 2 年には SDGs 未来都市の認定を受け、また「水俣病被害者の救済及び
12 水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成 22 年 4 月 16 日閣議
13 決定)において「環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自
14 然や豊富な地域資源などを積極的に生かして、エコツーリズムを始め、環境負荷を
15 少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりを積極的に進めます」との方針
16 が示されたことも踏まえて平成 24 年より国、熊本県、水俣市等が連携して「環境首
17 都水俣」創造事業を立ち上げ、現在も環境を軸にした持続可能なまちづくりに積極
18 的に取り組んでいる。また、環境を通じた国際協力も積極的に行っており、平成 12
19 年以降 JICA を通じてアジア各国からの研修生を受け入れて水俣病の経験と教訓に基
20 づく研修を行っているほか、平成 25 年には熊本市及び水俣市で水銀に関する水俣条
21 約の外交会議及びその準備会合が開催され、水銀等の人為的な排出から人の健康及
22 び環境を保護することを目的とする水銀に関する水俣条約を採択した。

23 水俣病発症地域における「もやい直し」は、地域の環境再生と復興、そしてその
24 先にある「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現、また、それらの過程におけ
25 る「参加」の重要性や、更には地域の土台としてのコミュニティが果たす役割の大
26 きさなどについて、今日の我々に重要な示唆をしており、引き続き水俣病発症地域
27 における地域循環共生圏の実現を支援するとともに、他地域への参考としていく。

29 (福島における未来志向の取組)

30 東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故からの復興を進める福島県において、
31 地元のニーズに応え、環境の視点から、地域の強みを創造・再発見する未来志向の
32 取組を力強く進めていく。福島イノベーションコースト構想の「エネルギー・環
33 境・リサイクル」分野における、先進的なリサイクル技術の産官学連携、技術開発
34 等に関する取組を推進し、産業創出を支援するとともに、復興に携わる人・まちの
35 視点から、再生可能エネルギーの導入、技術開発の一層の加速化等に資する調査を
36 実施し、地域の「脱炭素×復興まちづくり」を支援する。加えて、福島県とも連携し
37 ながら、「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、自然環境の保全と調和を図りなが
38 ら適正な利用を推進し、国内外の交流人口の拡大を目指す。

40 4 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊か

1 な暮らしの実現

3 (基本的な考え方)

4 人々の生命を守るためには、その基盤である自然資本が、少なくとも「環境保全
5 上の支障が防止される水準」を維持していなくてはならない。しかし、化学物質や
6 マイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染や、花粉などの環境中
7 の多様な因子による健康影響、気候変動やヒートアイランド現象による暑熱環境の
8 悪化が引き起こす熱中症の発生、気候変動により激甚化する風水害による化学物質
9 の流出事故、外来種の分布拡大やニホンジカ・イノシシ等の増加による生態系の劣
10 化や生活環境の悪化等、依然として様々なリスクに直面している。引き続き、環境
11 行政の不変の原点である「人の命と環境を守る基盤的な取組」として、環境負荷の
12 総量削減により、環境収容力の臨界的な水準から十分に余裕を持って維持すること
13 に加え、環境リスクの適切な評価・管理、最新の科学的知見に基づき、極めて深刻
14 な環境影響等が懸念される問題については科学的知見の充実に努めながら予防的に
15 対策を講じることにより、健康の保護と生活環境の保全の取組を推進する必要がある。
16

17
18 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するには、これらの環境保全上の支
19 障の防止を着実に実施することにとどまらず、さらにその先の「良好な環境の創出
20 の水準」を追求していくことが重要である。健康・福祉や教育、コミュニティや文
21 化、人と動物の共生する社会などの非市場的な価値も含めた「ウェルビーイング／
22 高い生活の質」の実現に向けて、ストックとしての自然資本及び自然資本を維持・
23 回復・充実させる資本・システムを充実させることが重要である。具体的には、地
24 域づくりや自然環境保全の取組との相乗効果により、豊かな水辺や星空、音の風景
25 等、地域特有の自然や文化を活用し、健康で豊かな暮らしの基盤となる良好な環境
26 の創出を促進する必要があり、その際に「自然を活用した解決策 (NbS)」の考え方が
27 有効である。

28
29 また、上述のような環境の整備に併せて、我々の消費行動を含むライフスタイル
30 やワークスタイルにおいて、価格重視ではなく環境価値の適切な評価を通じ、相対
31 的に環境価値が高い（環境負荷が低い）製品やサービスの積極的な選択や、より環
32 境に配慮した製品やサービスの創出を促進し、新たな需要を生む好循環を形成する
33 ことが重要である。また、製品や移動のサービス化、シェアリングエコノミー、サ
34 ブスクリプションのサービス提供や、リユース、リペア、リファービッシュ、リマ
35 ニュファクチュアリング等による製品の経済価値の維持を通じ、限られた資源を有
36 効活用することで、天然資源の利用及び加工による環境負荷の削減を実現し、大量
37 生産・大量消費・大量廃棄型の生産や消費に代わる、持続可能で健康的な食生活や
38 サステナブルファッションなど持続可能な消費に基づくライフスタイル、「ウェル
39 ビーイング／高い生活の質」の在り方を示すことが重要である。

1 我が国の文化は、自然との調和を基調とし、自然とのつきあいの中で日本人の自
2 然への感受性が培われ、伝統的な芸術文化や高度なものづくり文化が生まれてきた。
3 しかしながら、海外への資源依存や急速な都市化の進展、人口減少・高齢化等に
4 よって、人と自然、人と人とのつながりが希薄化し、従来のコミュニティが失われ
5 つつある。地域ならではの自然とそこに息づく文化・産業を生かした持続的な地域
6 づくり等を推進する中で、各地域の自然が有する価値を再認識し、人と自然のつな
7 がりの再構築、人間性及び感受性の回復、健康増進、子どもの健全な発育等を推進
8 することも重要である。

10 (1) 人の命と環境を守る基盤的な取組

11 本計画の冒頭で述べた、「人類は環境危機に直面している。人類の活動は、地球の環
12 境収容力を超えつつあり、自らの存続の基盤である限りある環境、自然資本の安定性
13 を脅かしつつある」という問題意識を肝に銘じ、改めて、環境行政の不変の原点であ
14 る「人の命と環境を守る基盤的な取組」を着実に実施していくことが不可欠である。

15 気候変動による健康影響は、熱中症などの暑熱環境による健康被害、集中豪雨など
16 の自然災害による人的被害、水系・食品媒介感染症の流行パターンの変化、節足動物
17 媒介感染症の流行地域の変化、災害等によるメンタルヘルスの問題など多岐にわたる。
18 また、IPBES が公表した「生物多様性とパンデミックに関するワークショップ報告書」
19 は、新興感染症の 30%以上が、森林減少、野生生物の生息地への人間の居住等が発生
20 要因となっていることなどを指摘した。さらに、有害性のある化学物質やマイクロプ
21 ラスチックによる環境汚染に伴う健康及び生態系への影響も懸念されている。このよ
22 うに「地球の健康」と「人の健康」は相互に関係しており、両者を一体的に捉える
23 「プラネタリー・ヘルス」の視点から地球環境問題に取り組んでいくことが求められ
24 ている。

26 (水・大気・土壌の環境保全の着実な実施)

27 生存基盤たる水・大気・土壌環境については、環境基準を達成し、また、継続的
28 な改善を図るため、「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号)、「水質汚濁防止法」
29 (昭和 45 年法律第 138 号)、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)等関連法令
30 に基づく対策を引き続き着実に実施するとともに、最新の科学的知見を水・大気・
31 土壌環境保全の政策に適切に反映させていくことで、国民の安全・安心を向上させ
32 る。具体的な取組については、「第 3 章 重点戦略を支える環境政策の展開」で後述
33 する。

35 (熱中症対策の推進)

36 特に都市部において、気候変動に加え、ヒートアイランド現象により気温がさら
37 に上昇し、熱中症リスクの増大や睡眠の質の低下など国民生活への影響が懸念され
38 ている。人工排熱の低減、地表面被覆の改善や熱中症対策を始めとする適応策を推
39 進する。

1 (海洋ごみ対策の推進)

2 プラスチックを含む海洋ごみについては、「美しく豊かな自然を保護するための海
3 岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等
4 の推進に関する法律」(平成 21 年法律第 82 号)(以下「海岸漂着物処理推進法」とい
5 う。)等に基づき、多様な主体の連携による海岸漂着物等の実態把握・回収・処理や、
6 プラスチック資源循環促進法その他の関係法令等による発生抑制対策、マイクロプ
7 ラスチックによる生物・生態系への影響に関する科学的知見の集積、国際的な枠組
8 みや多国間・二国間協力を通じた国際連携等を推進することにより、海岸景観や海
9 洋環境を保全する。

11 (鳥獣対策の強化)

12 生態系や農林業等に深刻な被害を及ぼすニホンジカ及びイノシシについて、令和
13 10 年度までの個体数の平成 23 年度水準からの半減を目指して、関係省庁が連携して、
14 ニホンジカの集中的な捕獲対策、高度な捕獲技術者の育成等を実施する。また、ク
15 マ類による人身被害を防止するため、人とクマ類のすみ分けの強化、市街地等への
16 出没時の体制構築、調査・モニタリングを踏まえた科学的知見に基づく地域個体群
17 の保全と人に被害を及ぼすおそれのある個体の管理強化等の必要な対策を実施する。
18 さらに、人の健康や社会経済活動、生物多様性保全に影響を及ぼす野生鳥獣に関す
19 る感染症について、生物多様性保全上のリスク評価を行うとともに、ワンヘルス・
20 アプローチの観点も踏まえ、早期に感染症の発生を確認し、迅速に対応するための
21 連携体制の整備を行う。

23 (外来種対策の推進)

24 特定外来生物の新規指定や輸入・飼養等の規制、普及啓発、防除事業の実施等、
25 総合的な外来種対策を推進するため、IPBES の「侵略的外来種とその管理に関する
26 テーマ別評価」報告書の政策決定者向け要約(SPM)も踏まえ、「外来種被害防止行動
27 計画」の改定等を通じて、ビジネスセクターを含む多様な主体の参画を促進し、最
28 も費用対効果が高いとされる侵略的外来種の侵入予防及び早期対応に必要な体制整
29 備と国際協力を強化していく。特に、人体に重大な影響が生じ、安全・安心な国民
30 の生活に支障を及ぼすおそれがあることから、改正外来生物法に基づく「要緊急対
31 処特定外来生物」に指定されたヒアリ類については、国内への定着を阻止する水際
32 対策を徹底する。

34 (「プラネタリー・ヘルス」の概念を踏まえた化学物質対策)

35 化学物質対策については、「プラネタリー・ヘルス」の概念とも統合的な化学物質
36 管理の新たな枠組み「Global Framework on Chemicals-For a Planet Free of Harm from
37 Chemicals and Waste」の考え方が重要である。この考え方の下、「第 3 章 重点戦略
38 を支える環境政策の展開」で後述する具体的な取組を着実に進める。

40 (窒素・リンに関する持続可能な管理の推進)

1 反応性窒素及びリンは水、土壌、大気といった様々な媒体にまたがって存在して
2 いることから、包括的な視点からマテリアルフローを一体的に管理する体制の構築
3 と対策が求められる。窒素は、食料生産等に不可欠な栄養分であるが、大気汚染、
4 水域の富栄養化、地下水汚染など、多くの環境媒体に影響を及ぼしている。また、
5 我が国は主な化学肥料の原料のほぼ全量を輸入しており、肥料の安定供給、経済・
6 食料安全保障も課題である。

7 国連環境総会における持続可能な窒素管理の決議では、過剰なレベルの栄養素、
8 特に窒素及びリンは、水、土壌、大気の質、生物多様性、生態系の機能等に影響を
9 及ぼすとした上で、窒素廃棄物を世界で 2030 年までに顕著に減少させるとの目標が
10 示され、加盟国に対し、国家行動計画に関する情報の共有が推奨されている。また、
11 窒素管理に係る国際的な政策調整を促進するための枠組の検討が行われている。

12 このため、環境基準の超過が継続する地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素や、
13 水道水にもなる湖沼等の富栄養化への対処、今後拡大が見込まれる燃料、水素キャ
14 リア等の用途でのアンモニアの利用に当たり窒素酸化物の排出量を増加させない技
15 術の活用等を行うとともに、「きれいで豊かな海」に向けた適切な栄養塩管理、適正
16 な施肥、堆肥や下水汚泥等の国内資源の利用拡大など、地域における持続可能な窒
17 素及びリンの管理により、水・土壌・大気環境の保全・管理と、脱炭素、資源循環、
18 自然共生社会の実現に貢献する。また、我が国におけるインベントリの精緻化や科
19 学的知見の集約を進めるとともに、持続可能な窒素管理の行動計画を策定する。さ
20 らに、我が国の経験を窒素の消費量の増加が著しいアジア地域の途上国等にも展開
21 することなどにより、国際的な窒素管理にも貢献していく。

22 23 (2) 心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の保全

24 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実現するには、上述の環境保全上の支障の
25 防止を着実に実施することに止まらず、さらにその先の「良好な環境の創出の水準」
26 を追求していくことが重要である。「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向け
27 て、ストックとしての自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる資本・システ
28 ムを充実させるための施策を述べる。

29 30 (OECD も活用した良好な環境の創出による「保護と利用の好循環」の実現)

31 「良好な環境」を目指して環境自体の価値を向上させ、良好な環境と人との関わり
32 合いによって、人々のウェルビーイングの向上や個人と地域がともに活力に満ち
33 た状態の実現を目指すという考え方が重要である。

34 この良好な環境の創出に向けて、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自
35 然や文化の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現す
36 る取組、また、水質管理のみならず生物多様性の保全や地域づくり等にも資する総
37 合的な水環境管理を目指すための取組や、水道水源となる森や川から海に至るまで、
38 OECD も活用した良好な環境の創出に取り組む地域を支援・連結した流域一体的な保
39 全のモデルの構築、藻場・干潟の保全・再生・創出の促進と地域資源としての利活
40 用との好循環を目指す里海づくりなどを実施する。

1
2 **(野生生物の保全・管理の推進)**

3 野生生物の保全に係る地域活動を促進するとともに、こうした活動について自然
4 共生サイトの取組とも連携し、ビジネスセクターを始めとする様々な主体の参画を
5 促進する。

6 また、希少種をシンボルとした生息・生育環境の保全や、かつては身近に存在し
7 ていた里地里山の希少種の保全など、自然と共生する地域づくりの取組を推進し、
8 地域社会の再構築や心豊かな暮らしの実現に寄与する。

9
10 **(動物愛護管理の適切な推進)**

11 ペットの飼養は、人と生きものの重要な共生のあり方のひとつであり、国民に心
12 豊かな生活をもたらすことに加え、ペット以外にも食用や科学上の利用に供する動
13 物など、様々な動物が「ウェルビーイング／高い生活の質」を支えている。一方で、
14 動物に対する国民の考え方は様々であることから、ペット等の適切な管理が求めら
15 れている。こうした背景を踏まえ、人と動物の共生する社会の実現を目指し、動物
16 の適正な取扱いを促進する施策を総合的に推進する。

17
18 **(温泉地の活性化)**

19 温泉地は、古くから地域の健康増進や経済・社会の中核を担っており、現代の多
20 様化するライフスタイルにおいても様々な価値を提供できるポテンシャルを有して
21 いる。このため、従来からの温泉入浴としての利用方法に加えて、周辺の自然、歴
22 史・文化、食などの地域資源を積極的に楽しみ、地域の人や他の訪問者と触れ合い、
23 心身ともにリフレッシュできる新しい温泉地の過ごし方である「新・湯治」を推進
24 することで、健康で心豊かな暮らしの実現に資するとともに、温泉地の活性化を図
25 る。

26
27 **(3) 心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革**

28 「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現に向けては、我々の消費行動を含むラ
29 イフスタイルやワークスタイルにおいて、「大量生産・大量消費・大量廃棄こそが豊か
30 さである」という価値観からシフトし、価格重視から、環境価値等の質を重視する方
31 向への転換を促していくことが重要である。

32
33 **(製品ごとの温室効果ガス排出量の「見える化」)**

34 「CFP」は、温室効果ガス排出量の「見える化」により、消費者が、脱炭素・低炭
35 素の実現に貢献する製品やサービスを選択する上で必要な情報を提供する有効な手
36 法であり、製品種ごとのCFP表示に向けた業界共通ルールづくりを後押しするととも
37 に、一定の統一的な基準に基づく認証の枠組みを整備する。また、ナッジ手法も活
38 用した効果的なCFP表示のあり方を実証するとともに、新しい国民運動「デコ活」に
39 による消費者の行動変容を通じて、CFPの普及と、脱炭素の実現に貢献する製品・サー
40 ビスの選択を推進する。

1
2 **(「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービス等の社会実装)**

3 「くらしの10年ロードマップ」(令和5年度策定予定)を踏まえ、脱炭素にとどま
4 らない、資源循環やネイチャーポジティブ等も含めた暮らしの全領域(衣食住・
5 職・移動・買物)における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービス等を効
6 果的・効率的に社会実装するためのプロジェクトの支援・展開を通じて、行動変
7 容・ライフスタイルの変革を促進し、国民のより良い豊かな暮らしの実現を後押し
8 する。

9
10 **(自然とのふれあいの推進)**

11 デジタル化が進む中で、リアルな自然体験がもたらす便益(健康増進、健全なこ
12 どもの発育、孤独・孤立に対する社会的予防、価値観・ライフスタイルの変革等)
13 に着目した自然とのふれあいを推進する。子どもの自然体験活動の推進、国立公園
14 等における自然体験コンテンツの整備や情報発信等による豊かな自然に触れる機会
15 の向上、安全で快適な利用のベースとなる自然公園等施設の整備・更新、上質化、
16 ロングトレイルの活用促進等を進める。

17
18 **(ナッジを活用した自発的な行動変容の促進)**

19 環境への配慮は一般に、行動の結果が目に見える形ですぐに現れないがゆえに実
20 施を先延ばしにされがちであり、また、そもそも環境問題については、自分とは関
21 係ない、自分は大丈夫といった考えを持たれることもしばしばである。こうした認
22 知バイアスや無関心については、従来、広報・普及啓発や環境教育により改善が試
23 みられてきたが、それらの質や効果に関する課題が指摘されることも多い。

24 こうした状況に鑑みて、ナッジを始めとする行動科学の知見の活用等、根拠に基
25 づいた効果の確からしい科学的アプローチにより、様々な環境問題に関するバイア
26 スや思考の癖を改善し、環境問題を自分事化させ、自発的な意識変革や行動変容を
27 促進する。

28
29 **(フェーズフリーの考え方を取り入れたライフスタイルの促進)**

30 身のまわりにある製品やサービスを、平時はもちろん、非常時にも役立つように
31 デザインするという「フェーズフリー」の考え方は、環境配慮の取組を日常生活に
32 取り入れる上で重要な示唆を与えるものである。災害時のバッテリーにも活用でき
33 る電動バスの導入促進、平時の省CO₂化と非常時のエネルギー自立化が可能となる再
34 生可能エネルギー設備を備えた施設の整備、平時には生物多様性の保全や森林吸収
35 源対策、市民の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現にも資する防災公園の
36 整備等、「フェーズフリー」の考え方を取り入れたライフスタイルの提案で社会の移
37 行を進め、日々の暮らしの質を向上させつつ、環境配慮と災害リスク軽減、気候変
38 動適応など様々な社会課題の同時解決につなげていく。

39
40 **(国民に対する科学的知見の共有)**

1 第一部でも述べたとおり、イベント・アトリビューションの手法により異常高温
2 や大雨等の異常気象が地球温暖化による影響を大きく受けていることが科学的・定
3 量的に評価されるようになりつつある一方、国民世論としては、昨今の異常気象の
4 認識は浸透しているものの、それが地球温暖化によるものであるという原因に対す
5 る認知や、そのために国民一人一人のライフスタイルの転換等が必要であるという
6 対策についての認知が不足しており、国民の脱炭素への意識や行動に必ずしも直結
7 していない状況がある。新たな国民運動「デコ活」の推進と合わせ、その前提とな
8 る科学的知見について、政府を始め各主体による情報発信を進めていく。また地球
9 温暖化に加え、生物多様性の保全や循環経済等の実現についても利用可能な最良の
10 科学的知見を共有し、国民の行動変容を促していく。

11 12 **(新たな木材需要の創出及び消費等の理解の醸成促進)**

13 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関す
14 る法律（平成 22 年法律第 36 号）等に基づき、快適な生活空間の形成等にも貢献する、
15 都市部や地方での公共建築物や非住宅・中高層建築物等における木造化・木質化、
16 その効果の「見える化」や評価方法等の普及、製材や CLT、木質耐火部材等の技術開
17 発・普及、家具類、おもちゃ、日用品等における木材の利用拡大、セルロースナノ
18 ファイバーや改質リグニン等の木質系新素材の開発・実証等を進めるとともに、木
19 材利用促進に向けた機運を醸成するため、国民運動である「木づかい運動」や「木
20 育」等の活動を推進する。

21 22 **5 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装**

23 24 **(基本的な考え方)**

25 将来を支える科学技術・イノベーションに関しては、米中間を始めとする先端技
26 術をめぐるし烈な国家間競争が一層激化している。主要国における科学技術・イノ
27 ベーションへの投資は更なる拡大へと向かっている。加えて、国家間競争は、知と
28 価値の創造の源泉である人的資本の獲得そして育成へと射程が拡大している。

29
30 我が国は、研究開発や特許等の革新的資産投資は多いが、マーケティングやブラ
31 ンド形成等の国民の本質的なニーズを把握した上での経済的競争能力投資が少なく、
32 イノベーション実現割合は低い。一方で、欧州諸国は経済的競争能力投資が多く、
33 イノベーションの実現割合も高くなっている。

34
35 科学技術・イノベーションは、気候変動を始めとする社会課題の解決を成長の源
36 泉へと転換し、持続的な経済成長を実現する原動力である。同時に、感染症や自然
37 災害等の脅威に対し、国民の安全・安心を確保する観点からも、国家の生命線と
38 なっている。

39
40 「ウェルビーイング／高い生活の質」や経済成長等を実現するためには、(4)で

1 述べた我が国の伝統的な自然観など、我が国の独自性を生かしつつ、国際的なニ
2 ズである環境収容力や、国内・地域における需要側の暮らしのニーズ¹²¹を把握した上
3 で、現在及び将来の国民の本質的なニーズ主導での技術的ブレイクスルーや、シス
4 テム・ライフスタイル・制度の変革、人材・資金の結集等による制度的イノベー
5 ションによる経済社会システム・技術・ライフスタイル等の広範なイノベーション¹²²、
6 創意工夫による新たな価値の創造を実現する必要がある。

7
8 並行して、環境問題の解決と成長の源泉につながる科学技術やグリーンイノベー
9 ションが、政府や企業等の決定に対して影響力を持つ市場や消費者や需要家となる
10 国民に理解・評価・活用されるよう、国民意識の向上を図り、行動変容につなげて
11 いく取組が必要となる。これらの取組においては、市場とともに、政府や企業等を
12 グリーンイノベーションの道に進ませる上での重要な役割を發揮するキープレー
13 ヤーとしていく必要がある。その上で、自立的な国民や市民社会の力を引き出し行
14 動変容につなげていくために、データ駆動型の AI・IoT 等の情報的手法の活用を進め
15 るとともに、環境問題の解決を重んじる社会的価値観を醸成する。

16
17 科学的知見に基づく環境政策の推進にとって、科学的知見の集積や基盤情報の整
18 備は不可欠である。グローバルな環境の状況を把握し、国際社会に発信・貢献して
19 いくための環境研究や、科学技術の発展及び環境問題の解決に資する基礎研究を推
20 進する。政策決定の基盤としてモニタリング技術やトレーサビリティ技術等の研究
21 開発も重要である。さらに、これらの取組を支える人的資本の育成等も基盤的な取
22 組として欠かせない¹²³。

23
24 基盤的な取組に加え、最先端の環境技術等の開発・実証と社会実装の推進も重要
25 である。グリーンな経済システムの構築等により持続可能な生産・消費を実現する
26 ための技術、気候変動対策技術、循環経済やネイチャーポジティブ等を加速する技
27 術、良好な環境を創出する技術、人々の健康で心豊かな暮らしを支える安全・安心
28 技術、生物・生態系システムを持つ優れた形状や機能等を模倣する技術（バイオミ
29 ミクリー）を活用した低環境負荷技術（「環境・生命技術」）等の研究開発と社会実
30 装を推進し、経済社会システムの中に組み込む形で環境技術の進展を図りながら国
31 内外に展開していく。

32
33 また、我が国が競争優位を持つ知的財産を生かしつつ、イノベーションの担い手
34 として、環境分野におけるスタートアップの育成を図っていく。その際、イノベー

¹²¹ 例えば、「人口減少社会に直面する日本の活力の源はどこにあるのか」、「地域のくらしと日本の産業の持続可能性を維持するためにどのような技術が必要となるのか」、「日本や世界全体の環境収容力の範囲内の経済社会システムとしていくためには、どこがボトルネックとなるのか」等がある。

¹²² イノベーションの範囲について補足する予定。例えば、既存技術の組み合わせによるイノベーションも含まれる。

¹²³ 人文科学、社会科学、自然科学の垣根を越えた統合的な視点が必要。

1 ションは自ずとグリーンな方向に向かうわけではないことから、環境目的以外の技
2 術群であっても、環境収容力を守る形での技術とするとともに、環境問題の解決に
3 貢献する技術としていく必要があることを念頭に入れ、施策を展開していくことが
4 重要である。

6 (1) グリーンイノベーションを理解・評価・活用する国民意識の向上と行動変容の促進 7 による需要の創出

8 国民が、低環境負荷技術やグリーンイノベーションを理解・評価・活用するため
9 は、「(1)「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済シス
10 テムの構築」で述べたとおり、最先端の脱炭素製品・技術に対する初期需要を我が国
11 全体で喚起・創造すること、「(4)「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる
12 安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現」で述べたとおり、我々の消費行動
13 を含むライフスタイルやワークスタイルにおいて、「大量生産・大量消費・大量廃棄こ
14 そが豊かさである」という価値観からのシフト、価格重視から環境価値等の質を重視
15 する方向への転換を促していくことが重要である。

16 (需要の創出と価値観のシフト)

17 政府実行計画及びグリーン購入法に基づき、国が最先端の脱炭素製品・技術を率
18 先して活用することで、社会実装を後押しするとともに、新しい国民運動「デコ活」
19 により消費者の意識変革や行動変容を促していく。

20 (エンドユーザーが先進的な環境技術を安心して使うための第三者評価・情報開示の 21 促進)

22 上記の取組に加え、スタートアップ等を含む民間企業等によって開発された先進
23 的な環境技術について、第三者が評価・実証を行うこと等により、当該環境技術の
24 適切な情報提供を行い、普及を支援することも重要である。既に事業化段階にある
25 先進的な環境技術について、エンドユーザーが安心して使用できるよう、国際的な
26 状況を踏まえつつ、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する信用付与
27 の取組を進める。

28 (AI、IoT等のデジタル技術の活用)

29 ナッジ等の行動に関する科学的知見と、AI、IoT等の先端技術の組合せ(BI-Tech)
30 により、国民の前向きで主体的な意識変革や行動変容を促し、脱炭素や資源循環、
31 ネイチャーポジティブに資するライフスタイルへの転換を図る。このとき、生成AI
32 等の活用による、一人一人に合った情報発信の実現に向けた技術開発・実証・実装
33 を進める。

34 (2) 本質的なニーズ主導での技術的ブレイクスルー

35 「人口減少社会に直面する日本の活力の源はどこにあるのか」、「地域のくらしと日
36 本の産業の持続可能性を維持するためにどのような技術が必要となるのか」、「日本や

1 世界全体の環境収容力の範囲内の経済社会システムとしていくためには、どこがボト
2 ルネックとなるのか」といった、現在及び将来の国民の本質的なニーズに基づいた、
3 技術的ブレークスルーが必要不可欠である。

5 **(窒化ガリウム等の新材料を用いたエネルギー効率の徹底的な改善)**

6 2050年温室効果ガスネット・ゼロの達成のためには、将来の資源・環境制約等か
7 らバックキャストし、未来のあるべき社会やライフスタイルを実現するための技術
8 を開発・実証し、将来に向け着実に社会に定着させることが必要であり、特に、将
9 来にわたるエネルギー制約を見据え、一層の電化や省エネと、豊かな社会・ライ
10 スタイルを同時にかつ早期に実現することが重要。このような観点から、産業、民
11 生（家庭、業務）及び運輸（車両、船舶、航空機）の各部門において、窒化ガリウ
12 ム等の新材料を用いた次世代パワーエレクトロニクス技術の開発等一層の省エネル
13 ギー技術等の研究開発及び普及を図ることで、社会のあらゆる場面における電力ロ
14 スの低減とこれによる大幅なCO₂削減に寄与し、もって現在及び将来の国民の「ウェ
15 ルビーイング／高い生活の質」の実現を目指す。また、量子技術やAI（機械学習）
16 を活用した触媒探索を加速させ、多元素ナノ合金等の革新的触媒技術による資源循
17 環システムを構築することで、CO₂排出量の大幅削減を実現するに止まらず、地域資
18 源の利活用による地方創生や自立・分散型社会の実現にも資する。

20 **(地域課題の解決にも資する脱炭素型モビリティ技術の開発と社会実装)**

21 電動車の導入や充電・水素充てんインフラの整備を支援するなどの電動車の普及
22 促進に向けた取組を更に進めていくほか、モビリティ全般について次世代技術の開
23 発や性能向上を促しながら普及を促進していくことで、バリューチェーン全体の脱
24 炭素化に寄与するとともに、自立・分散型の国土構造の実現や、地域の活性化、高
25 齢化等の地域課題の克服等、地域・社会の様々なニーズの充足にも貢献する。

27 **(3) 科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発等の推進**

28 環境政策の推進にとって科学的知見は必要不可欠であり、その基盤となる研究開発
29 への投資や、それを支える人的資本投資は重要である。

31 **(科学的知見の集積や基盤情報の整備)**

32 科学的知見に基づく政策決定に資するよう、環境測定分析における精度管理調査
33 を通じ、環境測定分析機関（自治体、民間機関）の測定分析精度の維持・向上を図
34 るとともに、観測や測定等に基づく環境の状況等に関する情報や環境分野における
35 研究・技術等に関する基盤的な情報を収集・整理・提供する。また、データベース
36 構築等の知的研究基盤の整備を推進し、ウェブサイトやイベント等の様々な媒体を
37 通じて広くわかりやすく提供する。こうした取組は、国民の環境問題や環境保全に
38 対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等
39 を促進するためにも重要である。データベースの構築に当たっては、利用者が求め
40 る環境情報を容易に入手できるよう、情報提供の環境を整備する。研究・技術開発

1 の成果に係る情報発信の強化及び社会実装の推進の観点においても、収集・整理・
2 提供した環境情報が活用され、環境に関する研究・技術開発が促進されるよう、各
3 種環境データのオープンデータ化や国際的な主体を含む様々な主体とのデータ連
4 携・共有に取り組む。

5 加えて、行政における生物多様性保全施策や、TNFD 等の民間における取組やその
6 評価における基盤的情報となるレッドリスト評価のための調査やそれに基づく適切
7 なレッドリストの定期的な見直しを行う。また、その生息・生育に係る調査結果を
8 含めた自然環境に係る各種調査結果について集約・提供を行う。

9 10 **(標準化の推進や規制の合理化等による普及・展開の加速)**

11 既に確立された技術や新たに開発された技術を社会実装し、普及・展開を加速す
12 るためには、標準化の推進や規制の合理化、環境価値を市場にビルトインするよう
13 な国際ルール形成等を含めた統合的なアプローチが必要である。

14 技術進歩等の変化に対応した法制度及び許認可制度の整備に向けた調査・実証、
15 エネルギーシステムの設置・保安等に関する環境及び規制・制度の整備並びに環境
16 影響評価手法の確立・運用の最適化を進める。

17 また、国際競争力強化に係る技術基準・認証システム等の国際標準化の推進、エ
18 ネルギー・環境等のマネジメント国際規格等の適用拡大・推進、エネルギープラッ
19 トフォーム実現のための地方公共団体等を含めた広域展開の枠組みの創設・拡充等
20 を進める。

21 22 **(4) 最先端の環境技術等の開発・実証と社会実装の推進**

23 気候変動への対応、生物多様性の保全、感染症対策、化学物質管理、災害対策等、
24 我が国が抱える様々な危機に対し、最先端の科学技術・イノベーションによって、対
25 応していくことが我が国の生命線となる。技術の開発・実証と社会実装に当たっては、
26 個別の環境分野だけではなく、個別の環境政策等の統合・シナジーを考える必要があ
27 る。それに加えて、成長する環境分野の市場において技術を展開していくには、技術
28 を起点としてどのように市場に普及させていくかを考えるだけではなく、市場を起点
29 として、市場のニーズを掴みながら、既存の製品・サービスや新しい技術の組合せを
30 念頭に置きつつ、技術開発・実証、社会実装を図る視点も求められる。

31 また、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する排出削減等指針を踏まえて、
32 温室効果ガス排出量の削減等に資する設備・技術が選択されるとともに、できる限り
33 温室効果ガス排出量を少なくする用法で使用されなければならないこととされている。
34 これを踏まえ、技術の選択を「あるべき姿」といった適切な方向にシフトさせていく
35 視点が、温暖化対策だけではなく他の環境分野においても必要である。

36 37 **(生物多様性と、他の社会課題・人の健康との関係性の総合的な分析)**

38 生物多様性と、気候変動や他の社会課題には、シナジー・トレードオフといった
39 相互関係があり、統合的な観点で分析・評価し、対策の最適化を図ることが必要で
40 ある。生物多様性と社会経済的要因の統合評価・シナリオ・モデルの研究開発を進

1 め、政策の効果的な実施に反映させる。生物多様性と人の健康との直接的な関係を
2 明らかにし、その好影響等の普及啓発を通じて、生物多様性の重要性に関する認識
3 が社会に広く浸透することの重要性に鑑み、環境研究総合推進費等を活用した関連
4 研究を促進する。

6 **(適応策・緩和策の科学的検討)**

7 気候変動は社会経済や生物多様性など多岐にわたる分野への影響が懸念されてお
8 り、適応策の検討に当たっては、様々な分野へのコベネフィットを評価していくこ
9 とが重要である。そのためにも、気候変動及び気候変動影響の観測、監視、予測及
10 び評価のデータや科学的知見等の気候リスク情報、気候変動適応に関する技術や優
11 良事例等の情報は、国、地方公共団体、事業者、国民等の各主体が気候変動適応に
12 取り組む上での基礎となるものであり、さらなる充実とアクセス性を向上させるこ
13 とが重要である。

15 **(環境と調和した形での技術の開発・実証と社会実装)**

16 技術の開発・実証と社会実装に当たっては、個別の環境分野への貢献のみならず、
17 他の環境分野との調和も踏まえて推進する必要がある。脱炭素型技術である二酸化
18 炭素回収・貯留（CCS）については、2030年までに民間事業者による事業の実施が見
19 込まれることを踏まえ、海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で適切かつ迅速に
20 実施されるよう環境保全に係る制度の整備を進める。

21 また、特に気候変動の影響を強く受ける農業分野について、みどりの食料システ
22 ム戦略に基づき、高温に強い品種や温暖化に適応した栽培管理技術の開発、高温環
23 境に適した品種や品目への転換、適応技術の普及等の推進等の対策を進める。

25 **(科学的見地からの化学物質管理の適正化)**

26 化学物質の管理については、特にグリーンな経済システムの構築や科学技術・イ
27 ノベーションの開発において、有用な新規の化学物質の創出や、持続可能性の高い
28 化学物質の活用拡大などが見込まれることから、化学物質の新規生産や使用状況の
29 変化などに応じた評価等を適切に実施して、リスクを管理する必要がある。また、
30 そうした評価結果やその過程で得られたモニタリングデータ等の知見を国民がアク
31 セス・利用しやすい形で共有・発信し、対話やリスクコミュニケーションを推進す
32 ることは、国民の化学物質に関する理解を促し、環境面が考慮された新規技術等の
33 円滑な社会実装につながる。

35 **(5) 生物や自然の摂理を活用した「環境・生命技術」の開発・実証と社会実装**

36 近年、微生物と植物の共生関係を利用した減農薬農業など生物の共生関係を利用し
37 た低環境負荷技術や、化合物を使わない防汚材料など生物の持つ優れた機能や形状を
38 模倣する技術を活用した低環境負荷技術（生物模倣技術：バイオミクリー）、化石資
39 源によらない微生物・植物による有用物質生産が可能な低環境負荷技術の開発が近年
40 急速に進んでいる。これらの技術は、生命に備わっている機能の活用や模倣により、

1 自然の摂理により近い形で低環境負荷を実現するものである。このような考え方の下、
2 こうした生物や自然の摂理を活用した低環境負荷技術（「環境・生命技術」）の研究開
3 発と社会実装を進めるための施策を述べる。

5 **（「環境・生命技術」の開発・実証と社会実装の推進）**

6 例えば、ハスの葉や蝶の羽の表面構造を模倣した撥水膜技術（PFAS 代替）を生か
7 した衣服などが既に民間企業で実用化されている。「環境・生命技術」の産業化も見
8 据え、生態系サービスの恩恵の一種であるバイオミミクリー（生物模倣）をイノ
9 ベーションの源泉として活用し、社会課題解決に向けた開発・実証を行う。

11 **（バイオマスからの高付加価値な化成品の生産）**

12 森林資源等を原料とする高機能材料であるセルロースナノファイバーや改質リグ
13 ニンは、自動車部材等の軽量化により燃費・効率の改善による地球温暖化対策への
14 貢献やプラスチック等の化成品のバイオマス度を高めることにより化石資源使用量
15 削減につながる循環型社会の実現への貢献が期待できる。

16 このようなバイオマス由来の化成品を様々な用途で活用していくため、開発・実
17 証を推進し、様々な用途での活用につなげていく。

19 **（6）イノベーションの担い手としての環境分野におけるスタートアップへの支援**

20 「新たな成長」を支える持続可能な社会の実現に向け、目指すべきゴールと現在の
21 延長上の未来（BAU：Business As Usual）との間には、大きなギャップが存在している。
22 このギャップを埋めるためには、様々な課題分野でイノベーションを起こし、社会に
23 実装していくことが必要である。世界的にはスタートアップ企業がイノベーションを
24 起こして様々な課題を解決しているが、近年では、我が国においても環境問題の解決
25 にインパクトを与え得るスタートアップ企業が出現してきているところである。この
26 ような背景を踏まえ、イノベーションの担い手としての環境分野におけるスタート
27 アップに対し政府として以下のように支援する。

29 **（環境スタートアップに対するシームレスな支援）**

30 スタートアップ育成5カ年計画（令和4年11月新しい資本主義実現会議決定）に
31 おいて、令和9年度（2027年度）にスタートアップ全体への投資額を10兆円規模と
32 することが目標として掲げられているが、同計画においては「スタートアップの創
33 業を検討する際、環境問題などの社会的課題の解決を目的にすることが多い」とさ
34 れられていることを踏まえ、優れた環境技術シーズを持つ環境スタートアップ等の研究
35 開発・社会実装支援等を抜本的に強化する必要がある。このため、科学技術・イノ
36 ベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）によるSBIR（Small
37 Business Innovation Research）制度等に基づき、事業構想段階や実用化段階、事業
38 化段階における資金的・技術的な支援や、事業化段階における信用付与等による事
39 業機会の創出を行うことにより、集中的・継続的で切れ目のない支援を実現し、環
40 境スタートアップ等によるイノベーションの実現と社会実装に向けた取組を強化し

1 ていく。

2 3 6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

4 5 (基本的な考え方)

6 エネルギー危機、食料危機も相まって、世界は未曾有の複合的な危機に直面して
7 いる。国境のない地球規模の環境問題においては、国際社会が誓約した 2030 年まで
8 の目標達成に向け、先進国・途上国の区分を超えて、分断ではなく、共に取り組む
9 「協働」の重要性がかつてなく高まっている。我が国にとっての便益を最大限追求
10 すると同時に、環境を軸とした国際協調を発展させ、世界の安定と人類の福祉に貢
11 献するため、戦略的な対応が必要である。

12
13 気候変動、生物多様性の損失、汚染という 3 つの世界的危機への対応に当たって、
14 脱炭素、ネイチャーポジティブ、循環経済等を統合的に実現する経済社会システム
15 の構築が世界的に求められている。我が国としては、ポスト SDGs の議論をにらみつ
16 つ、シナジーを最大化しながら、これらを実現するための具体的な好事例を示すな
17 どして国際議論を主導すべきである。我が国のこれまでの公害問題への対策や、伝
18 統的な自然共生やものを大切にする価値観は、持続可能な経済社会システムの構築
19 に当たって有用である。地域循環共生圏の創造を始めとした環境課題と社会・経済
20 的課題との同時解決を目指し、誰ひとり取り残さない、ウェルビーイング／生活の
21 質の向上とパッケージとなった取組を実施するとともに、G 7、G 20 等を通じてこ
22 れを国際的に発信・展開していくことが重要である。

23
24 こうした環境を軸とした国際協調の推進に当たっては、各国や非政府主体との
25 パートナーシップの強化が不可欠である。我が国の国際的な議論におけるプレゼン
26 スの向上、高い国際的な地位の維持の観点で、国際的なルールづくりに積極的に関
27 与することは極めて効果的である。また、G 7、G 20、ASEAN、太平洋島嶼国、中央
28 アジア、南アジア、アフリカ諸国等に対し、気候変動を始めとする環境問題の分野
29 別及び統合的な対策を実施し、我が国と他国・地域との間で協力関係の構築や、他
30 国・地域の環境問題の解決へ貢献することは、これらの国々、地域とのパートナ
31 ーシップ強化にもつながる。さらに、地球規模の環境問題における非政府組織の役割
32 の重要性に着目し、政府間だけではない、自治体や企業等も含めた多層的な国際協
33 力を追求する視点も欠かせない。特に、GHG 排出の約 4 分の 3 を占める¹²⁴都市での取
34 組は重要であり、知見・経験を国際的に共有するため、都市間の連携も促進してい
35 くべきである。併せて、国際的に環境に関する公平や正義、公正な移行、人権に関
36 する議論が盛んになっており、こうした議論にも適切に対応していくことが求めら

¹²⁴ IPCC 第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書より。この値は消費に基づく算定方法に基づいており、都市域の直接排出量と都市で消費される電力、物資、サービスの生産に関連した、都市域外の間接排出量を含み、航空輸送用および海運用のバンカー燃料および土地利用変化、林業、農業の排出量を除く。また CO₂ 及び CH₄ のすべての排出カテゴリを含む。

1 れる。

2
3 経済安全保障の観点からも、厳しい国際情勢を踏まえ、熾烈化する国際競争に対
4 し、環境を軸として十全に対処する必要がある。天然資源の争奪を巡っては、世界
5 全体の持続可能性の向上に向けた取組の強化が喫緊の課題である。また、環境問題
6 は国際的な科学協力を立脚しており、サイエンス・ディプロマシー（外交のための
7 科学）の観点が不可欠であり、経済安全保障やサイエンス・ディプロマシーを実現
8 するための基盤となる、科学技術・イノベーション施策の推進が求められる。

9
10 さらに、日本企業が技術や運用ノウハウ等で優位性を有する環境性能に優れた製
11 品や廃棄物等の環境関連インフラも多く、我が国の成長につながる市場を国際的に
12 拡大していくことが期待される。

13
14 2030年に向けて、各国のNDC達成及びネット・ゼロに向けた更なる野心の引き上げ
15 を目指し、気候変動・生物多様性・資源循環のシナジーを高める必要がある。また、
16 グローバル・サウスの成長、世界の多様化が進む現状を踏まえ、国家及び自治体、
17 さらには企業レベルで多層的に、また、アジアを始めとする各地域内や地域間の連
18 携を強化し、先進事例の横展開や波及を通じ、優れた脱炭素技術を始めとする環境
19 インフラの海外展開等による民間投資の拡大を通じ、環境・気候変動対策と持続可
20 能な社会の構築の好循環を加速させる。

21 22 (1) 国際的なルール作りへの貢献 ※一部調整中

23 いわゆる「環境外交」【P】により国際協調を発展させ、世界の安定と人類の福祉に
24 貢献するため、環境分野における国際的な議論における我が国のプレゼンス向上を目
25 指す。2023年にG7議長を務めた経験も踏まえ、気候変動、生物多様性の損失、汚染
26 という3つの世界的危機への対応に当たって、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャー
27 ポジティブ等を統合的に実現し、シナジーを最大化しながら、国際議論を先導し、
28 ルール作り貢献していく。

29 30 (パリ協定の実施への貢献)

31 2023年11月～12月に開催されたCOP28において実施された、パリ協定の目的達成
32 に向けた世界全体の進捗を評価する第1回グローバル・ストックテイクの中で、現
33 状各国が掲げる削減目標を積み上げても1.5℃目標は実現できないことが明らか
34 になった。我が国は2030年度目標に向けて着実に排出削減を進めており、この実績を
35 世界に示しつつ、パリ協定の運用を通じて、1.5℃目標の達成に向けた世界全体の気
36 候変動対策の野心を向上する議論に積極的に貢献していく。

37 具体的には、1.5℃目標達成のため、2025年までに提出する次期NDCが全ての温室
38 効果ガス、セクター、カテゴリーをカバーし、利用可能な最良の科学に基づき、
39 1.5℃目標に整合した、野心的な排出削減目標となるよう、我が国から全ての締約国
40 に働きかけを行うとともに、ネット・ゼロ目標の策定、正確な温室効果ガス排出情

1 報の整備、都市レベルの連携等、必要な途上国支援を実施する。また、各国と連携
2 して、パリ協定第6条（市場メカニズム）、持続可能なライフスタイルへの移行等を
3 推進する。

5 **（昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえた国際議論への戦略的貢献）**

6 2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議（CBD-COP15）で採択された昆明・
7 モンリオール生物多様性枠組（GBF）は、2030年までの生物多様性に関する世界目
8 標である。今後2030年までに開催されるCBD-COP等におけるGBFのゴール及びター
9 ゲットの達成に向けた進捗状況の把握のための指標策定に向けた議論に貢献すると
10 ともに、2030年以降のポストGBF、さらにはポスト2030アジェンダを見据え、自然環
11 境と持続可能な開発目標に関する幅広い国際議論への戦略的貢献を進める。技術的
12 な観点では、APBONを通じた生物多様性観測の国際連携、また、IPBES等による生物
13 多様性の状態評価・将来予測・シナリオ分析に関する国際議論への貢献を一体的に
14 推進する。

16 **（国際的な化学物質管理の推進）**

17 新興国等における化学物質管理の強化や、国際的な化学物質管理制度の協調に向
18 けて、我が国の知見等の共有を含めた対応を引き続き推進していく。

19 また、我が国の優れた水銀対策技術の海外展開を図り、水俣病経験国として世界
20 の水銀対策及び水俣条約の推進に貢献する。さらに、GFCの運用細則策定に際し、地
21 域代表として検討を主導するほか、化学物質と廃棄物の適正管理及び汚染の防止に
22 関する科学・政策パネル設置交渉において、我が国の知見・経験を活用し、合意形
23 成に貢献する。加えて、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において
24 も、我が国が有する科学的知見に基づき条約の着実な実施を推進する。

26 **（プラスチック汚染対策）**

27 我が国は、2019年のG20大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」
28 の共有に続き、2023年5月のG7広島サミットでは、2040年までに追加的なプラス
29 チック汚染をゼロにする野心を示し、国際的議論をリードした。プラスチック汚染
30 に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）
31 等の国際交渉においても、我が国として積極的に議論に貢献する。併せて、プラス
32 チックを含む海洋ごみのモニタリング手法の調和を推進することにより、国際的な
33 ルールの基盤となる科学的知見の充実に貢献する。また、多国間及び二国間の枠組
34 みの下での情報共有や国際協力、特にアジア地域におけるプラスチックを含む海洋
35 ごみの実態把握や資源循環の促進・普及啓発等を通じた発生抑制に貢献する。

37 **（企業活動の環境分野に関する国際ルール作りへの貢献）**

38 ESG金融を含むサステナブルファイナンスが急速に拡大する中、気候変動に加え、
39 循環経済や生物多様性等に関する企業の情報開示が重要性を増しており、今後はこ
40 れらの分野に係る国際ルールの形成がさらに進行すると考えられる。このため、

1 ISO/TC323（サーキュラーエコノミー）やTC331（生物多様性）といった新しい国際規
2 格について日本からの提案を推進するための調査等を実施する。

3 こうした新たな国際ルール作りを我が国が主導できるよう、CEREPやTNFD等に係る
4 国内企業の対応支援を行うとともに、これらの枠組みの基盤となる国際的なデータ
5 の標準化の提案等を行うことのできる拠点の形成等を行う。

7 (2) 環境分野における途上国支援

8 ASEAN、太平洋島嶼国、南アジア、アフリカ諸国等の途上国に対し、気候変動・環境
9 対策の各分野での我が国からの貢献を行うことにより、地球環境問題の解決に寄与す
10 るとともに、これらの国々とのパートナーシップ強化を図る。

12 (二国間クレジット制度（JCM）による途上国の脱炭素化への貢献)

13 JCM等を通じて、優れた脱炭素技術等、製品、システム、サービス、インフラの普
14 及や緩和活動の実施を加速し、途上国の持続可能な開発に貢献する。また、民間資
15 金を動員しつつ、海外での事業展開やインフラ整備等を通じて当該技術・ノウハウ
16 に磨きをかけ、国内外の市場で更なる環境性能や付加価値のある製品やインフラ展
17 開を促進することが重要である。また、需要側対策として、消費者の行動やライフ
18 スタイルの変容も促進する。

20 (GOSAT シリーズによる観測を通じた途上国を含む各国の削減取組の透明性向上への貢 21 献)

22 現在も運用を続けているGOSAT、GOSAT-2や2024年度に打上げ予定のGOSAT-GWなど、
23 GOSAT シリーズによる全球規模での継続的な観測、国・都市レベルでの排出量推計の
24 実施、推計手法の国際標準化、二国間支援等を通じて、途上国を含む各国の排出量
25 の国連への報告及び削減取組の透明性向上に貢献する。また2030年代以降も途上国
26 を含む地球全体の気候変動に関する科学の発展や国・都市レベルでの排出量推計の
27 高精度化等に継続的に貢献するため、国際的な動向を踏まえた温室効果ガス観測衛
28 星の後継機の検討を進める。

30 (脆弱国に対する迅速なロス&ダメージ支援の充実)

31 気候変動に対して脆弱な国からの、適応、ロス&ダメージへの支援のニーズは高
32 い。自然災害の多い日本においては災害対応のノウハウや知見、技術があり、優れ
33 た気象・気候変動予測技術・サービスなどを持っている。各国、各地域のニーズに
34 応じたきめ細やかな支援を、ジェンダー平等や地域住民の参加等を促進し、考慮し
35 つつ進める。また、持続可能な支援の在り方として、適応ビジネスの海外展開を促
36 進する。海外展開に向けては、気候変動による社会経済や生物多様性への影響の軽
37 減だけでなく、自然を活用した解決策（NbS）や生態系を活用した防災・減災（Eco-
38 DRR）、緩和策等とのコベネフィットを目指す。

40 (水・大気環境国際協力)

1 アジア地域を始めとする途上国において依然として深刻な課題である水・大気環
2 境汚染への対策を促進するため、アジア水環境改善パートナーシップ(WEPA)、大気汚
3 染物質全般を対象を拡大した東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)等の
4 多国間の枠組み、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)の下での大気汚染政策対話と黄砂
5 共同研究、国連環境計画(UNEP)、クリーン・エア・アジア(CAA)、国際応用システム
6 分析研究所(IIASA)等と連携した大気汚染対策と気候変動対策のコベネフィット・ア
7 プローチの推進、二国間の協力等を通じて、我が国の知見・経験の共有、技術移転、
8 能力開発等の国際協力を推進する。

10 (日 ASEAN みどり協力プランに基づく ASEAN 地域への貢献)

11 我が国における「みどりの食料システム戦略」に基づく取組は、気象条件や農業
12 生産構造の類似するアジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとな
13 り得るものであり、2023年10月の日 ASEAN 農林大臣会合において採択された「日
14 ASEAN みどり協力プラン」に基づき、ASEAN 各国のニーズに応じながら、我が国の技
15 術や経験を活かした協力プロジェクトを推進する。

17 (国際機関等と連携した途上国における持続可能な森林経営・木材利用の促進)

18 2023年のG7の成果を踏まえて、世界におけるネット・ゼロ社会の実現に貢献す
19 るため、途上国における違法伐採対策を含む持続可能な森林経営と木材利用の促進
20 を支援する。FAOやITTO等による国際的なイニシアティブ「持続可能な世界のための
21 持続可能な木材利用(SW4SW)等や関心国とも連携した取組を展開・発信していく。

23 (3) 経済安全保障への対応

24 脱炭素化の実現のために必要不可欠なベースメタル(銅等)やレアメタル(リチウ
25 ム、コバルト等)の需要が高まっており、世界的に鉱物資源等の需給逼迫や価格高騰、
26 さらには供給途絶リスクが顕在化している。国際的なバリューチェーンにおける徹底
27 した資源循環を促進することで、気候変動、生物多様性損失、汚染等の環境負荷を大
28 幅に低減するとともに、我が国の経済安全保障にも貢献する。

30 (国際的なバリューチェーンにおける徹底した資源循環の促進)

31 国際資源パネル(IRP)のレポートにおいて、世界の天然資源の採取と加工が、地
32 球全体の温室効果ガス排出量の要因の約半分、生物多様性の損失と負の水ストレス
33 の要因の90%、粒子状物質の健康影響の約3分の1を占めると指摘されている。こ
34 のため、国際的な環境負荷削減と経済安全保障の両面から、企業の国際的なバ
35 リューチェーンにおける循環性を強化し、天然資源利用の削減を進める。国内外の
36 重要鉱物等を含む金属資源循環を、適正で高度なリサイクル等を通じて強化する。

38 (4) 我が国の優れた取組の海外展開

39 我が国の、人が手を入れることで自然の価値を維持・向上させていく自然との関わ
40 り方や、「もったいない」を始めとする資源循環の価値観は、世界に誇るべき資質であ

1 り、我が国のみならず気候・風土・文化を共有するアジア諸国の特色である。この強
2 みをさらに磨き上げて国際的に評価されるよう取り組み、アジア諸国を始めとする国
3 際的な取組をリードしていくべきである。大阪・関西万博とも連携しながら、地域循
4 環共生圏を始めとする我が国の優れた取組を海外に発信・展開する。

6 **(気候変動・生物多様性・資源循環等様々な分野のシナジーの発揮)**

7 我が国の技術や知見を最大限活用し、気候変動、生物多様性の損失、汚染という
8 3つの地球的危機を克服し、SDGs の目標を統合的に達成するため、相互に関連する
9 これら問題の相乗効果（シナジー）を拡大し、トレードオフを最小化する取組を我
10 が国が主導して進めることで、ネット・ゼロで、循環型で、ネイチャーポジティブ
11 な経済の実現を目指す。そのため、2024年3月に国連環境総会において我が国が提
12 案し、採択された決議を基にして、各国や国際機関と連携し、自然を活用した解決
13 策（NbS）などシナジーの好事例を集め、それを基に政策立案のためのガイダンスを
14 策定する。IPCC、IPBES や IRP 等と連携して、シナジーの科学的分析を進め、その活
15 動を支援する。シナジーを実現する取組に資金が流れるようにするため、政府開発
16 援助や国際開発金融機関においてシナジーの観点を主流化することに加え、企業の
17 バリューチェーンでの情報開示を進める。

19 **(世界全体のバリューチェーンにおける脱フロン化の促進)**

20 フロン類のライフサイクルマネジメントの取組の推進を目的とした国際的な枠組
21 みである「フルオロカーボン・イニシアティブ（IFL）」により、日本が強みを持つ、
22 フロン機器の使用時や廃棄時における対策に係る途上国への技術協力を通じて、国
23 際的なリーダーシップを発揮しながら、世界全体の温室効果ガスの排出削減に貢献
24 する。

1	第3章 個別分野の重点的施策の展開	※以下は現行計画の見出しを記載
2		
3	1 気候変動対策	
4		
5	2 循環型社会の形成	
6		
7	3 生物多様性の確保・自然共生	
8		
9	4 環境リスクの管理	
10		
11	5 各種施策の基盤となる施策	
12		
13	6 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応	
14		
15	第3部 環境保全施策の体系	
16		
17	第4部 計画の効果的実施	
18		
19	1 計画の実施	
20		
21	2 計画の進捗状況の点検	
22		
23	3 計画の見直し	
24		
25		